

令和2年11月定例会

# 文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

## 会議録

長崎県議会

# 目 次

## (追加上程議案審査)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、付議事件 .....	1
4、経過	
委員会	
教育長議案説明 .....	1
教職員課長補足説明 .....	2
議案に対する質疑 .....	3
議案に対する討論 .....	6

## (委員間討議)

審査内容等に関する委員間討議(協議) .....	6
--------------------------	---

## (第1日目)

1、開催日時・場所 .....	8
2、出席者 .....	8
3、審査事件 .....	8
4、付託事件 .....	9
5、経過	

## (総務部)

### 分科会

総務部長予算議案説明 .....	10
予算議案に対する質疑 .....	11
予算議案に対する討論 .....	11

### 委員会

総務部長総括説明 .....	11
学事振興課総括課長補佐補足説明 .....	13
議案に対する質疑 .....	14
議案に対する討論 .....	17
陳情審査 .....	17
議案外所管事務一般に対する質問 .....	17

## (教育委員会)

### 分科会

教育長予算議案等説明 .....	31
教育環境整備課長補足説明 .....	32
生涯学習課長補足説明 .....	33
体育保健課長補足説明 .....	34
予算議案に対する質疑 .....	35
予算議案に対する討論 .....	42

### 委員会

教育長総括説明 .....	43
議案に対する質疑 .....	45
議案に対する討論 .....	47

陳情審査 .....	4 8
<b>(第2日目)</b>	
1、開催日時・場所 .....	4 9
2、出席者 .....	4 9
3、経過	
<b>(教育委員会)</b>	
委員会	
議案外所管事務一般に対する質問 .....	4 9

<b>(第3日目)</b>	
1、開催日時・場所 .....	7 3
2、出席者 .....	7 3
3、経過	
<b>(福祉保健部、こども政策局)</b>	
分科会	
福祉保健部長予算議案等説明 .....	7 4
こども施策局長予算議案説明 .....	7 5
医療政策課長補足説明 .....	7 5
障害福祉課長補足説明 .....	7 6
予算議案に対する質疑 .....	7 7
予算議案に対する討論 .....	7 7
委員会	
福祉保健部長総括説明 .....	7 8
こども政策局長総括説明 .....	8 0
福祉保健課長補足説明 .....	8 2
福祉保健課企画監補足説明 .....	8 2
医療政策課長補足説明 .....	8 3
国保・健康増進課長補足説明 .....	8 5
国保・健康増進課企画監補足説明 .....	8 6
長寿社会課長補足説明 .....	8 6
障害福祉課長補足説明 .....	8 7
こども家庭課長補足説明 .....	8 8
請願審査 .....	8 9
議案に対する質疑 .....	9 2
議案に対する討論 .....	9 6
陳情審査 .....	9 6
請願審査 .....	1 0 0
議案外審査通告項目について .....	(書面答弁のため配布資料)

**(配付資料)**

- ・分科会関係議案説明資料
- ・分科会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)
- ・議案外質問通告項目について(福祉保健部・こども政策局)

1 1 月 2 5 日

( 追加 上程 議案 審査 )  
及び  
委員 間 討 議

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年11月25日

自 午後 1時 0分  
至 午後 1時29分  
於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

委員 長	深堀ひろし 君
副委員 長	石本 政弘 君
委員	中山 功 君
"	外間 雅広 君
"	堀江ひとみ 君
"	川崎 祥司 君
"	松本 洋介 君
"	大場 博文 君
"	下条 博文 君
"	赤木 幸仁 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

教育 長	池松 誠二 君
教育 次 長	林田 和喜 君
総務 課 長	桑宮 直彦 君
教職員 課 長	上原 大善 君

6、付託事件の件名

○文教厚生委員会

(1) 議案

第159号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する  
条例（関係分）

7、審査の経過次のとおり

午後 1時 0分 開会

【深堀委員長】ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、今定例会における会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中山委員、赤木委員の両人をお願いいたします。

本日、本委員会に付託されました案件は、第159号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

本日は、まず、はじめに付託議案の審査を行い、次に令和2年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

次に、本日の理事者の出席範囲についてですが、議案に直接関係する者に限定することとし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、議案を議題といたします。

教育長より議案説明をお願いいたします。

【池松教育長】教育委員会関係の議案について

ご説明いたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例関係）」、教育委員会の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第159号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

この条例は、県人事委員会による10月21日付けの「職員の給与に関する報告及び勧告」並びに国家公務員の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与改定等を実施するため関係条例を改正しようとするものであります。

改正の内容は、令和2年度の給与改定において、期末手当の0.05月分の引き下げなどとなっております。

なお、具体的内容につきましては、この後、教職員課長から補足説明いたします。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

次に、教職員課長より補足説明をお願いいたします。

【上原教職員課長】 お手数ですが、**「文教厚生委員会説明資料」**、横長の第159号議案と書いてある資料をお手元に準備をお願いいたします。

資料1ページをお開きください。

第159号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分についてご説明いたします。

この条例は、本年10月21日に行われました県人事委員会報告及び勧告、また、本年11月12日

に行われた月例給の改定を行わない県人事委員会報告、また、国の取扱い等を踏まえ、本年度及び次年度以降の給与改定を行うため、関係条例を改正しようとするものであります。

具体的な内容ですけれども、2、改正内容の部分になります。

（1）職員の給与に関する条例の一部改正については、ア 期末・勤勉手当の改定となりますけれども、県の人事委員会勧告に基づき、国に準じて改正をするものであります。年間の支給月数を引き下げるもので、現行の年間4.50月を、期末手当について0.05月分引き下げ、4.45月とするものであります。

2ページをお開きください。

イ 勤務1時間当たりの給与額の算出方法の見直しについてですけれども、時間外勤務手当等の単価となる1時間当たりの給与額の算出方法について、分母の休日相当日数を18日として計算していたものを、各年度の実休日日数に応じて計算するように見直しを行うものであります。

次に、（2）一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、（3）長崎県教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、期末手当の支給月数を0.05月引き下げるものであります。

次に、（4）会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正については、期末手当の支給月数の引き下げに伴い、所要の改正を行うものであります。

3ページをご覧ください。

実施時期についてですが、令和2年12月期の期末・勤勉手当の支給月数については令和2年12月1日から、令和3年度以降の期末・勤勉手当

の支給月数の改定等については令和3年4月1日から実施したいと考えております。

以上の制度改正によりまして、今年度、全部局で約4億6,000万円、そのうち教育委員会関係で約3億円の減額を予定しております。

以上で議案についての補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 教育長は、条例改正の理由を「県人事委員会の勧告を踏まえ」と説明をされました。県人事委員会の勧告だけで引き下げとなったのか。例えば、平成21年、給与引き下げの議案の説明では「国の取扱いを踏まえ、本県においても慎重に検討した」と教育長は説明をしています。今回の条例改正は、長崎県の状況を検討されたのか、されなかったのか、この点からお聞きいたします。

【上原教職員課長】 地方公務員の給与につきましては、地方公務員法により、民間、国等との均衡を図る必要があることとなっております。具体的には、人事委員会が公民比較調査を行い、国の人事院勧告の状況も考慮のうえ、公民較差がある場合には民間との水準を合わせるべく給与改定を任命権者に勧告し、任命権者において労働基本権制約の代償措置としてこの勧告を尊重していくということが求められております。

給与水準の均衡の原則と勧告の尊重という法的要請に応えるということからそういった判断をしたものであります。国の取扱い等も踏まえということで、教育長説明に記載させていただいております。

国においては、11月6日に閣議決定がなされております。その際に、総務副大臣から、各地方公共団体に通知がなされております。その際の通知としましては、本年の給与改定について、「国家公務員の月例給については、民間給与との較差が極めて小さいことから、改定を行わないこととされたところである。各地方公共団体においては人事委員会の給与に関する勧告及び報告を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況も勘案し、適切に対処すること」、それと「国家公務員の期末・勤勉手当については、民間の支給状況を反映して、支給月数を0.05月引き下げることとし、各地方公共団体においては、人事委員会の調査結果を踏まえつつ、適正な改定を行うこと」ということで、技術的助言がなされております。

こういった国からの通知等も踏まえつつ、人事委員会勧告をこれまで尊重してきたことを踏まえまして、今回、給与条例の改正について提案をさせていただいたものであります。

【堀江委員】 人事院勧告を尊重するというのは、私もわかっていますよ。私が質問したのは、そういう勧告を踏まえたうえで本県においても慎重に検討した、例えば平成21年度はそういう理由を述べていた。今回は述べてないでしょう。だから、私が質問したのは、本県においても慎重に検討したのかどうか、その質問をしたのに、今の答弁はなっていませんよ。本県の状況を慎重に検討したんですか、しなかったんですか。

【上原教職員課長】 人事委員会の方におきまして、7月までのボーナス、それと4月の民間等の給与、そういったものを比較して、今回、人事委員会の勧告がなされたものというふうに考えております。

その勧告も踏まえつつ、国の状況も踏まえ、

本県の状況、そういったものも検討しながら、今回、給与条例の改正について提案をさせていただいたということでもあります。

【堀江委員】本県の状況を検討した。どのように検討したんですか。

【上原教職員課長】基本的には、公民比較ということであれば人事委員会の勧告と国の閣議決定を踏まえております。そういったものを踏まえて、本県の状況、これまでも人事委員会勧告を尊重してきたということを踏まえて、今回、給与条例の改正について提案をさせていただいているものであります。

【堀江委員】例えば、本県の状況をどう検討するかという時に、他県と比べてどうなのか、それから金額も含めてどうなのか、そういったことがこれまで答弁としては返ってきていたんですね。

そうしますと、長崎県の歳入に占める県民一人当たりの県税は全国46位ですよ。その中で今回、月別の給与についてはそれこそ民間と差がないよと、しかし、期末手当については差があるので、低きに合わせるから今回下げますよということなんです。今回の12月だけでなく、来年、令和3年度もこれは下げるんですよ。

そこでお尋ねしますが、じゃ、教職員の期末手当の減が地域経済に与える影響をどのように考えているのか。今回の教職員、それから来年も含めて期末手当が下がるということは、地域経済に与える影響はないと認識しているのか、見解を求めます。

【上原教職員課長】今回の給与改定によりまして、先ほどご説明しましたけれども、県全体で約4億6,000万円の減を予定しております。教育庁関係では約3億円の減、これが行政職給料表の適用者一人当たりで見ますと、平均1万9,000

円の減ということでもあります。

そういうことでもありますけれども、地域経済に影響がないのかということであれば、一定影響を与える可能性はあるかというふうに考えております。ただ、これまでも人事委員会勧告制度を尊重する基本姿勢で給与制度の改正を行ってきたところであります。そういったところで今回提案をさせていただいたということでもあります。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】委員長を交代します。

【石本副委員長】委員長、どうぞ。

【深堀委員長】1点お尋ねですが、改正内容の(1)のイ、勤務1時間当たりの給与額の算出方法の見直しに関してですが、今回、資料に記載のとおり、休日相当日数を18日として計算していたものを、各年度の実休日数に応じて計算するように見直すと、この趣旨は何ですか。なぜこれを見直すようになったんですか。

【上原教職員課長】現在、資料に記載しているとおり、休日日数につきましては18日という形で固定をさせていただいているところであります。ただ、実際の年間の休日数につきましては、週休日が重なることによって変動しております。例えば、今年度であれば18日ということでもありますけれども、令和3年度であれば19日、令和4年度であれば18日、そういった形で実休日数というものは変動をしております。

実際の年間の休日数に応じて計算している変動制といいますか、実際の休日数に応じて計算をしている団体が最近多いと、全国で大体30団体でそのような制度を採用されているといったことを踏まえまして、本県においても実際の年間の休日数に応じて計算を見直ししようとする



ものであります。

【深堀委員長】今の説明をわからないでもないんですが、これでいけば、例えば令和3年度が19日になるということになれば、全く賃金が変わらなかった時に、Aという人の賃金の1時間の単価が、結局令和2年度と令和3年度を比べると上がるわけですよ。

通常、給与というのは、1か月の暦月で支払うわけであって、その時に何月は何日休日があるからといってその賃金が変わるかという下らないわけですよ。その観点から考えた時に、これは勤務1時間当たりの給与額ということは、イコール時間外手当の単価も変わるわけですね。そうしたら、同じ人が年間の休日が多いか少ないかによって、単価が毎年変わるという考え方はいかなものかと、私はちょっと思うんだけども。

先ほどどこかの団体がこういう考え方を示したからと言われたけれども、これは全公務員みんな同じようにこういうふうになるんですか。

【上原教職員課長】団体によって取扱いが違ってくるところであります。ただ、全国的には、今ご説明しましたように変動制を採用しているところが多いという状況も踏まえております。

それと、民間の取扱いを申し上げますと、労働基準法及び施行規則におきまして割増賃金の単価の計算方法が示されておりまして、所定労働時間、つまり就業規則で定める勤務日における労働時間をもとに算出するというものになっておりまして、民間も同様の状況となっております。そういったところで今回改正について見直しを行おうとしているものであります。

【深堀委員長】最後にもう一つだけお尋ねします。

ここでいう算出は、1時間当たりの算出方法

になっているけれども、それはどういうところに影響しますか。私がさっき言った時間外超過勤務の手当は、労働基準法上でいけば1時間、通常の賃金に対して2割5分増し以上の時間外手当を払わなければいけないというふうに労働基準法では定められているわけですが、その算定根拠になる時間だけなのか。それとも、時間給制度があって、その時間を休んだ時にそれを使うのか。この単価を算出することによって、どういう賃金に影響を及ぼすのか、そのあたりを教えてください。

【石本副委員長】しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時17分 休憩

-----  
午後 1時18分 再開

-----  
【石本副委員長】委員会を再開いたします。

【上原教職員課長】基本的には、時間外勤務手当の単価となります。それと勤務する時間帯によって割増の部分が変わってくるという形になってくるかと思えます。

【深堀委員長】そしたら、ここで1時間当たりの給与の算出方法を見直した結果、影響するのは、超過勤務の手当の分だけということですね。

【上原教職員課長】基本的にそうです。算出基礎としてはそういうこととなります。

【深堀委員長】少し関連するんですけども、超過勤務の部分と休日に出勤した時の割増の率は違いますけれども、このイで算出した1時間当たりの単価に、通常日の時間外の部分と、それから休日の割増の率というのを教えてください。

【石本副委員長】暫時休憩いたします。

-----  
午後 1時19分 休憩

-----  
午後 1時20分 再開

【石本副委員長】再開いたします。

【上原教職員課長】通常の週休日以外の時間について申しますと、午前零時から午前5時、または午後10時から午前零時の時間外としましては100分の150、それ以外の時間帯については100分の125、週休日につきましては、先ほど言いました午前零時から午前5時、または午後10時から午前零時の部分については100分の160、それ以外の時間帯については100分の135というふうになっております。

【深堀委員長】わかりました。ということは、これはいわゆる法に定められた率の部分で、このイで算出された時間給に割増で与えているということですね。わかりました。

【石本副委員長】委員長を交代します。

【深堀委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】第159号議案の関係部分につきまして、「教職員の期末手当の減は、地域経済へ一定影響は与える」と教職員課長の答弁がありました。

厳しい県民の暮らしの中で、教職員の期末手当の減は、本人、ご家族の生活設計に影響するだけでなく、さらなる民間給与の引き下げとなり、悪循環です。これでは地域経済の向上にはならず、地域経済は疲弊していきます。コロナ禍の時だからこそ、地域経済を活性化することが求められています。

県民の消費、購買力を上げることが景気対策であるという立場からも、教職員の期末手当等の引き下げは同意できません。

【深堀委員長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第159号議案のうち関係部分について、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【深堀委員長】起立多数。

よって、第159号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査内容について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時22分 休憩

-----  
午後 1時22分 再開  
-----

【深堀委員長】再開いたします。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

この後、委員会日程等を決定する委員間討論を行うため、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時23分 休憩

-----  
午後 1時28分 再開  
-----

【深堀委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審

査内容については、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかにはないので、これをもって本日の文教厚生委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

.....  
午後 1時29分 閉会  
.....

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年12月8日

自 午前10時 0分  
至 午後 2時58分  
於 委員会室 2

教育環境整備課長	日高 真吾 君
教職員課長	上原 大善 君
義務教育課長	加藤 盛彦 君
義務教育課人事管理監	大場 祥一 君
高校教育課長	狩野 博臣 君
高校教育課人事管理監	山崎 由美 君
特別支援教育課長	宮崎 耕二 君
児童生徒支援課参事	岩橋 順弘 君
生涯学習課長	立木 貴文 君
生涯学習課企画監	山崎 賢一 君
学芸文化課長	草野 悦郎 君
体育保健課長	松崎 耕士 君
体育保健課体育指導監	岩橋 英夫 君
教育センター所長	山口 千樹 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	深堀ひろし 君
副委員長（副会長）	石本 政弘 君
委員	中山 功 君
”	外間 雅広 君
”	堀江ひとみ 君
”	川崎 祥司 君
”	松本 洋介 君
”	大場 博文 君
”	下条 博文 君
”	赤木 幸仁 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（文教厚生分科会）

第122号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）

（関係分）

第156号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）

（関係分）

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

総務部長	大田 圭 君
学事振興課総括課長補佐	川端 雄児 君

-----

教育長	池松 誠二 君
政策監	島村 秀世 君
教育次長	林田 和喜 君
総務課長	桑宮 直彦 君
県立学校改革推進室長	松山 度良 君
福利厚生室長	吉田 和弘 君

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議案

第127号議案

長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部を  
改正する条例

第141号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第142号議案

- 公の施設の指定管理者の指定について  
第143号議案
- 公の施設の指定管理者の指定について  
第144号議案
- 公の施設の指定管理者の指定について  
第153号議案
- 長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について（関係分）
- （2）請 願
- ・介護・障害福祉サービス報酬単価の引き上げと人材確保に資する処遇改善施策の拡充と弾力化に関する請願書
  - ・「薬局の従事者に対する慰労金」に関する請願書
- （3）陳 情
- ・要望書（佐々町）
  - ・長崎県庁跡地に所在する遺跡の保存活用に関する要望書
  - ・令和3年度 離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
  - ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書
  - ・要望書（長崎県保育協会）
  - ・要望書（私立学校等に対する助成制度の充実について）
  - ・私立学校に対する支援制度の充実強化について（お願い）
  - ・要望書（半島振興対策の充実について他）
  - ・陳情書（国は国内に（医療用品）を生産する国策会社を設立すべきとの意見書を厚生労働省に提出する事について）
  - ・ゆきとどいた教育を求める陳情
  - ・要望書（民生委員児童委員協議会等運営費補助金の確保について）
  - ・要望書（市町民生委員児童委員協議会等運営費

- 補助金減額分の対応について）
- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・整備に関する陳情書

---

## 8、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開会  
-----

【深堀委員長】 皆さん、おはようございます。ただいまから、文教厚生委員会並びに予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第127号議案「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例」ほか5件であります。

そのほか、請願2件、陳情13件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を文教厚生分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、ほか1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり、総務部、教育委員会、こども政策局を含む福祉保健部の順に行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

また、議案外につきましては、開会日の委員会でお知らせしましたとおり、法定提出資料及び計画案件を含め全ての議案外について、事前通告いただいた質問を行うことといたします。

事前通告いただいた質問は、お手元にお配りしております一覧表のとおりとなっております。

質疑応答時間につきましては、1部局の審査において、答弁も含め一人1回20分以内とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、学事振興課門池課長から、本分科会及び委員会を欠席し、川端総括課長補佐を代理出席させる旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

【深堀分科会長】 それでは、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より予算議案の説明をお願いいたします。

【大田総務部長】 総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の「予算決算委員会文教厚生分科会関係説明資料」及び（追加1）をお開きいただければと存じます。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてご説明申し上げます。

歳出予算は、大学費15万3,000円の増、私立学校振興費122万4,000円の減、合計107万1,000

円の減となっております。

この歳出予算の内容は、総務部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費といたしまして、大学費15万3,000円の増、私立学校振興費422万4,000円の減、合計407万1,000円の減という形でございます。

私立の小・中・高等学校において、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして、予定していた修学旅行を急遽中止をしたということによりまして発生をいたしましたキャンセル料の負担を補助する経費といたしまして、私立学校振興費300万円の増、合計300万円の増という形でそれぞれ計上してございます。

次に、「予算決算委員会文教厚生分科会関係資料（追加1）」をお開きいただければと存じます。

第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明申し上げます。

これは、職員の給与改定に要する経費でございます。

歳出予算といたしまして、大学費6万9,000円の減、私立学校振興費12万円の減、合計18万9,000円の減でございます。

この結果、令和2年度の総務部所管の歳出予算総額といたしましては、大学費30億6,899万4,000円、私立学校振興費100億2,574万1,000円、合計といたしまして130億9,473万5,000円という形でございます。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予

算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第122号議案のうち関係部分及び第156号議案のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【深堀委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたしますが、所管事項等の説明を併せて説明を求めます。

それでは、総務部長より総括説明をお願いいたします。

【大田総務部長】 総務部関係の議案についてご説明申し上げます。

総務部の「文教厚生委員会関係説明資料」及び(追加1)をお開きいただければと存じます。

今回ご審議をお願いしておりますのは、第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」のうち関係部分でございます。

計画議案についてご説明を申し上げます。

基本戦略のうち、総務部関係といたしまして

は、基本戦略1-1「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」において、魅力ある選ばれる県立大学づくり、基本戦略1-3「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」において、魅力ある私立学校づくりや私立学校の耐震化の推進、基本戦略2-1「新しい時代に対応した力強い産業を育てる」において、県立学校情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）を活用した産業振興に取り組むこととしております。

こうした施策を積極的に推進し、県民の皆様と一体となりまして力強い長崎県づくりを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明を申し上げます。

今回、ご報告をいたしますのは、県立大学の卒業予定者の就職内定状況について、新たな行財政改革に関する計画素案の策定について、事務事業評価の実施について、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況について、令和3年度の重点施策についてでございます。

まず、県立大学の卒業予定者の就職内定状況についてでございます。

長崎県立大学における令和3年3月卒業予定者の10月末現在の就職内定率につきましては、74.2%と、前年同期比で7.4ポイントの減となっております。

学部別といたしましては、経営学部が68.0%、地域創造学部が65.8%、国際社会学部が85.9%、情報システム学部が93.5%、看護栄養学部が92.6%というふうになってございます。

一方、就職内定者のうち県内企業の割合といたしましては27.5%でありまして、前年同期比0.6ポイントの減となっております。学部別といたしましては、経営学部が21.3%、地域創造



学部が30.2%、国際社会学部が40.0%、情報システム学部が16.7%、看護栄養学部が34.1%ということになってございます。

県立大学におきましては、県内就職に向けた取組を積極的に実施してまいりましたけれども、10月末時点におきましては、前年同期を下回る県内内定率となっております。

今年度は、コロナ禍における就職への不安から、早期に就職先を決定したいという学生の志向もございまして、動きの早い県外企業に就職を決定するという傾向も見られますが、今後も引き続き、未内定者に対し県内企業を紹介していくとともに、県内内定割合の低下要因を分析をいたしまして、県内就職率向上への取組を推進してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、新たな行財政改革に関する計画素案の策定についてでございます。

令和3年度から新たに取組む行財政改革に関する計画につきましては、これまでの県議会や長崎県行財政改革懇話会におけるご意見も踏まえまして、このたび計画素案として取りまとめました。

素案におきましては、「挑戦と持続を両立する行財政運営」、「行政のデジタル化と働き方改革」、「多様な主体との連携と人材育成」を柱といたしまして、具体的な取組をお示ししてございます。推進期間といたしましては、令和3年度から7年度までという形にしてございます。

総務部におきましては、全庁的な取組でございます事業の選択と集中や、内部管理経費の縮減等に取り組むとともに、行政手続や庁内業務におけるデジタル化の促進、環境変化に対応した働き方の推進や活力ある職場づくり、NP

や企業等の地域社会を支える多様な主体との連携・協働の推進などに取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見も十分にお伺いするとともに、県民の皆様のご意見も頂戴しながら、今年度中の計画策定を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、事務事業評価の実施についてであります。

事務事業評価につきましては、6件の事業群評価調書によりまして、13件の事業を評価いたしました。そのうち4件の事業につきまして、令和3年度に向けて改善の見直しを検討してございます。

今後は、県議会における議論も踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況についてでございます。

総務部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、「人財県長崎の実現によりひととしごとの好循環を生み出す」に取り組んでおりまして、関連する事業等につきまして評価・検証を実施いたしました。

この5年間にございまして、県立大学におきましては、平成28年4月の学部学科再編で情報セキュリティ学科を設置いたしまして、高い専門性と実践力を身に着けた情報セキュリティ人材の育成に取り組んでまいりまして、令和2年3月に第1期生が卒業という形で、県内外の情報関連企業などに就職しているということでございます。

今後の方向性としていたしましては、全国的にセキュリティ人材が不足する中におきまして、令和3年4月に情報セキュリティ学科の入学定員を増員するとともに、新たに情報セキュリティ産学共同研究センター、これは仮称でございます

すけれども、の整備を進めるなど、人材の育成や企業との連携強化に取り組んでいくこととしてございます。

続きまして、「文教厚生委員会関係説明資料（追加1）」の1ページをお開きいただければと思います。

令和3年度の重点施策でございます。

総務部の予算編成における基本方針といたしましては、地域に根差した実践的な教育等を通じて若者の地元定着を推進するほか、企業との連携強化、大学の競争力向上に向けた教育環境の整備・充実を図ることで魅力ある選ばれる県立大学を目指します。

また、少子化の進行、グローバル化や情報化の進展など、教育を取り巻く環境が変化する中、建学の精神に基づいた特色ある教育による魅力ある私立学校づくりを推進してまいります。

そのため、大学の特色強化と企業との連携推進によりまして、県立大学のさらなる強みを生み出し、高校生等の進学促進、県内産業の発展につなげるため、令和2年度から県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の整備に取り組んでおりますが、令和3年度から建設工事の着手を計画しているところでございます。

また、ICT活用など、新しい時代の教育への対応、地域に根づいたふるさと教育の実践など、学校の魅力向上や生徒の能力を伸ばす私立学校の取組への支援を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分に踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいというふうに考えてございます。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わ

ります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

次に、学事振興課総括課長補佐より補足説明を求めます。

【川端学事振興課総括課長補佐】 それでは、補足説明をさせていただきます。

お手元にある「令和2年11月定例県議会文教厚生委員会課長補足説明資料」、資料1をご覧ください。A4判の横になっている資料でございます。

それでは、県立大学の卒業予定者の就職内定状況について、補足して説明いたします。

学科ごとに10月末現在の就職内定状況を記載しております。表の左側の令和2年度10月末時点内定状況のところをご覧ください。

本会議において、総務部長からも答弁させていただきましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、県立大学の就職内定状況は74.2%、昨年同期比7ポイント減と、学生にとって大変厳しい状況となっております。

シーボルト校の就職内定率は、前年を上回っておりますが、文系学部である佐世保校は内定率が前年同期比12.1ポイントと苦戦している状況でございます。

県内企業におきましては、まだまだ採用活動を継続している企業もございますので、就職活動を続けている学生に個別に紹介するなど、就職を希望する学生全員が内定できるよう引き続き全力を挙げて支援してまいります。

また、県内企業への就職内定状況は、経営学科が21.7%、国際経営学科が20.5%、公共政策学科が26.8%、実践経済学科が33.3%、旧学部で16.7%、佐世保校全体で26%となっており、

前年度比1.1ポイントの減少となっております。

次に、シーボルト校でございますが、国際社会学科40%、情報システム学科25%、情報セキュリティ学科6.3%、看護学科42%、栄養健康学科23.7%などで、シーボルト校全体で29.5%となっており、前年度比0.4ポイント減少しております。

表の下段ですが、大学全体といたしましては27.5%で、前年度比0.6%減少というふうとなっております。

主な要因といたしましては、県内生の県内内定率が前年度と比べ上昇しているものの、就職希望者のうち、県内出身者が5%ほど減少していることが挙げられます。

また、全体的に新型コロナウイルス感染拡大の影響がプラス面、マイナス面、それぞれ影響が出ている状況となっております。

プラス面の影響といたしましては、学生の目が県内企業に向けた結果、国際経営学科、実践経済学科、国際社会学科、情報システム学科などでは県内内定率が改善する傾向が見られます。

マイナス面といたしましては、先ほど総務部長からも説明がありましたが、県外企業の採用活動の動きが早く、学生もコロナ禍の不安から、一刻も早く就職先を決定したいという考えもあり、結果として県外企業に決めてしまったという状況もあったと聞いております。

特に、こうした傾向が顕著だったのが情報セキュリティ学科でございます。

また、公務員試験についても、例年と比べ、1か月から2か月遅れのスケジュールとなっており、公務員試験の受験生が多い公共政策学科の学生は、まだ結果が出ていない学生も多く、現在のところ、昨年度実績を下回る結果となっております。

現時点では、新型コロナウイルスの影響もあり、前年度のデータと比べると、まだまだ不確定要素が多い状況となっておりますので、引き続き学生の内定の取得状況を把握するとともに、学生の就職傾向を分析し、県内就職率の向上に向けて、大学と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【深堀委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」についてなんですが、第3号議案でいうと74ページ、議案そのものでいうと69ページの魅力ある私立学校づくり、「県内の高校生の約3割が私立学校に通学するなど、私立学校は本県の公教育の一翼を担っています。建学の精神に基づいた私立学校の独自性・自主性を尊重しながら、魅力ある学校づくりを支援します。」

文言としてはこういう文言でいいとするんですけど、この間、総合計画の審議の中で私がこれまで指摘をしたのは、経常費助成のあり方についてです。

長崎県は、生徒一人当たりの単価補助金で配分するという方式を取り入れています。私の認識が間違いなければ平成19年（2007年）、全国で初めて長崎県がこれを実施しています。平成22年（2010年）は、全国で4つの県しか行っていないという答弁がありました。

それから、平成27年（2015年）は、全国はわからないけれども、九州では長崎県だけしかやっていないという答弁がありました。

令和2年、今年は全国または九州での、いわゆる長崎方式の実施状況を把握しておられたら答弁をお願いします。

【川端学事振興課総括課長補佐】経常費補助金の単価方式の導入状況につきましてですが、単価方式を採用している都道府県は全国で9県あるというふうに聞いております。

九州では、本県を含め、大分県、鹿児島県が採用しているというふうに聞いております。

【堀江委員】長崎県が初めて実施をした2007年に比べると増えているということですね。

それで、今後10年間、県内の中学校卒業生の推移がどうなっているのか、わかっておられたら答弁をお願いします。

【川端学事振興課総括課長補佐】今後の県内の中学校卒業生の推移の予想ですが、令和2年3月の卒業生が1万2,135人で、令和3年3月卒業予定が1万1,850人と減少傾向にあります。令和4年3月には1万2,010人と若干上昇して、あと令和6年まで1万2,000人台で推移するというふうに予想されております。その後、令和7年から減少傾向と予想されております。

【堀江委員】平成27年の議事録を見ますと、向こう7年間で1,300人が減りますよというような大まかな動きがありますという答弁がありました。今回は、向こう2～3年は横ばい状態だけれども、状況としては減少傾向にあるというふうに認識をいたします。

そこで、生徒一人当たりの単価補助で配分する長崎方式の経常費助成なんです。何が問題かということでは、これまで、要はどんなに頑張っても全体としての生徒数は減るじゃないかと。そうすると、学校の努力でどうこうできないと。そんな時、生徒の数に応じた補助金は魅力ある学校というより、経営努力だけが優先さ

れて、そこに走ってしまう傾向があるんだというのが当時出された意見です。

別の言い方をすれば、「生徒一人当たりの丁寧な指導を行いながら生徒の募集に奔走するという私学に、努力の足りない学校のレッテルを張って淘汰しようとする私学つぶしではないか」という厳しい意見も現場ではありました。

平成27年（2015年）の文教厚生委員会の審議では、当時の学事振興課長も、「一部にはこういうルールがあるために、定数減について少し追い詰められたような状況になることもあるやのお話も聞いたことはございます」と答弁しています。

長崎方式について、議会答弁としては、平成19年は「始まったばかりで何とも言えない。検証したい」と答え、平成27年には「現時点では、現在のルールがベターな方法」と答弁をしています。

令和2年、2020年の現在、長崎方式をどのように認識しているのか。

それから、5年前には全国の調査も行いたいと当時の学事振興課長は答弁しているんですが、これは先ほど答弁したので行っているというふうに認識をいたしました。長崎方式をどのように認識しているのかということに改めてお尋ねしたいと思います。

【川端学事振興課総括課長補佐】長崎方式、いわゆる単価を生徒数に掛けた支援の方式についての認識でございますが、現在のところ、先日も私学6団体の要望が知事、議長に対してありましたが、その中でも特段、現在の方式についてのご意見はないような状況です。経常費補助金については、引き続き充実を図っていただきたいというような要望がっております。

本県の単価方式でございますが、まず、全校

に一校当たり1,800万円を配分し、小規模校にも配慮した制度になっているということと、先ほども委員の方からお話がありましたが、今後の中学校卒業生の見込みが1万2,000人台で数年は推移するという見込みであることから、急激な補助金の減額というのは今のところは想定されないような状況でございます。

ただ、将来の人口減少、生徒数の減から考えますと、学校運営についても固定費、生徒数の増減に関わらず、必ずかかる費用、生徒数の増減に対して変動する変動費というようなところを分析しながら、将来的には、単価方式については私学団体の皆様と相談しながら、長期的展望を見据えて検討してまいりたいと考えております。

【堀江委員】この問題に拘って申しわけないんですけれども、この点は私の議案に対する賛否の態度に関わるので最後に総務部長に確認したいんですが、高等学校等就学支援金など、国の補助金の事業も長崎方式を取り入れた時期とはまた大きく変わっています。しかし、少子化に伴う生徒数の減少は、私立学校の経営に大きな影響を及ぼすというのは、これは誰もが認めるところです。

私学の教育条件維持向上のために、経常費の助成というのは最低維持したうえで充実をというのは今回の陳情にも出されている内容で、先ほど総括課長補佐が述べられた現場の声だというふうに認識をしています。

そうしますと、先ほど私が冒頭読みました、この魅力ある私学づくりということにあっては、どのような方式であろうと、経常費助成は最低維持したうえで充実をという立場に立って書かれているというふうに理解していいのか、この点を総務部長の答弁として求めたいと思います。

【大田総務部長】ご指摘いただきました経常費補助の関係でございますけれども、基本的には現状で維持という形で考えてございます。というのは、先ほど総括からもご説明しました今後の推移というところを見据えてということでございます。

ただ、一方で、ご案内のとおりでございますけれども、この制度は国費、あるいは交付税措置の状況というのが非常に大きく響いてくる内容でございます。そういった中におきましては、現状のところではそういう気持ちは持っておりますけれども、今後の国における制度の改正、あるいは予算措置の状況といったところをつぶさに見ていかないといけないなと考えているところでございます。

そういった意味で、財源的、あるいは財政的な観点から申し上げれば、少し変動要素というところはございますけれども、我々私学を振興する立場といたしましては、やはり経常費補助というのは私学を支える根本でございますので、そこについては財政的な観点を含めまして、毎年度しっかりと確保できるように取り組んでいきたいと考えております。

【堀江委員】最後にいたしますが、いずれにしても、経営の努力というのは当然しなきゃいけない。しかし、同時に私学の魅力ということはどうするかということは、両方しなきゃいけない。その両方しなきゃいけないというのはわかっていても、いわゆる人数によって助成が変わっていくということはどうかというのがその当時出された意見であったんですけれども、総括課長補佐が言われたように、最低1,800万円確保する問題であるとか今の状況、現場の皆さんの声として、方式ということよりも、まずは経常費助成は最低限維持したうえで充実してほしい

という要望が強いということ、私も改めて今回認識しましたので、ぜひそうした要望に沿った形で充実の方向で努めていただきたいということ、私からも要望して質問を終わりたいと思います。

【深堀委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第153号議案のうち関係部分について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第153号議案のうち関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますのでご覧ください。

審査対象の陳情番号は、92、93、107でございます。

陳情書について、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、事前通告されました議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

質問はありませんか。

【下条委員】お疲れさまでございます。

私は、事前通告しておりました県立大学情報セキュリティ学科について質問をいたします。2項目になります。情報セキュリティの資格取得の状況についてと、新たな情報セキュリティ分野として注目をされている量子暗号、量子コンピュータについて、この2項目について質問させていただきます。

まず、本日、総務部長からご説明がありまして、セキュリティ人材は非常に大切だということ、また、全国的にも不足しているということで、情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）を創設して企業との連携を図っていくと、取り組んでいただいているということですね。また、本年3月に初めて卒業生を輩出し、様々な動向が見えてきている状況だと思います。

全体像を言いますと、コロナ禍において、社会システムのデジタル化が大きく動いております。国も、来年9月を創設目標としたデジタル庁等、行政デジタル化の推進、また民間でも金融決済、教育（EdTech）等、官民あわせてデジタル化に進んでおります。

また、内閣府でもこういったデジタル化が進む中で、サイバー空間の安全性を高めるための動きも非常に活発化して議論をされております。

政府の目標ですが、これは本年なんですけれども、2020年で約3万人のサイバーセキュリティ最上位資格であります、少し長いんですけども、情報処理安全確保支援士、通称セキュリティスペシャリスト、これは長いので、「セキスペ」と今後は省略して言わせてもらいます。このセキスペの登録3万人を目標に頑張っております。

こういった人口減少が進んでいく中で、県立

大学が間もなく定員40名から80名に倍増していきます。こういったものの背景は、やはり国のセキュリティ人材、セキスペをより多く輩出、保有していこうという形が見えます。

しかしながら、これは最新の本年10月の段階なんです。全国でこの登録は1万9,752名、約1万名少ない状況でございます。さらに、長崎県では、38名しか登録がなされておりません。これは非常に少ないんじゃないかなと思っております。

そこで質問ですけれども、本年3月に初めて第1期生が卒業しました県立大学情報セキュリティ学科において、生徒がこのセキスペに対して、まず取得をしたのかどうか。また、取得に対してどのようなアプローチをしているのか。していなければ、どういう見込みの生徒がいるのか、この取得状況についてお尋ねいたします。

【川端学事振興課総括課長補佐】委員ご指摘の情報処理安全確保支援士、通称セキスペの取得者数ですが、大学の方から取得したというような人数は報告がっておりません。取得してないと聞いております。

ただ、学生の中にはスキルがすぐれた学生もおりますので、そういった学生についてはセキュリティ学科の教員が個別に指導するなど、試験に向けた対策を個別にさせていただいていると聞いております。

【下条委員】取得は今のところないという状況ですね。

それでは、もう一つ質問いたします。

県立大学には大変優秀な先生が全国から集まってきたとお聞きしておりますが、この教えている先生の中でこのセキスペを取得されている方は現時点でおられますでしょうか。

【川端学事振興課総括課長補佐】大学の方から

は、セキスペを取得している教員はいないと聞いております。

【下条委員】国は、やはりこのセキスペというものに対して非常にイニシアチブといたしますが、力を持たせて、国のサイバー上の安全性を守っていこうというふうに、明らかにもう考えを述べております。

県立大学は、全国で唯一の、横浜であったりとか、長崎大学も情報サイエンス科であったり、その中でセキュリティの状況を教えているというのはあるんですけれども、このセキュリティに特化した学科は日本でこの県立大学だけです。先生もやはり非常に優秀な先生が来られています。基礎学力を一から教えていかないといけないということや、また、新たに出てきた、非常に最新の状況ということは私も一定理解をしておりますが、私もこの前、県立大学に行って先生ともお話をしましたが、今の状況を見ると、スペシャリストを育成するよりもジェネラリストを育成しているような感じが見えるんですね。端的に申し上げますと、情報セキュリティ専門学科ですから、やはりスペシャリストを育成する必要があると思うんですけれども、その先生のセキスペ取得についても見解をお願いいたします。

【川端学事振興課総括課長補佐】教員のセキスペの取得についてでございますが、大学の教員の方々はそれぞれのセキュリティの分野について専門性を持っていらっしゃる先生方というふうにお聞きしております。したがって、このセキスペの取得をもってスペシャリストというか、情報セキュリティ学科の教員として取得を要するとは大学の方では考えていないということ聞いております。

しかしながら、委員ご指摘のとおり、将来、

国内でこういった情報処理安全確保支援士という資格を持った方々の需要が増加するというような見込みもございますので、こういったことについては議会のご意見として大学にお伝えして、今後、大学においてこういった資格取得について養成できるような教育内容について研究してまいりたいと考えております。

【下条委員】ありがとうございます。もう時間がありませんので、これは最後、要望になりますが、私はやはりこのセキスベを取得できるような体制ということを目指して、目標としてやっていかないといけない。その中でセキスベ自体を有している方が内外に、生徒また先生、またどなたか、外部講師と関係を持つということは、これはものすごく重要だと思うんですよ。そうしないと、新しくできた資格ですから、なかなかわからないですよ、アプローチの仕方とか。長崎県内には38名、少ないですがおられますし、全国には約2万人弱おられますから、ぜひそういったことも総括的にトライをして、まだ今ようやく一期生ができたところですから、スタートの段階ですから頑張っていたいただきたいと思えます。

続きまして、量子暗号・量子コンピュータについてです。

コロナ禍で私が所属しております長崎県サイバーセキュリティ研究会もなかなか開催できませんでしたが、先週やっと第1回目ことができました。第1回目の議題が、東芝デジタルソリューションズの取締役社長 島田太郎氏をズームで迎えまして、「量子暗号・量子コンピュータについて」の題目で講義を受けました。

内容は、もう詳細は割愛しますが、ポイントだけ言いますね。量子コンピュータの開発が進んでいる。サイバー空間、特に暗号キーの解読

において、量子コンピュータは非常に長けていると、全脳ではないんですけども長けている。このままいけば、現PC（パソコン）で構成された暗号キーが無効化する。つまり、量子コンピュータによって解読をされていられる可能性がある。他国を見ても、アメリカ、中国、ヨーロッパが積極的にこういった量子コンピュータ・量子暗号を推進しておりまして、中でも中国は金融システムにおいて、もう既に量子暗号の実装を行っているというような情報を教えていただきました。

要するに、サイバーセキュリティにおいて、量子暗号・量子コンピュータは、現状を大きく変えるゲームチェンジャーになる可能性があります。

そこで質問ですけれども、量子暗号・量子コンピュータについて、県立大学情報セキュリティ学科は強くアプローチをしていく、積極的に情報をとっていく、導入をしていく必要があると私は思いますが、ご見解はいかがでしょうか。

【川端学事振興課総括課長補佐】量子コンピュータのご質問でございますが、委員ご指摘のとおり、量子コンピュータの今後の将来に向けた可能性というのは大きく広がっているものと考えております。特に、暗号解読に関しては、ものすごく長けているというようなことも認識しております。

ただし、量子コンピュータの導入によって、現在のインターネットで使われているような暗号は、将来的には全て解読されるということも聞いておりますので、情報セキュリティ学科においては、まず研究課題とすべきものかどうかというのを学科、学部、学内で検討していただくとともに、それについて量子コンピュータが必要であるのか、そういったことも大学に議会



のご意見としてお伝えして、大学と相談しながら研究してまいりたいと考えております。

【下条委員】最後になりますが、この量子コンピュータは、正確に言いますと、まだ開発段階でございます。市場に出回っているのはプロタイプというふうにお聞きしておりますし、量子コンピュータといっても一括りにできない様々な特性があります。ですから、こういった機材を、また現時点では十数億円というような法外な金額がついていますので、この導入については慎重にご議論いただきたいと思いますが、このままいけば、私が感じるのは、相手がハッキングやいろんな攻撃をしてくる中で、量子コンピュータ的なエネルギーを持って攻撃をすると。それに対して防御していく、立ち向かっていくというものに対して、ディフェンスの暗号キーを私は実装していくと思うんですね。ですから、このディフェンスをするための暗号に対する量子暗号についてのアプローチは絶対必要だと思っています。

導入はいろいろあるんです。本当は導入していただきたい、攻撃の主体性を学んでもらいたいの。また、導入インパクトというのは、恐らく金額を超えて日本全国に様々な、いい意味でインパクトを与えていると思っていますので、ぜひ考えてもらいたいんですが、実際的にはこの量子暗号のディフェンス側が必要になりますので、これは早急にアプローチをしていただきたいと思っています。

終わります。

【大場委員】 それでは、1点質問させていただきますが、要は来年度の県立大学の入試への取組です。

全国的に本当に新型コロナが猛威を振るっております。これからもどんどん増えていく状況

で、そういう社会状況の中でも、受験生の時間というのは待ってくれなくて、要は人生の中の大きな選択の大事な時期にそういった受験というのを迎えます。

県立大学の受験として来年度考えられている、会場のまずは受験体制についてはどのような対応をとられていこうとされているのかお尋ねいたします。

【川端学事振興課総括課長補佐】 県立大学の入試における新型コロナウイルス対応についてでございますが、試験前日には、当然のことながら試験室の机、いすを全て消毒をするということと、基本的には、事前に受験生に対して、発熱、咳の症状のある生徒については事前に大学へ連絡してもらうことで特別対応をさせていただくということをご連絡しているところでございます。

【大場委員】 一応おそれがある人を何とか救い上げようというか、受験をさせようという取組だと思います。

ただ、受験生の立場からすると、一方には健康な受験生がおられて、一方にはそういうふうに不安なおられてということであれば、やはり不安を覚えられる受験生、生徒もおられると思うので、その辺の対策は徹底して行わなければいけないと思っておりますけれども、そういったことについて、ぜひ、生徒が不安を覚えられないような対策は本当にお願ひしたいと思ます。

そこで、そう言いながらも、事前にそういうふうに連絡をなささいということでもありますけれども、普通、そういったものは受験生の立場からすると、多少の体調不良があっても普通に受けたがると思うんですよ。だから、そこで会場に入る前、その生徒の体調管理、今の議会

等でも検温や消毒の徹底とか、そういうふうな付属した体制というのはとっていますが、受験会場において、そういった生徒に対してそういったものを実施するとか、そういうことは検討されていますでしょうか。

【川端学事振興課総括課長補佐】当日の試験対応でございますが、基本的には、先ほどお話しすべきだったのですが、席の配置をまず1メートル間隔で開けるということで、受験生に配慮した試験会場にしております。当日、大学の方で、受験生について検温ということは、例えばサーモカメラを設置するとか、そういうことは現在のところ予定はしておりません。ただし、受験生に対しては1週間前からの検温の実施を周知しているところでございます。

当日は、37.5度以上の熱がある受験生については、受験を一旦中止をして、基本的には入学共通テストの成績と出願書類の内容で総合的に判断して合否を決定するというにしております。委員ご指摘のとおり、受験生にとっては一生を判断するような大事な機会でございますので、受験生に極力配慮した対応をさせていただこうと考えております。

【大場委員】ありがとうございます。次に質問しようかなと思ったことが、先に答弁がありました。でも、その前に生徒の検温というのは実施した方がいいですよ。会場でそういった検温、空港もどこも、大人数が移動するということで、生徒を信用しないわけではないですが、そこそここういった体制をとるとというのは、また別物だと思いますので、ぜひその辺は検討してください。そう思います。

もう一つ、答弁がありましたけれども、今回、コロナにかかりましたと。受験票をいただいて、当日の受験ができませんでしたと。そう

いった場合の対応は、先ほどセンター試験の評価になると言いましたが、今度はそれ以外、要はコロナ以外、インフルエンザであったり、通常の受験の考え方からすると、今回は新型コロナウイルスに対してはそういった特別な措置をとりますが、そうしたら、それ以外の事案、要はインフルエンザであるとか、事故に遭ったとか、そういったことについてはどのようにお考えになりますでしょうか。少し難しい判断になると思いますが、従来からすると、恐らくそれは受験できなかったんだから不合格ですという判断になります。ただ一つ新型コロナということの事案のみが救済というふうに、今回はそういうふうに考えていけるのか。その点をお尋ねしたいと思います。

【川端学事振興課総括課長補佐】先ほどもご説明させていただきましたが、まず、新型コロナの陽性の判定が出た受験生については特別対応をさせていただくということと、37.5度以上の熱がある受験生についても、当日の入試を取りやめ、同様の対応をさせていただくと大学の方から聞いております。

基本的に、コロナウイルスに感染している、していないにかかわらず、37.5度以上の熱がある場合は受験を取りやめると聞いておりますので、一定インフルエンザ感染に対しても対応ができていけるのかなと考えております。

【大場委員】その点の規則というか、マニュアルというか、そういったものはもう少しきちんと、そういった状況を踏まえてしっかりとつくられていた方がいいと思いますので、要望したいと思います。

入試について関連があるんですが、私立高校についても、今回の入試についてコロナウイルスの対応状況等の情報がありましたら、ちょっ

とお知らせいただきたいと思えます。

【川端学事振興課総括課長補佐】個別の学校のお話としてまとめたものはございませんが、基本的にこれまで私立学校の方では、新型コロナウイルス感染防止に十分気を使っております。これまで感染者は幸いにして発生していない状況でございます。というのも、学校関係者の懸命な取組の成果もあっていることと思えます。

当然入学試験についても、そういったそれぞれの学校において十分配慮した対応をされるというふうに考えております。

【深堀委員長】ほかにございませんか。

ここで、換気のためにしばらく休憩いたします。

-----  
午前10時54分 休憩

-----  
午前11時 3分 再開  
-----

【深堀委員長】委員会を再開いたします。

引き続き、議案外の所管事務一般の質問を行います。

【川崎委員】おはようございます。

2017年4月20日、長崎の私立高校で発生したいじめを主原因とする生徒の自殺問題について、当時の担当した学事振興課の参事の発言をめぐって、総務部長が記者会見を行ったり、あるいは前後して報道機関も熱を帯びている状況でありました。

自殺から3年8か月、第三者委員会の調査を経ても丸2年、これを経過した今でさえ、遺族に寄り添い、また遺族や第三者委員会が求める対策がなされていないこと、残念至極に思っています。生徒さんが何年もの間いじめられて、どんなに辛く、どんなに苦しい思いをされていたのか。また、結果、自ら死を選ばざるを得なかったという心境たるや、私ごときでは想像だ

にできません。本当に改めて亡くなった生徒さんのご冥福をお祈りし、ご遺族にお悔やみを申し上げたいと思えます。この膠着状態を打破して、とるべき行動に移してほしい、何とか前に進めてほしい、ただただ、その思いで質疑をさせていただきます。

最初に、いじめがあったとわかった時点で、県は学校に対してどう指導、助言を行ってきたのか、お尋ねいたします。

【川端学事振興課総括課長補佐】県としましては、重大事態ということが判明した5月7日に学校から報告を受けまして、調査委員会の組織などについて相談を受けまして、それに対して法とガイドラインにのっとり、学校職員以外のメンバーを含めた調査委員会を立ち上げ、公平・中立性を確保して調査に当たるよう指導しております。

【川崎委員】調査に当たるよう指導しました。それでは、その第三者委員会、まずこれは誰の求めで設置をされたのか、改めてお尋ねいたします。

【川端学事振興課総括課長補佐】公立学校の場合と異なりまして、第三者委員会の立ち上げは学校法人及び学校が設置するものでございますので、私どもの方からの説明は差し控えさせていただきます。

ただ、第三者委員会による調査を実施する場合は、国のガイドラインを調査に関しては被害生徒、保護者などに説明し、了解を得るものとなっております。

したがって、第三者委員会の設置については、ご遺族の了解を得て設置されたものと認識しております。

【川崎委員】遺族のご理解を得て設置した。私は、保護者が文書で第三者委員会を設置して調

査をしてほしいという要請をしたと、そのように聞いておりました。まさに、このいじめにどう向き合っていこうとされたのか、非常に疑問であります。

その第三者委員会の調査の結果、自殺の原因並びに学校側に求めたことは何なのか、ご説明をお願いいたします。

【川端学事振興課総括課長補佐】報告書の内容を公表いたしますのは、あくまでも設置者である学校法人でございますので、今からご説明させていただくのは、学校のホームページ等に掲載された内容の概要でございます。

その中では、いじめだけを要因として自死に至ったということは断定はできませんが、中学3年生以来のいじめを主たる要因としつつ、これに起因した心理的孤独、音に対する過敏な心理状態、教師から理不尽な指導、学習に対する悩み、焦りなどが相互に作用し合って自死につながったものと考えたと結論づけております。

また、学校への提言の内容といたしましては、「いじめの再発防止を徹底すること」、「ご遺族の意向を最大限に考慮し、ご遺族に寄り添った対応を行うこと」、「学園内において適切な情報を共有すること」と提言があったと記載がっております。

【川崎委員】ホームページに掲載をされたものに基づいて、今説明をいただきました。主たる要因がいじめだったということは事実でしょう。学校側に求めたことも、対策、また遺族に寄り添うこと、情報の公開、そういったことがあったと今説明がありました。このような第三者委員会の調査結果や求めた対策について、学校側はどう受け止めて、どう行動をとったのか、お尋ねをいたします。

【川端学事振興課総括課長補佐】先ほどと同じ

でございますが、学校側の見解を公表するのはあくまでも設置者である学校法人でございますので、学校法人のホームページに掲載された内容を要約してご説明をさせていただきます。

学校側といたしましては、学校が事件直後に実施したカウンセリング、アンケート調査などの結果が反映されていないということと、いじめが自死の主たる要因であることは間違いないという記載を裏づけるものが具体的に示されていない。関係資料の開示や説明を第三者委員会に求めたいというふうに記載がっております。

その後、学校が行った行動といたしましては、同じくホームページに掲載された内容といたしまして、「面談結果の記録化」、「三者面談」、「生活アンケートなどを活用して諸問題の把握に努める」、「いじめ対策委員会を活用し、諸問題に対し早急に対処する」、「カウンセラーの増設」、「全校生徒にいじめに関する講話を実施」というようなものが記載されておりました。

事案の発生後から、学校としては様々ないじめ防止の取組を実施しており、第三者委員会の提言に挙げられている大半の項目を実践していると聞いております。

しかしながら、県といたしましては、報告書の受け入れを前提としたいじめ防止に取り組むことがご遺族に寄り添った対応になるということとを学校法人に対しては継続して伝えているところでございます。

【川崎委員】一番最後におっしゃった、前提とした取組、いじめ防止対策は一定、第三者委員会が求めた内容等を踏まえて行われているということでしたが、そもそも、その報告書を受け入れて、つまり前提とした対策とはなっていないので、引き続き指導、助言というところだと

いうふうに受け止めました。

先ほど来、学校側、学校側という説明がありますが、そもそもこのいじめや自殺といった重大な事案が発生した際の対応について、いま一度確認ですが、学事振興課と私学との関係、県の教育委員会と県立の学校との関係の違いについてご説明ください。

【川端学事振興課総括課長補佐】委員ご質問の件でございますが、いじめ防止対策推進法及び国のガイドラインでは、重大事態の対処については、学校の設置者及び学校が対処すると規定されております。

県立学校については、県が設置者となるため、県教育委員会及び県立学校が主体的に対処するものと考えております。

一方で、私立学校は、学校法人が設置者となるため、重大事態に対しては学校法人及び私立学校が主体的に対処することになります。

国のガイドラインでは、私立学校が十分な体制を構築できない場合は、県の私立学校所管課、本県でいうと学事振興課が適切な支援を行うものとされていますので、基本的には公私立問わず、適切な対処を行うものと考えております。

【川崎委員】設置者が違うところが大きな違いであるということはわかりましたが、今一番最後に言われた部分について、学事振興課の指導力を発揮する場面であるというふうに思いますね、今の説明を聞いていて。

そして、先ほど来、報告書を受け入れてないということに関して、教育委員会に確認をいたしました。第三者委員会は、公平・公正で調査されたものであり、この報告書を受け入れないということは想定してないと、そういう説明をいただきました。つまり、第三者ですから、客観的に専門家が見た調査結果について、それを

素直に受け入れ、次のステップに進んでいく、そういった姿勢が県の教育委員会にはあったというふうに認識をいたしました。

こういったことから、まだ全てを受け入れてないという状況、非常にこのことについて大きな問題であると思っております。

こういった受け入れられないという前代未聞の姿勢を、学事振興課は文科省へ報告をされたのか。されたのであれば、文科省からどのような指示があったのかお尋ねいたします。

【川端学事振興課総括課長補佐】文科省に対しましては、定期的に本件については報告、相談をさせていただいているところでございます。

学校が報告書を受け入れないという報道が出た際にも報告しておりますが、その際には、第三者委員会の報告書は学校に受け入れられることを前提として作成されたガイドラインでございますので、それに従わないという場合の罰則は定めていないと。しかしながら、学校がご遺族に寄り添った対応をすることが大前提のガイドラインとなっておりますので、その趣旨を学校にお伝えして指導するよう助言を受けております。

【川崎委員】受け入れることが前提のガイドラインであると。寄り添った姿勢を示すことが大事であると、そういう説明でありました。そういった文科省からのアドバイスもあったということであります。

まさに、ガイドラインですから、法じゃないので、そこが非常に弱いところが残念なところではありますが、そもそも受け入れないということ前提としてないということからして、やはりこの第三者委員会の報告書の持つ重みというものは極めて重いものがあるものと思っております。

この私学の独自性というのは、私なりに思うに、学力やスポーツ、そういった面から生徒が持ち得る能力を最大限に発揮できるよう、公立高校にはない教育を行うことを担保しているものと思います。そういったことで独自性が守られていると。

しかし、このいじめといった人権侵害の重大な問題に対してまで、そこに独自性を与えているものとは私は決して思えません。

一般質問で総務部長が、「国や県のガイドラインやいじめ防止対策推進法に基づき調査を行う」と、「学校側に積極的に指導、助言する必要がある」と、このように答弁をされたことをお聞きいたしました。

私は、県が行うべき指導、助言というのは、学校側が第三者委員会の調査を受け入れること、ご遺族に寄り添った適切な対応を行うこと、ご遺族や第三者委員会が求めるいじめ再発防止策の徹底を行うこと、このようなことを学校が実行に移すように取り組むことと私は思います。

この3年8か月を経過した今日、ご子息が帰って来ない、このようなことから真の解決はない。真の解決はない。しかしながら、尊い生命を決して無駄にしてはならない。二度とこんなつらい思いを誰人にも経験させることがない、そういった学びの場を構築していくこと、そして、社会のあり方について全力で挑むのが県の姿勢ではないかというふうに思います。

行政の介入に限界があるというのは、先ほどの法の説明で理解はいたしますが、そこが壁になっているのであれば、その制度に対して、国にこの問題点を、先ほどの受け入れを前提としているガイドライン、そこに私は隙間があったはず、十分じゃなかった、そのような制度の問題点をしっかりと国に指摘をし働きかけること、

そして、ほかにできないのか、ぜひ長崎県全体、全庁横断的にプロジェクトチームの組成とか、この事案に本当に真摯に向き合ってもらいたい、そう思います。

恐らくこの質疑は、遺族の方も聞いていただいていると思います。亡くなった生徒さんも、遠い遠い空の上から見てくださっていると私は信じます。この現状を打破して、何とか前に進めてほしい。県の決意、部長の思いをぜひ聞かせていただきたい。しっかりした答弁をよろしくお願いします。

【大田総務部長】改めまして、亡くなられた生徒、ご遺族の方々に心よりお悔やみを申し上げたいと存じます。

先ほど委員からご指摘をいただきました私学と県との関係ということにつきまして、これまでも制度の範囲内ということにおきましては指導に取り組んできた状況ではございます。それについて、学校側も一定対応していただいているのは事実でございます。

ただ、一方としまして、根本のところにおきまして、先ほど来申し上げております第三者委員会の報告ということにつきましては、おっしゃるとおり事態がなかなか進展しないという状況でございます。この状況につきまして、やはり我々の立場といたしましては、ご遺族の方に寄り添っていくというところの基本姿勢をもちまして、先ほど申し上げた制度の限界というところ、制度の限界につきましては別途文科省に対してどういった形で乗り越えることができるのか、そういった制度改正が考えられるのか、あるいは、それはそもそもの私学というあり方の中でどうなのかということについては文科省と議論をしていきたいというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げました第三

者委員会の関係で申し上げますと、ご遺族の方に寄り添った形ということで、できることの中で、なるべく粘り強い形で学校側としっかり接していきたいと思っておりますし、そういった形の中で、ご遺族のお考えというところにつきましても、しっかりと我々を介しましても学校側にお伝えをする形でしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

【中山委員】魅力ある大学づくりを目指すという方向性については理解するし、さらに魅力を高めていただいて、そして長崎県内の高校生に選ばれる大学になっていただいて、大学内にできれば6割から7割県内生がいるという状況になれば、県内就職もかなり高まっていくのではないかと思います。魅力の一つが就職という観点もありますので、それと併せて、9月の委員会で質問した部分で回答をいただいてない部分がありましたので、それを含めてお尋ねしたいと思います。

まず、先ほどコロナ禍ということで、10月現在少し前年度を下回っているという話がございました。そこで、まず、県内学生が就職を決定するに当たって、どういう部分を重点的に考えているのか、そういうアンケートをとっているのかという話をしましたけれども、前回の時点ではそういうアンケートはないという話でしたが、その後、何らかの形でそういう資料が大学にもあったのではないかと思います。これについてわかる範囲で、まずもってお答えいただきたいと思います。

【川端学事振興課総括課長補佐】就職を決定するうえで、学生がどういった点について重視をしているのかということにつきましては、大学

の方で就職内定者にアンケートを実施しているところでございます。

その内容といたしましては多岐にわたるんですが、比較的回答が多いものとして、まず業種です。あと職種、勤務地、長崎がいいとか、福岡がいい、または東京がいいというような勤務地で就職先を決定するというものもでございます。加えて、比較的多かったのが、就職の面接の時点で企業担当者や面接時の会社の印象ということも挙げられている学生も多くございました。

【中山委員】県内の企業担当者や面接者の印象がよかったところを選ぶケースが多い、選びやすいというニュアンスの意見でございましたが、そうすると、大学としては県内の企業担当者等について、どのように改善策を要望しているのか、お伝えしているのか、ひとつ教えていただきたいと思います。

【川端学事振興課総括課長補佐】県立大学の方では、県内企業を訪問して、様々なニーズを聞き取るというか、聴取する専門の職員を配置しております。そういった県内企業を訪問してニーズとかを聞き取りする中で、そういったことを今後企業の担当者とかにお伝えをしてまいりたいと考えております。

また、大学の就職担当の職員を中心に企業の人事担当者と意見交換をしておりますので、そういった機会を捉えて、まずもって学生の採用面接の時点での担当者の印象とか、会社の印象というのが重要であるということは伝えてまいりたいと考えております。

【中山委員】これはもうやろうと思えばいつでもやれますし、やったと思いますが、ひとつ徹底してやってほしいということをお願いしておきます。

もう一つ、このアンケートの中で総数がどの

くらいになるのか。併せて未回答者がかなりいるような話も聞いているんですけども、どういふ状況になっているのかお答えいただけますか。

【川端学事振興課総括課長補佐】アンケートの実施につきましては、基本的には大学のインターネットのホームページのインフラを使って実施していると聞いております。したがって、学生がその質問について回答しないということがあっているのかなと考えております。

ただ、県立大学の学生の県内就職に向けた対策を講じるためには、こういった学生の指向の分析というのは極めて重要と考えておりますので、今後、こういう未回答の部分について、そういったことが少なくなるよう大学の方にも伝えてまいりたいと考えております。

【中山委員】これは重要な部分で、この資料をもらって473名中139名、約3割程度が未回答。就職しようという人が、大学のアンケートに対して3割の人が答えないということについては、これは大学側にも問題がありますよ。やり方の問題、アンケートの取り方について、もう少し熱意をもって、県内に就職させようというなら、県内の学生に対して3割近くの無回答を放置するというような状況ではあってはならないと思いますので、ぜひ回答しやすいようなアンケートをとるといふこととか、それについて取組をより強化してほしいと思います。

次に、長崎県立大学と全国、九州の就職状況の比較といいますが、学部の比較についてどうなっていますかということでしたけれども、一応調査は済んだということですので、その内容を教えていただきたいと思います。

【川端学事振興課総括課長補佐】委員ご指摘の点でございますが、大学の方で全国の公立大学

の方に調査をかけまして分析をしております。

基本的には、学部学科の分野によって傾向が異なりますので、分野別にご説明をさせていただきます。

まず、佐世保校を中心とした経済分野でございますが、令和元年度は、長崎県立大は県内就職率が26.3%、九州全体では22.1%、全国では28.9%という状況になっております。

シーボルト校の国際社会学科を中心とした人文社会科学分野でございますが、県立大は27.5%、九州では26.8%、全国では34.3%となっております。

情報分野でございます。シーボルト校の情報システム学部の方になりますが、長崎の場合は25.8%、全国では33.5%となっております。

医療福祉分野でございますが、シーボルト校の看護学科の方ですが、県立大は45.9%、九州では58.7%、全国としては61.8%。

管理栄養部門につきましては、長崎県立大は30.3%、全国では33.4%となっております。

傾向といたしましては、経済、人文科学の分野につきましては、おおむね県立大も全国と同じような傾向になっております。ただし、分野別で言うと、看護学科につきましては、県立大は九州よりも下位、全国よりも県内就職率が低いような状況になっておりますので、私どもとしても全国との比較をしてこういう結果がわかったということもありますので、今後、看護学科の県内就職についても課題認識を持って検討を進めてまいりたいと考えております。

【中山委員】ぜひ看護学科については問題意識を持ってもらわないといけなし、全国平均からしても九州平均からしても10ポイント以上下がっていますよね。

それと、平成29年の段階では全国平均より高



かったんですよ。29年、30年、令和元年、何か  
があっているんですよ。ここから23ポイント下  
がっていますよ。これは何かがある。こ  
こをよく分析をして、対策をきちんとやってい  
かないことには、長崎県内の看護職員は足りな  
いということである。いろいろ騒いでいるわけだから、  
ぜひこの辺をきちんと押さえて、最低でも九州、  
そしてそれを超えるような取組を、再構築をお  
願いしておきたいと思います。

それと、県内就職における大学の求人状況、  
令和3年、今年の状況はどうなっているのか。  
今年を含めて過去5年の県内の求人状況につ  
いてお答えいただきたいと思います。

【川端学事振興課総括課長補佐】大学の求人状  
況でございますが、大学の方にも確認いたしま  
したが、昨年度と今年度の分の求人状況しかデ  
ータがないということで、2年分をご説明させ  
ていただきます。

令和元年度の大学の求人受付状況ございま  
すが、1,445件、これは全国からきた分です。う  
ち県内企業からきたものが272件になっており  
ます。

令和2年10月末現在で、総求人数が1,139件、  
県内の分が189件と、それぞれコロナウイ  
ルスの影響などもあり減少しているような状況  
でございます。

【中山委員】2点指摘したいと思うんですよね。

まず、1点は、平成31年以降、令和2年と令  
和元年度はあるけれども、それ以前のないとい  
うことでしたね。これは基本中の基本で、県内  
企業の求人数を把握してないということは、こ  
れもまた考えられないことなんですよ。いかに  
熱がないかということの裏返しではないですか。  
あってはならないことです、これは。

それと併せて、県内企業の求人数が少ない。

272件、189件、この辺の開拓をどうしてい  
くのか、この2点についてお答えいただけますか。

【川端学事振興課総括課長補佐】求人状況の  
把握でございますが、特に文系の学生に顕著に  
見られる傾向でございますが、自ら就職先を探  
して、インターネットなどを駆使して就職先を  
見つけていくという手法を学生がとっているとい  
うこともありまして、大学の方では暦年でデー  
タを把握しているということがないということ  
でございますが、委員ご指摘のとおり、やはり  
大学への求人数というのは大学の評価にもつな  
がることだと認識しておりますので、今後は、  
こういった情報をきちんと把握していきたいとい  
うふうに、大学にも伝えてまいります。

続きまして、県内企業の求人が少ないとい  
うご指摘でございますが、例えば産業労働部が  
運営しております「Nなび」とか、その他の大  
学生向けの求人というのはかなりあるという  
ふうに聞いております。Nなびで、現在のところ  
190社の県内企業がまだまだ学生を募集して  
いると聞いております。

開拓につきましては、先ほどご説明をいた  
しましたが、大学の方では企業訪問専門の職  
員を配置して、企業ニーズの把握に努めて  
おります。

その中でも県立大の学生を採用したくても  
採用できないといったご意見もありますので、  
そういった企業とのマッチングを就職課を  
中心に進めてまいりたいと考えております。

【中山委員】学生任せでは目標の44%ま  
で達成できませんよ。今の話で、県内の企  
業数も把握してない、アンケートについて  
も未回答が3割近くいるというような状況  
であっては、やはり現実的に体制は十分  
なのか。その目標を44%に上げた段階  
と、それ以前との学生の就職支援体制  
というか、それはどういう変化があっ  
てい

るんですか。当時は33%程度あったものを44%まで引き上げたでしょう、目標を。それによって支援体制というのは変わっているんですか、変わっていないんですか。把握しているんですか。

【川端学事振興課総括課長補佐】その支援体制というか、県立大学の学生に対する県内就職促進につきましては、まず、大学の講義の中でも県内企業の経営者に講話をしていただくとか、代表的なものとしては、しまのフィールドワークのような長崎県のよさを体感していただくような講義に加えて、企業インターンシップなども実施しておりまして、これまであんまり就職につながってなかったというご批判もありましたが、ようやく企業インターンシップから県内就職につながっているという事例も出てきておりますので、こうした取組を総合的に進めることによって県内就職率向上に努めたいと考えております。

【中山委員】推進体制は、職員何人でどういう形にしているのか、後で図面を出してくださいよ。そこが非常に弱いんじゃないかと思うんです。

【大田総務部長】すみません、体制自体、ご指摘いただきましたとおり、改めて調べましてご報告申し上げたいと思います。

体制ということの少し脇なんですけれども、県としてもやはりキャリアコーディネーターの派遣ですとか、あるいは大学側の職員の質という面でキャリアカウンセラーの資格の取得といった形で促進をしておりまして、先ほど申し上げた、ちょっと体制のところと別のところでそういった取組もしております。そのご紹介でございます、申しわけございません。

【中山委員】部長、要するにそういう対策をし

ているんだけど、実効が上がってないじゃないですか。だから、今、そういう体制の中でもっと何か足りないんじゃないかという気がしているんですね、私の中でね。その辺を含めてひとつ見直してほしいと思います。

最後に一つだけお尋ねしますが、県全体の県立大学の目標44%、これは10%ぐらい下がっているんで、これを上げるためには、やはり学校が一丸となって取り組む必要があると思うんです。そうすると、そこで大学の特異性というか、経営学部とか、地域創造学部とか、学部によって独自性が強いので、会社では別会社会的な存在だと思うんです。

そこで、この5つの学部で個別の目標設定、それぞれの学部で、経営学部、地域創造学部、国際社会学部、情報システム学部、そして看護栄養学部に、44%に上げるためにそれぞれの学部がどこまで上げるのか、各部が責任を持ってもらうということも考えていく必要があると思うんですが、その辺について、私の意見を聞いて今後どうやろうとしているのか聞かせてください。

【大田総務部長】委員からご指摘いただきました学部別という形でございます。我々もやはり学部別で相当状況が違うなと思っております。

例えば、今回、国際関係は去年からの取組もありまして、県内企業から逆にお求めいただいたとかということもお聞きしております。ただ、一方で情報セキュリティの関係は、昨年よりも非常に落ち込んでいるという状況がございます。

そういった形で、それぞれに学部でやはりやり方があるかと思っております。ただ、目標というところになりますと、逆にそれぞれの学部でやりすぎると、やはり大学として一貫した就職の支援というところがあると思っております。

す。例えば、さっき申し上げたコーディネーターの関係も、それぞれの学部に張りつけるわけにもいきませんので、目標としてはそういう形で一本でやらせていただきつつ、おっしゃるとおり各学部でどういうことをしっかり取り組んでいくかということの課題の深掘りということに努めていきたいと思えます。

【中山委員】部長はちょっと誤解しているかもしれないけれども、私が言いたいのは44%の目標がなかなか難しいと。そこで、学部が5つあるから、44%を達成するためには自分のところはどこまで努力すればいいのかと、そういう目標を持って行って、全体として44%を達成してほしいと、そういう趣旨で質問しておりますので、別々に立てていくのではなくて、全体として44%達成するためにお互いがそれぞれ努力しないといかんわけでしょう。今、全体区になっているから、どこをどう上げていいのか、それぞれの学部が頑張っているかもしれないけれども、目標値がないので頑張り方が少し弱いんじゃないかと、そういう観点がありましたので、ぜひ全体一丸となって県内就職に取り組んでいくような、そのための目標設定を大学と協議していただきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

【深堀委員長】ほかに質疑はありませんか。

【外間委員】県立大学の就職内定状況については、先ほど総務部長並びに総括課長補佐のご説明で、私が通告し準備をしていた質問等についてはほぼお答えをいただいたようですので、質問は割愛をさせていただきます。

ただ、いずれにしても、この就職の状況はコロナ禍の影響をもろに受けて、大学生が大変苦戦を強いられているという状況でございますので、何としてもこの学生さん方の県内の就職も

含めて、寄り添ってしっかりと支援をやっていただくようお願いを申し上げて終わりたいと思えます。

【深堀委員長】ほかに質問がないようですので、以上で質問を終了いたします。

それでは、次に総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 11時47分 休憩

-----  
午前 11時47分 再開  
-----

【深堀委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、教育委員会関係の審査を行います。

お疲れさまでした。

-----  
午前 11時48分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【深堀委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

審査に入ります前に、児童生徒支援課安永課長から、本分科会及び委員会を欠席し、岩橋参事を代理出席させる旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

審議を行う予算議案と第142号議案乃至第144号議案の「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連がありますことから、予算議案及び第142号議案乃至第144号議案について説明を受け、一括して質疑を行った後、予算議

案についての討論・採決を行い、委員会再開後、第142号議案乃至第144号議案についての討論・採決を行うことといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

【深堀分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案等を議題といたします。

教育長より予算議案等の説明をお願いいたします。

【池松教育長】 「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」、説明資料の（追加1）及び「文教厚生委員会関係議案説明資料」をご準備ください。

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」の教育委員会をお開きください。

はじめに、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は記載のとおりでございます。この結果、令和2年度の教育委員会所管の予算総額は1,372億2,032万円となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

諫早特別支援学校校舎改築工事等の設計業務委託に要する経費として、1,290万4,000円の増、

これにつきましては、この後、担当課からご説明申し上げます。

また、県立学校における修学旅行が中止となった場合に発生したキャンセル料の補助に要する経費として600万円の増、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、島外から親元を離れて通学している離島留学生が自家に帰省後、帰島した際に実施するPCR検査に要する経費として249万2,000円の増、県立学校における冬場以降の感染症対策に必要な保健衛生用品の整備に要する経費として1,689万6,000円の増、職員給与費既定予算の過不足調整に要する経費として3億2,028万9,000円の減を計上しております。

債務負担行為については、今回、補正予算を計上している諫早特別支援学校校舎改築工事等の設計業務委託に要する経費のうち、令和3年度の経費として、特別支援学校施設整備費3,010万8,000円の増、公の施設の指定管理者の指定に伴う管理運営負担金にかかる経費として、記載のとおり計上しております。

次に、繰越明許費について。

台風10号により被害を受けた県立学校の災害復旧工事について、年度内に適正な工期を確保することが困難であることから、1,860万7,000円を設定しようとするものであります。

続きまして、公の施設の指定管理者の指定に伴う管理運営負担金にかかる経費の予算議案に関連する議案をご説明いたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」教育委員会の1ページをお開きください。

第142号議案及び第143号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、県立佐世保青少年の天地、県立千々石少年自然の家及び県立世知原少年自然の家、3施設の管理運営を一括し

て行う指定管理者として、特定非営利活動法人長崎県青少年体験活動推進協会を、県立西彼青年の家及び県立対馬青年の家の指定管理者として、それぞれ西彼青年の家施設運営協会及び対馬青年の家施設運営協会を指定しようとするものであります。

第144号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、長崎県立総合体育館、長崎県営野球場、長崎県小江原射撃場の長崎地区3施設の管理運営を一括して行う指定管理者として、長崎DS・スポーツ協会グループを、また、長崎県立総合体育館県北トレーニング室、長崎県立武道館の佐世保地区2施設の管理運営を一括して行う指定管理者として、公益財団法人佐世保市体育協会をそれぞれ指定しようとするものであります。

なお、公の施設の指定管理者の指定につきましては、この後、担当課からご説明申し上げます。

次に、「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料（追加1）」の教育委員会をお開きください。

第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは職員の給与改定に要する経費であります。教育委員会所管の補正予算額は記載のとおりでございます。

この結果、令和2年度の教育委員会所管の予算総額は1,369億2,239万4,000円となります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀分科会長】 ありがとうございます。

次に、教育環境整備課長より補足説明を求めます。

【日高教育環境整備課長】教育環境整備課の補正予算につきまして補足してご説明いたします。

お手元の「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）補足説明資料」をご覧ください。

特別支援学校施設整備費についてでございます。

諫早特別支援学校の改築工事等につきましては、今年度から第3棟、第4棟の長寿命化改修工事に着手しておりましたが、第3棟につきましては、建物の隠れた部分の著しい劣化等により改修工事が困難であることが判明したため、改築工事へ整備計画を見直すものであり、今回、その改築工事等に必要な実施設計の経費として、1,290万4,000円を計上しております。

今後のスケジュール等につきましては、令和3年2月から改築工事等の実施設計を行い、来年度に仮設渡り廊下の設置工事及び第3棟の解体工事、令和4年度から第3棟の改築工事を予定しております。

第1棟、第2棟の解体工事及び運動場外構工事等につきましては、令和5年度以降の実施を予定しております。

なお、今回の実施設計業務は令和3年度まで事業期間がかかりますことから、令和3年度の経費として3,010万8,000円の債務負担行為を設定しようとするものでございます。

今回の計画変更によりまして、2年程度事業期間が延長されることとなりますが、子どもたちが一日でも早く新校舎で学べるよう、早期完了に向け取り組んでまいります。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】次に、生涯学習課長より補足説明を求めます。

【立木生涯学習課長】第142号及び第143号議案「公の施設の指定管理者の指定について」の生涯学習課所管、青少年教育施設の補足説明をさせていただきます。

お手元の生涯学習課分、文教厚生委員会補足説明資料の1ページをご覧ください。

今回、指定管理者の指定を予定しております青少年教育施設は、県立佐世保青少年の天地以下5施設であり、公募と非公募に分けて指定管理者の募集・選定を行っております。

まず、1ページの公募分について説明を申し上げます。

佐世保青少年の天地、千々石少年自然の家、世知原少年自然の家の3施設については、県立青少年教育施設に求められる一定水準以上の教育サービスの提供や、一体的な運営による施設間の連携が可能となるよう、これまでの第3期までと同様に3施設を一括して管理運営できる指定管理者として募集いたしました。

1、選定経過については、募集を7月21日から8月31日まで実施し、現在の管理者である特定非営利活動法人長崎県青少年体験活動推進協会1者から応募がありました。

(3)の選定方法については、その に記載の学識経験者や財務の専門家を含む外部有識者5名により構成された選定委員会を設置し、7月6日と9月30日の2回、選定委員会を開催いたしました。

選定に当たっては、3ページにお示しする審査表に基づき、管理運営方針に関する事項や収支計画、組織体制に関する事項などの大きく5項目について、各委員200点満点で評価・採点をしていただいております。

今回は、新型コロナウイルス感染症のこともあり、項目2、管理運営に関する事項の中に、感染予防対策に関する事項を新設しております。

(4)の採点結果については、委員5名の合計1,000点満点で674点となり、選定委員会から指定管理者の候補として適当であるとの評価をいただいております。

委員から出された主な選定理由を(6)に示しております。

「危機管理、事故対応の観点から、適正な管理運営体制による安全・安心な利用の確保がされていること」、「利用促進、事業内容の観点から、いじめ防止対策や防災支援など、社会的課題に対応したプログラムの提案もなされていること」、「管理運営の観点から、これまでの管理運営実績とノウハウを有していること」などが挙げられております。

この結果を受けて、県としましても、施設の安定した管理運営のための計画内容などを総合的に検討し、当該団体を候補者としたところであります。

2ページをご覧ください。非公募分についてご説明いたします。

非公募としております西彼青年の家、対馬青年の家の2施設についても、公募施設と同様の方法により、選定委員会で審査していただきました。

候補者は(1)にお示ししております2団体です。

(2)の採点結果につきましては、1,000点満点で、西彼青年の家施設運営協会が670点、対馬青年の家施設運営協会が653点でした。

(3)の選定理由については、先ほどの公募施設と同様に「適正な管理運営体制による安全・安心な利用の確保がなされていること」等

の理由を挙げていただいております。

2の指定管理期間につきましては、5施設とも令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としておりますけれども、公募3施設のうち、世知原少年自然の家につきましては、今後、指定管理期間の終了日を変更する場合があります、この点については7月に公表した募集要項にも明記しております。

同施設の指定管理期間の終了日を変更する場合には、改めて議案として上程し、委員の皆様にご審議いただくこととなります。

なお、資料2ページ下方に参考として記載しておりますが、5施設の管理運営にかかる令和3年度から5年間の県負担金の債務負担行為限度額の設定につきましては、補正予算としてご審議をお願いいたします。

今回の債務負担額については、前期である平成28年度から令和2年度までの第3期5年間の実負担額と比較しますと、約1,700万円の減となっております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】次に、体育保健課長より補足説明を求めます。

【松崎体育保健課長】第144号議案「公の施設の指定管理者の指定について」補足説明いたします。

お手元の右上、四角囲いの「令和2年11月 文教厚生委員会補足説明資料」体育保健課の1ページをご覧ください。

今回、指定管理者の指定を予定しております体育施設は、長崎地区にございます県立総合体育館、県営野球場、県小江原射撃場の3施設と佐世保地区にございます県立総合体育館県北ト

レーニング室、県立武道館の2施設でございます。

長崎地区及び佐世保地区それぞれを一括して管理する指定管理者を公募により募集いたしました。

1、選定経過でございます。

(1) 募集期間につきましては、お示しします期間において、県公報やホームページ、新聞、ラジオ等で次期指定管理者の募集を行いました。

(2) 募集团体についてですが、8月6日と翌日7日に当該施設の現地説明会を実施いたしました。その際、現指定管理者を除き、長崎地区に6団体、佐世保地区に2団体の参加がありましたけれども、最終的に応募があったのは長崎地区に2団体、佐世保地区に3団体でありました。

(3) 選定方法につきましては、学識経験者や財務の専門家など、外部有識者5名による「長崎県教育委員会指定管理者選定委員会」を設置いたしまして候補者を選考いたしました。

選考に当たっては、各応募者から提出された事業計画や申請者によるプレゼンテーションをもとに採点を行いまして、その集計結果により指定管理者の候補者案が決定されました。

(4) 採点結果及び、2ページの(5)指定管理者候補者については記載のとおりでございます。

改めて2ページをご覧ください。

(6) 選考理由ですが、長崎地区の長崎DS・スポーツ協会グループにつきましては、これまでの県体育施設の管理運営実績等に加え、県スポーツ協会が持つ各団体との関係を活用することで、さらなる事業の充実、利用促進が期待できること。一方で、今後も継続して施設を運営するうえでは、長崎DSがこれまで単独で指定管理を行うようになってから10年間ござい

ますが、その成果を分析し、改善点を明らかにしながら、事業内容を発展させていくことを期待するなどとなっております。

また、佐世保地区の公益財団法人佐世保市体育協会につきましては、地域のスポーツの事情に精通しており、競技団体等との密接な関係があることから、生涯スポーツの振興や競技力の向上を図ることが期待できること。それと、これまでの県体育施設の管理運営実績とノウハウを踏まえた安定した管理運営が期待できることなどとなっております。

以上のような選定委員会の議論を踏まえ、県といたしましても、施設の安定した管理運営のための計画内容などを総合的に検討し、当該団体を候補者としたところであります。

なお、指定管理の期間につきましては、5施設とも令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。

また、参考として記載しておりますが、5施設の管理運営にかかる令和3年度から5年間の県費負担金の債務負担行為限度額の設定につきましては、補正予算としてご審議いただくところでございます。

今回の債務負担額は、平成28年度から令和2年度までの現在の債務負担額と比較しますと、管理運営費のさらなる減額の提案によりまして、実質的な県費負担額は5年間で約1億200万円の減となっております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第142号議案乃至第144号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】先ほど補足説明がありました特別支援学校の施設整備費について質問いたします。

前回の委員会でも質問させていただきましたが、当初は第3棟を改修する予定であったけれども、改修工事が困難であるため建て替えとなったということですが、まず最初にそのスケジュールに書いているとおり、令和2年3月に請負工事はもう締結をして、工事を途中まではしていたという状況を伺っていますが、工事開始から中断までの期間についてお尋ねいたします。

【日高教育環境整備課長】第3棟、第4棟の改修工事につきましては、平成2年3月中旬に工事請負契約を締結いたしております。

その後、準備等がございまして、4月中旬から現場の仮設工事、仮囲いですとか、現場事務所の工事に着手しております。

5月中旬から内装の撤去作業等に着手いたしまして、6月中旬に屋根スラブの鉄筋の腐食ですとか、床スラブのひび割れ、不陸等が判明いたしまして、6月29日に工事の一時中断を県の営繕課の方から受注者へ指示しております。

【松本委員】工期の方はもっと長くあったんですけれども、6月29日の時点で工事が一旦中断をしているということになります。

この工事は、もうできないということで一旦止まったわけですが、しかしながら、受注した業者にとっては、仮設現場事務所の経費、また資材等も既に発注をしていたと。また、スタッフ等も作業員等も集めていた中で、予定していた分の半分も終わらずして中断になったということです。そうすると、県の過失で改修を中断したことによって、請け負った業者の方は発注した資材や、様々なコストが負担としてのしかかってくるような形になります。そういったも



のに対しての補償はどのようにするのか、お考えをお尋ねいたします。

【日高教育環境整備課長】現在、土木部におきまして、工事の一時取りやめによる工事内容の変更に関しまして受注者と協議を行っております。

工事請負金額の変更につきましては、工事請負契約書に基づき、発注者である県と受注者の間で協議して決定することとしておりまして、工事中断中の現場事務所にかかる経費などにつきましても、発注者と協議を行いながら決定してまいります。

また、工事中断前に既に発注しておりました資材につきましては、買い取りを行う予定としております。

【松本委員】これはもう明らかにこちらの都合で途中で打ち切るわけですから、業者に対して負担を負わせるというのは問題だと思うので、しっかりと発注済の資材の対応をしていただきたいと思います。鉄骨とか、部品等も買い取る言っても税金で買い取るわけですから、その買い取ったものを今後どのように扱おうとしているのか、お尋ねいたします。

【日高教育環境整備課長】本工事で買い取った資材につきましては、今後、実施していきます工事の中で使用していくようにしております。例えば、仮設の渡り廊下や第3棟の改築工事の中でも使うことができますので、いずれにしましても、資材が無駄にならないように取り組んでまいりたいと思っております。

【松本委員】ぜひ無駄にならないように、有効に活用していただきたいと思います。

しかしながら、今回、補正予算で上がっておりますことによって、改修から改築になったことで経費の増になっております。大体今の段階

で何についての予算がどれくらい増えたのか、お尋ねをいたします。

【日高教育環境整備課長】今回の整備方針の見直しによりまして、まず、経費増になったものにつきましては、今回、ご審議をお願いしております第3棟の改築工事にかかる設計費用、それから古い第3棟の解体費用、新しい第3棟の新築費用が追加となります。

また、第3棟建て替え工事中に第4棟と校舎第1・第2棟を児童生徒が安全に移動できるようにするために、仮設の渡り廊下の設置費用と解体費用がかかっているということでございます。

なお、今回取りやめた第3棟の改修費用の減額も見込まれますので、具体的な経費等の金額につきましては、今後の実施設計の中で調整してまいりたいと思っております。

【松本委員】今回のこの件は、コンクリートの劣化の状況が当初調べたところと、また内装をはがさないとわからないところで腐食が進んでいた。だから、ほかの部分では腐食してなかったけれども、はがしたところで腐食が出たということではあります。しかし、今後も改修工事というのは長寿命化を含めて必要にはなってくると思います。改修をすれば確かにコストは下がるわけでございます。ただ、こういった案件が今後も続くと逆効果になることも想定されますが、今回の案件を教訓として、今後、改修工事に対してどのような対応をされるのか、改善策をお尋ねいたします。

【日高教育環境整備課長】今回のような大規模改修工事を発注する前には、既存構造躯体の劣化状況を詳細に確認するために、まず内装材の一部解体などを伴うサンプル調査を実施する。または、内装材の解体工事と大規模改修の仕上げ工事を分離発注し、内装解体後に露出した構

造体全体の劣化状況を改めて調査し、その後、改修ができるのか、改築になるのかを判断したいと考えております。このようなことで再発防止に努めてまいりたいと思っております。

【深堀分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【赤木委員】横長資料、債務負担行為の13ページ、長崎県立総合体育館等の8億7,000万円についてお伺いします。第144号議案でもございます。

今年、台風10号で多くの方が避難をされました。夜中にピークがくる台風でしたので、多くの皆様が不安の夜を過ごしたことは、皆様記憶に新しいことだと思います。指定避難所の一つである県立総合体育館にも多くの方が避難をされました。私のところにいただいたご意見で、夏の避難でしたので、とても暑く、熱中症になるのではないかと思うくらい暑かったと。エアコンをつけるよう求めても、なかなかつけてもらえず、不快な思いをされたというお話を伺いました。

今回、提示された指定管理者の指定の費用に避難時のエアコン代など緊急的な避難に関わる費用は想定して含まれているのか、これまでの認識についてお伺いいたします。

【松崎体育保健課長】今、委員からありました点については、私も後日、状況は何っております。

まず、避難所の運営については、一義的には市が管理運営していくものと考えております。経費につきましては、今回、提案させていただいております県負担額で、あと指定管理者には利用料の収入等もございますので、それらの収入をもとに、今言われたエアコンの電気代とかを支払うことになっております。

【赤木委員】わかりました。今のは、これから

という認識をされて、調べて今の答弁になったのかなと思うんですけど、それはしっかりそれまで想定をされて今のご答弁なのか。私が指摘をして、ちょっと考えてのご答弁なのかというのがわからなかったんですけども。

【松崎体育保健課長】これまでも、そのような運用をしております。

【赤木委員】先ほどの答弁にあったように避難所の開設は市町で行うという認識は私も存じております。今回、エアコンがつかなかったということは、県の施設であるということで連携がうまくいってなかったのじゃないかと危惧というか、事例ではなかったかと考えますが、今のような苦情が入るようなこと、今後はそれはないという体制ができているという認識でいいのかどうかというのをお伺いいたします。

【松崎体育保健課長】避難所の運営については、先ほども申しましたように、市が管理運営していくものと考えております。

ただ、今回、このような事案がございまして、明確な市との協定が存在しませんでしたので、そこを市と協定を結ぶよう、今、準備を進めているところですので、今後、そのようなことがないような対応をしていきたいと、努めていきたいと考えております。

【赤木委員】市としっかり協定を結んで、今後このようなことがないようにされると伺いました。ぜひともよろしくお伺いいたします。

今回、県民の皆様からご意見をいただいたからこそわかったことかなと思います。避難ですので、快適さに限界があることは重々承知はしておりますが、できることは対応せねばならないと考えております。体育保健課は課題を認識して対応していただくということですが、これはほかの施設にも関わることだと思っております。

す。第142号議案の県立佐世保青少年の天地も指定避難所になっておりますが、こちらも同様に対応されるということによろしいでしょうか。

【立木生涯学習課長】私どもの所管の佐世保青少年の天地につきましては佐世保市、それからもう一つ対馬青年の家も対馬市の避難所となっておりますので、そちらについても各自治体と協議を進めてまいりたいと考えております。

【赤木委員】協議をされるということではわかりました。

今後、住民の方が困ることがないように対応していただきたいと思っておりますし、今回、教育委員会の皆さんに対してこういった提言をさせていただきましたが、もしかしたら、ほかの県の施設でも協議が進んでいない事例があるのではないかと危惧しているところがございます。これをもし課題として認識していただけるのであれば、県として共有をしていただいて、事前の対応ができるようであればお願いしたいと思います。以上です。

【深堀分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【大場委員】それでは、第142号、第143号、第144号議案ですけれども、142号と143号につきましては教育施設の指定管理者ですが、先の一般質問でも行いました世知原の件、今の説明の中では一応5年間という期間の中で、一部そういうふうな条件的な変更があり得るという説明でしたけれども、一般質問でも質問しました内容で、現地のいろんな自治体の要望等もありますので、そういったことでしっかりと現地に対して、意見交換を含めて話し合いを、これは引き続きぜひお願いしたいと要望したいと思います。

続きまして、第144号議案です。体育施設の指定管理者で、今回また5年間ということですが、

まず、応募状況でお尋ねしたいんですが、長崎地区2者、佐世保地区が3者ということですが、過去の応募状況というのはこのような状況で推移しているのでしょうか。

【松崎体育保健課長】指定管理者制度を導入した平成18年から始まっております。5年、5年、5年できて、今、3期目がもう終わろうとしております。

1期目から申しますと、長崎地区については4者、手を挙げております。佐世保地区については非公募という形でありました。

第2期につきましては、長崎地区は1者、佐世保地区は2者、現在の第3期は、それぞれの地区が1者ずつということになります。

【大場委員】指定管理者制度を導入するというのは、スケールメリットを得るということが多分目的なのだろうと思います。応募するところというのは、いろんな経済状況、そういったものを加味するところがあると思いますので、そういったところは多くの業者が応募しやすいような環境で、そういう方法をぜひお願いしたいと思いますが、今回、指定管理者制度を導入して、以前の流れからの効果は出ていますでしょうか。

【松崎体育保健課長】そもそも、公の施設の管理につきましては、指定管理者の制度というのが論議されるわけですけれども、その目的として経費の節減のみならず、多様化する住民のニーズに効果的に、効率的に対応するために民間の力を活用して住民サービスの向上を図るのが大きな目的でございます。

その視点から幾つか体育施設を挙げさせていただければ、まず1つ目の県民サービスの向上という視点におきましては、例えばトレーニング室の利用料金を2時間単位から1回の単位に

改善して、何時間でも利用可能ということに改めました。

それと同じくトレーニング室ですけれども、ポイントカードを利用するような形をとらせていただいて、ポイントに応じて無料などの特典を付与していくということ。あとはトレーナーを配置して、トレーニングのアドバイスをするとか、そういうサービスを行いました。

2点目としては、施設の有効活用という視点がございます。これでいけば、例えば野球場ですけれども、シーズンオフにフットサルに利用するとか、そういう活動も行っております。

あと数値的なものですが、例えば利用者数を比較すれば、5施設の利用者数が県の直営の平成17年度、この最後の年と比較いたしまして、第1期の5年間で29%増、第2期の5年間で38%増、現在、今まだ4年間なんですけれども、これも39%の増となっております。

経費の節減という視点でいけば、同じく平成17年度の最後の直営の年度と比較すると、第3期のこの5年間で比較いたしまして、単年度で約8,900万円、5年間のトータルでは、まだ今年が終わっていませんけれども、約4億4,000万円程度の削減効果を見込んでいるところであります。

【大場委員】わかりました。相当額、いろんな利用者也、また経費的な面も含めて導入した効果が出ているんだなと理解をいたしました。

そうしましたら、先ほどの応募の件に多少関わってきますが、いわば指定管理料、負担金として県が出す金額には一定の基準があると思うんですけれども、その決め方というか、そういったことはどのように、県がある程度の基準を決めて額の決定をしているのか、そういった経緯というのをお聞かせいただければと思います。

【松崎体育保健課長】一定の基準はございません。今回、決定いたしましたのは県負担額、県負担金額と申しますのは、我々県が負担する最低必要経費と考えておりますけれども、その決定に当たっては、これまで直近の4年間ですけれども、この実績を踏まえたところで施設の運営に必要な額、それと候補者から提案がありました額を参考にして決定しております。

【大場委員】わかりました。そこでしょうね。事業者もある程度のメリットがないと、そういった施設への参入というのは考えにくいことだろうと思っておりますので、今後、そういったところは少しいろんな形で幅広く検討していく余地はあるんじゃないかと思っております。

そうしたら、今回5年間という形で出ますけれども、この体育施設の今後の活用について、またどのように考えていこうとされているのかお尋ねいたします。

【松崎体育保健課長】先ほど説明いたしました補足説明資料の選考理由のとおり、県民サービスの向上等に向けた施設の活用について、指定管理者と意見交換を行いながら取り組んでいきたいと考えております。

一方で、両者に共通することではございますが、長期間指定管理を受けていらっしゃる。ここで、これまでの成果や課題を分析していただいて、改善もしくは質のレベルアップをしていく姿勢で事業内容を発展させていくことも必要かなと、そのあたりを我々としても促していきたいと考えております。

いずれにせよ、指定管理者からは、毎年事業計画、そして事業報告も提出されますので、十分意見交換を行いながら、単に貸し館業務ではなく、先ほども申しましたように県民がスポーツに接する機会の付与とか、県民の生涯スポー

ツの振興を図ること、そして県民サービスの向上を図ること、そういったものにつながる取組であるかということ協議していきたいと思っております。

加えて、これは喫緊の課題ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策です。当然感染者を施設から出さないとか、クラスターを発生させないとか、これがひいては施設の安定的な経営につながると考えておりますので、現在もそこは実践されております。このような難局でありますので、民間の指定管理者の力を借りながら、官民一体となって取り組んでいきたいという考え方であります。

【大場委員】ありがとうございました。聞こうとしていたところまで答弁がありました。現在、この負担金といいますが、管理料としてお支払いしている中には、今年みたいに想定外の新型コロナウイルス対策であるとか、それにかかる様々な設備、経費、そういったものがかかってくると思いますので、今回はそういったところも含めて5年間というのをお聞きしようと思っていたんですが、まさにそういったところも含めての今回の新しい取組だと思えます。

まずは、おっしゃっているとおり県民サービスの向上、施設がより使いやすく、皆さんが幅広く使いやすいような状態にするというのが一番だろうと、この指定管理者を導入する目的だろうと思いますので、引き続き取組をよろしく願いいたします。

以上です。

【中山委員】1点だけ、大場委員にちょっと関連しますけれども、第144号議案です。

指定管理者制度は、先ほど説明があって、利用者も増えたということと、そして節減効果もあったということで、大変指定管理者の目的を

十分に達してきているんじゃないかなと思いつつながら、その中で、さらにすばらしいなと考えているのは、長崎県立総合体育館、長崎県営野球場、長崎県小江原射撃場の指定管理者に長崎DS・スポーツ協会グループが選ばれたということになります。そこで、この前期の平成28年から令和2年までの実質負担額から、今回の債務負担行為額を差し引くと9,539万5,000円ということで、約1割程度縮減しておりますので、これはすばらしいことと思うわけですが、この内容ですね、競争の原理が働いたのか、指定管理者の努力でこういう形になっているのか、その辺を含めて少し説明いただければと思います。

【松崎体育保健課長】指定管理者の収支については、指定管理者のいわゆる企業努力といえますか、そこから捻出されるということになります。

今回の県の負担額については、当然、先ほど申しましたように施設に必要な最低の経費というのは我々の方で負担しております。

例えば、長崎地区で言えば、第3期の期間におきまして、収支が大体2,000万円から3,500万円の幅で収益が上がっておりますので、そこを勘案したところで、今回、県の負担額を決定したところであります。

【中山委員】ぜひこういう形で、目に見える形で、県の負担金が1割程度4期目で削減されるということでありまして、企業努力をさらに求め、さらに努力していただいて、ぜひ、今までのように県の負担金が節減できますように、その努力についてはよく頑張ったなと思っておりますので、さらによく追跡して、さらなる節減につながるようにひとつ要望しておきたいと思っております。

【深堀分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 ないようでしたら、分科会長を交代します。

【石本副会長】 分科会長、どうぞ。

【深堀分科会長】 1点確認ですけれども、高校生の離島留学推進事業費249万2,000円の方です。

島外から親元を離れて通学している離島留學生が実家に帰省後、帰島した際に実施するPCR検査に要する経費ということで計上されてありますが、何名の生徒が対象なのか。どういうふうな補助の仕組みになっているのか。その生徒は全国いろんな地域が多分自宅だと思っので、どんな地域であってもこれを受けさせるのか。これは強制なのか。もし、検査を受けた時に、通常、発熱とか症状が全くない状況の中でPCR検査を受けさせるということは、普通の我々はなかなかできないといいますが、そういった中でその検査の受け入れ体制ですね、そのあたりがどうなっているのか。少し疑問に感じたので、例えば検査を受けた、PCRですから、何日か結果が出るまでその生徒は待機、島内で待機をしないといけないのかとか、そういったことをどういうふうに規定しているのか。そのあたりの概要をお知らせください。

【狩野高校教育課長】 まず、人数についてでございますけれども、実施校5校につきまして、島外からの生徒が151名おりますので、その151名に対して、実家に帰って帰島した際に実施できる予算を計上しています。

実施する理由としては離島部における医療体制を守るという趣旨もございまして、基本的にはその151名につきまして実施をしたいと考えています。それが、今お世話になっている里親さんへの安心につながっていくものと考えてお

ります。

実施にあたっては、検査結果が出るまで数日かかりますけれども、一旦は下宿であるとか、寮とかに戻っていくということになります。もちろん、帰島した時に発熱等がありましたならば、民間の宿泊施設に入れて様子を見るということもあろうかと考えております。

【深堀分科会長】 今の課長の答弁だったら、全員が、離島留學生が実家の方に帰省した時には必ず受けると、必ず受けるとのことね。その時の受診先の手配というのは学校がするのか、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

【狩野高校教育課長】 長崎県の病院企業団の方にお申しまして、それぞれ地元の富江病院であるとか、対馬病院とか、壱岐病院の方で実施をさせていただくように県からお願いしたいと考えております。

【深堀分科会長】 ということは、病院企業団の方と連携をとって、その生徒は受けられるということに話がもうできているわけね。その時の費用というのは、もちろん予算は249万2,000円組んでいるわけだけれども、生徒の負担は一切ないと理解をしいいんですか。

【狩野高校教育課長】 一切ありません。1万6,500円の単価ですけれども、これはお盆に帰省した生徒に対しても実施をしました。その実績額ということになります。

【深堀分科会長】 この問題で、安全性を担保するために、もちろんあれなんですけれども、生徒さんはある意味未成年ですよ。その親御さんに対して、保護者に対して、そういうふうに帰省して島に戻るとのことに対して、これは必ずPCR検査を受けさせるような仕組みになったという説明とか、そのあたりはしておかないといかんと思うんですけれども、そのあた

りはどうですか。

【狩野高校教育課長】先ほど申し上げたようにお盆休みに帰った生徒に対しましても、事前に、島外に出て実家に帰省して帰島した際にはPCR検査を受けていただくということを了解も得ながら実施をしてきました。今回も生徒、保護者の了解のうえに実施をしたいと考えております。

【深堀分科会長】 よろしくをお願いします。

もう一つ別件ですけれども、先ほどの中山委員、そして大場委員との質疑に少し関連するんですが、スポーツ施設の指定管理の分で効果が出てきているという評価なんですけれども、もちろん行政コストの削減というのも一つの目的としてあるというのは十分理解しているし、その成果は出ているというふうには思います。

ただ、その中で、例えばああいう大規模な体育施設等の委託に関して、関係している、今回指定管理に選ばれた企業から、また関連のいろんな仕事が出ているわけですね。そういったところが、経費を下げるためにそこにしわ寄せがいくようなことがあれば、それはいけないと思うんです。そういうことが、以前、ちょっとお話で関連する方々の意見を聞いたことがあるんですけれども、そういうことがないように、そのあたりをしっかりと見ていただいて、しっかりと利益が出ているからそこを下げるというのはよくわかるんですけども、無理してそういうところにしわ寄せがいくような下げ方をすれば、ちょっとそれはサービスの低下にもつながりかねないので、そのあたりだけは十分留意をしておいていただきたいと思います。

終わります。

【石本副会長】 分科会長を交代します。

【深堀分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」の関係部分につきましては、既に議決をされた159号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の関連予算です。

条例審査の中で、「教職員の期末手当の減は、地域経済へ一定影響は与える」と教職員課長答弁がありました。

厳しい県民の暮らしの中、教職員の期末手当の減は、本人、ご家族の生活設計に影響するだけでなく、さらなる民間企業の引き下げとなり、悪循環です。コロナ禍の時だからこそ、地域経済の活性化が求められています。県民の消費、購買力を上げることが景気対策の一環との立場から、教職員の期末手当等引き下げ予算は同意できません。

【深堀分科会長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第156号議案のうち関係部分について採決をいたします。

第156号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【深堀分科会長】 起立多数。

よって、第156号議案のうち関係部分につい

ては、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第122号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第122号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は、午後2時35分からといたします。

-----  
午後 2時23分 休憩

-----  
午後 2時35分 再開  
-----

【深堀委員長】 再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

それでは、教育長より総括説明をお願いいたします。

【池松教育長】 教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」教育委員会の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第142号議案、第143号議案及び第144号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」のうち関係部分であります。

先ほどご説明しました第142号議案から第144号議案の「公の施設の指定管理者の指定について」を除く議案の内容についてご説明いたします。

2ページ上段をご覧ください。

第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チ

ャレンジ2025について」は、長崎県行政にかかる基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」とし、「人、産業、地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念に、10の基本戦略を柱とする令和3年度からの5か年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち、教育庁関係部分では基本戦略1-1「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」において、子どもたちの成長に応じたキャリア教育の推進や地域の元気づくりのための社会教育の充実、活性化等を推進することとしております。

また、基本戦略1-3「長崎県未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」において、地域ぐるみで展開するふるさと教育の推進や、主体的・対話的で深い学び等の視点からの効果的なICT機器の活用に取り組むこととしております。

こうした施策を積極的に推進し、県民の皆様と一体となって力強い長崎県づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（令和3年3月公立高等学校卒業予定者の就職内定状況について）

本県が独自に調査した公立高等学校の新規高等学校卒業者の就職内定率は、10月末現在で65.2%と、前年同期の78.3%と比較し、大きく減少しております。今年度は新型コロナウイルス



ス感染症の影響で就職試験開始が例年より1ヶ月遅れており、1回目の受験結果が出ていない生徒もいるため低い数値になっていますが、同じ条件となる昨年度9月末の58.6%と比較すると増加しております。

令和3年3月新規高等学校卒業予定者に対する求人数についてですが、長崎労働局によると、9月までに県内のハローワークに提出された求人数は3,795人分で、前年の同期比で23.2%減少しております。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、企業が採用計画を見直さざるを得なくなったことも一因と考えられます。

就職内定者に占める県内の割合は65.2%と、前年同期を3.8ポイント上回っております。一方、就職未内定者は851人おり、県内定着の観点からも県内就職支援を継続していくことが、非常に重要と考えております。

県教育委員会では、これまで関係機関と連携し、県内企業に対して採用枠拡大や処遇改善、早期の求人票提出を要請するとともに、進路指導担当職員やキャリアサポートスタッフを中心に学校と一体となって県内就職支援に取り組んでまいりました。

また、就職希望者の多い高等学校で、地元企業の職場見学会や企業説明会を開催し、県内企業の認知度を高める取組の実施や、本県の暮らしやすさ等を紹介する講演会の開催など、あらゆる機会を通して生徒や保護者に県内就職の魅力を周知しております。

引き続き、関係機関との連携強化を図り、就職を希望する高校生全てが就職できるよう支援してまいります。

4ページ下段をご覧ください。

（第二期長崎県特別支援教育推進基本計画の策定について）

長崎県特別支援教育推進基本計画の計画期間が令和3年度末に終期を迎えることから、昨年11月に学識経験者等を委員とする「障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会」を設置し、「特別支援学校の環境整備と教育の充実」、「幼稚園等、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実」、「特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上」、「関連する諸課題への対応」等について、これまでの取組の検証や、今後の方向性の検討をしていただきました。

7回にわたって協議が重ねられ、同検討委員会からの意見をまとめた報告書が、去る11月10日に提出されました。

今後は、提出された報告書の内容を踏まえた上で、令和4年度以降の基本方針や施策の方向性を示す、第二期長崎県特別支援教育推進基本計画の素案を作成し、県議会をはじめ、パブリックコメント等による県民の皆様のご意見をいただきながら、次年度の策定を目指して取り組んでまいります。

6ページ上段をご覧ください。

（長崎県文化財保存活用大綱（案）について）

長崎県文化財保存活用大綱につきましては、6月定例県議会で素案をご報告させていただくとともに、7月1日から7月31日までパブリックコメントを実施いたしました。

今回お示ししました大綱（案）は、専門家や県民の皆様などからいただいたご意見、ご提言等を踏まえ修正したほか、県内の文化財分布図を含む付属資料や、写真等を追加して、よりわかりやすくまとめたものであります。今後は、年度内の策定を目指して取り組んでまいります。

「文教厚生委員会関係議案説明資料(追加1)」の1ページをご覧ください。

（令和3年度の重点施策）

令和3年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。

これは、来年度が初年度となる新しい長崎県総合計画に掲げる目標の実現に向けて、令和3年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示したものであります。このうち、教育委員会の予算編成における基本方針及び主要事業については記載のとおりであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

そのほか、公立学校児童生徒の問題行動等調査について、子どもたちの文化活動の推進について、県庁舎跡地の埋蔵文化財発掘調査について、新たな行財政改革に関する計画素案の策定について、事務事業評価の実施についての内容については、文教厚生委員会関係議案説明資料に記載しております。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

第142号議案乃至第144号議案の質疑は終了しておりますので、第153号議案のうち関係部分に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 第153号議案について質疑します。

第153号議案68ページの学力の向上と一人ひとりに対応した教育の推進、その中で全国学力学習状況調査に基づく学力向上対策の推進とい

うことについて質問したいと思います。

要は、長崎県は、全国と県の学力テスト、学力調査を基準、それから基本に、まずは今後5年間は進めるということを掲げています。

6月に文教厚生委員会質疑で義務教育課長は、「この学力調査を活用しながら、子どもたち、先生方の授業を変えていくこと、それに伴って子どもたちの学力を高めていく」と答弁をしました。新型コロナウイルスの影響で、2020年、今年度は全国学力テストは中止となりました。学力テストが活用できません。中止となった今年度は、基準となる学力テストがないので、どのような対応となったか、まず状況を説明してください。

【加藤義務教育課長】 全国学力学習状況調査につきましては、国は本年度実施をしないということで通知がおりております。しかしながら、その学力調査の調査問題につきましては、各学校に配付をされるので、それについては活用してくださいということで国からの通知を受けております。

これに伴いまして、本県におきましても、各学校でその調査問題を用いて実施をしていただいで、子どもたちの学力の改善に活用していただくということをお願いしております。

また、その調査結果を、県への提出を希望する学校につきましては、県の方にも提出をしていただきまして、一定取りまとめた県の平均正答率等につきましては、それぞれの学校にお返しして、それぞれの学校の授業改善に活用していただいているところです。

【堀江委員】 国民には、全国学力テスト、学力調査は中止と言いながら、実はやっていたの。結局、調査問題を配付して、各学校でやっていたわけですね。

そのうえで調査結果を希望するということが、いわゆる悉皆調査、抽出方式になったということですか。そこはどう理解をしたらいいですか。

【加藤義務教育課長】私どもといたしましては、7月から8月までの間に実施をして、そして県の方にその結果を提出した学校につきましては、その内容を一定とりまとめてお返しするという形にいたしましたので、抽出と申しますか、それぞれの学校の状況に応じてお取組をいただいたというふうに考えております。ただし、その活用につきましては、全ての学校でお願いをしておりますので、悉皆という形で実施がなされているというふうに考えております。

【堀江委員】それは全国的にも比較をされたことになるんですか。通常は、いわゆる悉皆式でやって、全国基準が出てくるでしょう。それと同じようなことも今回やられたということですか。

【加藤義務教育課長】他県の状況については把握しておりませんが、それぞれの自治体、それぞれの学校によって活用してくださいということで依頼がっております。

その取扱いにつきましては、現在、国の方でも調査がございまして、今後、その取り組み方については国の方からも示されてくるのかというふうに思っております。

【堀江委員】 そうしますと、今回、全国学力学習状況調査は、私はやっていないという認識だったんですが、実は調査問題は配付をされて、各学校で実施してくださいと、その結果については希望するところは出してくださいと。そこには県としてお返しをしますということですね。しかし、そういうことを各県やっているということは、全国的な平均もこれから出されることもあり得るというふうに認識をいたします。

そこで、学力テスト、学力調査の戦後史を研究された方がおられます。ご存じかもしれませんが、一橋大学の名誉教授の久富善之教授、1947年（昭和22年）から2020年、今日まで戦後70年余りの期間、学力調査がどうだったかということを研究しております。その中で中止をしたのは2回ですよね。2011年の東日本大震災の時と、今年の感染症拡大防止のために中止をしています。

それで、悉皆式、いわゆる今やっている全校実施は1960年代の4年間と、第1次、第2次安倍政権の10年間ということで、それ以外の約60年間は抽出式の学力調査というのが結果として出ています。抽出式というのが、いわば圧倒的に長い期間、学力調査の方式として定着しているということ、私は初めて今回学びました。

この時の、1956年度の全国学力調査の目的なんですけれども、国が学力の実態を把握して、学習指導及び教育条件の整備改善に役立つ基礎資料を作成するということが目的にしています。

それが、今度は悉皆式、今の方法になりますと、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるということで、私が申し上げるまでもないんですが、この全国学力学習状況調査の2番目に書かれている目的ですね。

そうしますと、悉皆式は抽出式と違って、平均点というのが全国比較の基準になっていきます。抽出式は、国が状況を把握して、国の教育政策を改めて、学校教育状況を改善するためにやります。悉皆式は、自治体、学校が平均点を全国と比較して改善に取り組むという体制を求めることになります。つまり、全国学力学習状況調査といっても、目的と性格と、同じ名称でも抽出式と悉皆式では異なる調査ということに

なります。

そこで、私が質問したいのは、悉皆式の全国学力調査は廃止すべきではないかという意見があります。悉皆調査ですと、今、目的がありましたように、それぞれの学校が比較検討することになってくるので、結局、日常の学習、学力状況は把握できない、事前準備で過去の問題をやるということも挙げられていますからですね。

そうしますと、戦後約60年間実施をされてきた抽出式の学力調査がいいのではないかというご意見もあるんですが、まず、このことについてどういう意見をお持ちか見解を求めます。

【加藤義務教育課長】 すみません、一つ前段のところで、今回の学力調査の結果は国の方での取りまとめというのは行っておりませんので国全体の数値が示されるようなことはございません。ただ、その対応状況の取りまとめを行っております。

悉皆調査につきましては、平成19年度にこの全国学力学習状況調査が始まりまして、まず、私ども県としての教育行政の改善を図ること、そして、それぞれの市町の教育行政の改善を図ること、また、学校における授業の改善を図ること、このことと併せまして一人ひとりの子どもたちの学力進捗状況もそこで確認をしております。その状況を見ながら、この子にとってどのような指導が必要なのかというところで、今、学校では指導に活かしておりますので、私といたしましては、この悉皆というのが望ましいというふうに考えております。

【堀江委員】 この第153号議案の68ページに書かれている学力向上対策を推進する基礎となる全国学力調査は、そうしますと、今、課長が言われましたように悉皆式で毎年行われている全

国学力学習状況調査を指しているということの理解でいいですか。

【加藤義務教育課長】 そのように考えておりません。

【深堀委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、第142号議案乃至第144号議案及び第153号議案のうち関係部分に対する討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」の関係部分については以下の理由で反対いたします。

県民が求めている教育の要求・要望は、子ども一人ひとりに目が行き届く少人数学級を実施してほしい、教職員を増やしてほしい、学費の無償化を実施してほしいなどです。

したがって、数値目標も少人数学級をどう拡充するか、教職員を何年かけてどれだけ確保するか、教育条件整備の具体的な数値目標とすべきと考えます。

本計画の関係部分は、第3期長崎県教育振興基本計画と整合性を図りながら作成されています。確かな学力の育成を掲げ、その指標は全国学力学習状況調査の平均正解率を5年後はさらにまた上げるということで、結果が求められ、教職員も子どもたちも競争に駆り立てられていく状況は否定できません。

一人ひとりの子どもの学びを支える取組は、各学校で一人ひとりの子どもに合わせ工夫して行われており、全国学力調査を基準にする理由が見つかりません。

現場の声として伺いました。新型コロナウイルス

ルス感染症の影響で、学校での学びのあり方が問われています。子どもは数値ではかれない。子どもの力を数値に置き換え、競争させる仕組みをやめてもらいたい。こうした現場の声を申し上げて反対討論といたします。

【深堀委員長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第153号議案のうち関係部分について採決いたします。

第153号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【深堀委員長】起立多数。

よって、第153号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第142号議案乃至第144号議案については、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は86、87、97、107、110であります。

陳情書について何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。暫時休憩します。

-----  
午後 2時57分 休憩

-----  
午後 2時57分 再開  
-----

【深堀委員長】委員会を再開いたします。

審査の途中ですが、本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時より委員会を再開し、引き続き教育委員会関係の審査を行います。

お疲れさまでした。

-----  
午後 2時58分 散会  
-----

## 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年12月9日

自 午前10時 0分  
至 午前11時59分  
於 委員会室2

義務教育課人事管理監	大場 祥一 君
高校教育課長	狩野 博臣 君
高校教育課人事管理監	山崎 由美 君
特別支援教育課長	宮崎 耕二 君
児童生徒支援課参事	岩橋 順弘 君
生涯学習課長	立木 貴文 君
生涯学習課企画監	山崎 賢一 君
学芸文化課長	草野 悦郎 君
体育保健課長	松崎 耕士 君
体育保健課体育指導監	岩橋 英夫 君
教育センター所長	山口 千樹 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	深堀ひろし 君
副委員長（副会長）	石本 政弘 君
委 員	中山 功 君
”	外間 雅広 君
”	堀江ひとみ 君
”	川崎 祥司 君
”	松本 洋介 君
”	大場 博文 君
”	下条 博文 君
”	赤木 幸仁 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【深堀委員長】 おはようございます。  
委員会を再開いたします。

これより、昨日に引き続き、教育委員会関係の審査を行います。

本日は、事前通告された議案外の所管事務一般に対する質問から行うことといたします。

質問はありませんか。

【下条委員】 おはようございます。

私のほうからは、通告をしておりましたデジタル教育への移行について、お尋ねしたいと思います。

昨日の教育長の追加説明資料にも、教育の情報化推進プロジェクト事業という形で記載をされております中では、大きく変化していく教育現場の中で、教育のICT活用指導力及び児童生徒の情報活用能力を向上させるというような趣旨が書いてありました。

コロナ禍において、当文教厚生委員会でも活発にご議論されたGIGAスクール構想など、

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

教 育 長	池松 誠二 君
政 策 監	島村 秀世 君
教 育 次 長	林田 和喜 君
総 務 課 長	桑宮 直彦 君
県立学校改革推進室長	松山 度良 君
福 利 厚 生 室 長	吉田 和弘 君
教育環境整備課長	日高 真吾 君
教 職 員 課 長	上原 大善 君
義務教育課長	加藤 盛彦 君

また教育のデジタル化、最近では、エドテックというような形で新しい教育の形が進んでいく中で、教育デジタル化移行によって、先生と生徒の関係性、役割、また授業内容など、大きく変わるものと認識をしております。

先日、文教厚生委員会で対馬高校、遠隔教育システムを用いた取組について視察をさせていただきました。その中では、英語、韓国語でしたが、画面を通じて遠隔地から双方向的にやり取り、勉強を行い、生徒が主体的に取り組んでいくものを先生がサポート役でカバーをしていくというような、今までとは少し違うような授業の進み方を視察できました。その中で、認知能力は当然習得していくのですが、人間力の醸成につながる非認知能力の育成など、大変有意義な教育の現場の視察ができたと思っております。

そこでお尋ねですが、対馬高校など、教育デジタル化の先進的な取組を取り入れて、従来とは異なる教育の形態で行っているところが出てきております。こういった形でコロナ禍で教育のデジタル化が進んでいく中で、全ての学校がこのような変化に対応していかなければいけないと思っておりますが、この対応について、現状どのような形で進めているのか、お尋ねをいたします。

【狩野高校教育課長】私も対馬高校の視察を一緒にさせていただきました。オンラインでAPUであるとか、各大学の先生とつなぎながら、生徒たちが生き生きとやり取りをしている姿を見て、ICTを活用した新しい授業の可能性を感じたところでございます。また、生徒たちが主体的に学んでいる様子が印象的であり、これからの一つの授業の在り方かなと、私もそういう感想を持っております。

教育界にデジタル化の大きな波が来ております。これはまさにチェンジであり、我々にとって大きなチャレンジでもあり、またチャンスだと捉えております。ぜひ、生徒たちの学びにも新しいテクノロジーを取り込んでまいりたいと考えております。対馬高校、壱岐高校が今、文部科学省の指定を受けて遠隔の授業に取り組んでおりますので、ぜひそれを広めてまいりたいと考えております。

ただ、その際、心に留めておくべきは、手段と目的を履き違えないことだと考えております。ICTであるとかデジタルテクノロジーは手段やツールであって、あくまでも目的というのは、新しいテクノロジーを活用して、どのような生徒を育てるのか、またどんな資質や能力を育成するかにあると考えております。

来年度から、県立高校の生徒の手元に1人1台端末が届きますので、私たちが目指すものを端的に申し上げますと、ICTを活用してハイブリッド型の教育を実現し、生徒たちの学びの質を上げることで、主体的な学習者を育成してまいりたいと考えています。それが我々の大きな目標としているところでございます。

【下条委員】ありがとうございます。私も全く同じ意見でありまして、ICT、デジタル化というのは手段であって目的ではない、目的は、どのような教育を通して人間形成していくのか、これが本当に重要だと思います。

そういった形でぜひ取り組んでいただきたいのですが、これも今年1年ご議論がありましたけれども、一番懸念があるのがこのスピードです。コロナ禍において、教育現場でのデジタル化に対して、少し準備期間がないぐらいのスピードで対応していかなければいけない。当然、1つ1つクリアをしていくという段階になりま



すが、このスピード感について、何か対応の中で工夫をされたり、取り組まれているものがありましたら、教えてください。

【狩野高校教育課長】先の議会におきまして、私が「黒船」という表現をいたしました。まさに教育現場にとっては大きな教育改革だろうと思っております。折に触れて9月以降、いろいろな研修会の中で、1人1台の端末が入るということで、まず教員の意識づけを行っております。当面、年明けて今年度中に、1人1台端末が導入された後の授業の改革のイメージというものを持っていただくような導入前の研修会を実施したいと考えています。

【下条委員】ありがとうございます。

私が非常に懸念をしますのは、対応できる場所であったり、取組やそのお考え、教職員の先生たちがおられれば対応できていくと思うんですけれども、かなり個人差が出るんじゃないかと思っております。実は、この私が持っている懸念が、自民党のデジタル社会推進本部、これは下村博文衆議院議員が本部長で、甘利明衆議院議員が座長を務めている会ではありますが、これに経団連、新経済連盟、日本IT団体連盟が様々な提言、要望書を出しております。

この中で、教育も相当クローズアップされておりまして、経団連の要望について1行お読みします。新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校の臨時休業によって、多くの学校で学びが遅延、延滞、教育のデジタル化に消極的な学校と積極的な学校との大きな教育格差が発生したというような懸念があります。また、同じ経団連ですが、GIGAスクール構想を支援する人材確保のための予算を拡充すべきじゃないかと、こういったことでICT支援やGIGAスクールサポーターの人材確保に向けて政府予算を拡充すべき、

こういった提言がなされております。

ですので、この差が多分、取組の中で相当出てくると思っておりますので、今お答えいただいたもので何とかこの差が出ないように、ある程度の近似値でいただきたいというふうに思っております。

次の質問ですけれども、その中で、様々なものが変わりますが、私は、生徒と先生の役割というのが一番大きく変わらと思っています。これは日本IT団体連盟が同じ推進本部に提言をしたものですが、デジタル教育とアナログ教育の最大の違い、重要なポイントは、片方が双方向の違いだということが書いてあります。双方向になれば、リアルタイムで理解度がわかるので、もしかするとテストをやらなくてもいいような時代が来るのではないかと。少子化時代において、卒業させることが目的ではなく、1人でも落ちこぼれをつくらないことが重要。教育を受ける主体は生徒であり、先生は、それをサポートする役割。これもまさに対馬高校で実際に行われていること、私たちも目にしたことです。また、これも先ほどの繰り返しになりますけれども、自治体の取り組み方によって教育格差が拡大する危険性がある、こういったことが書いてあります。

先生と生徒の役割の違いが変わっていく、主体的に先生が行っていた教育がサポート役が変わる可能性がある。この先生の立ち位置、教職員の皆さん、生徒の皆さん、このあたりのお考え、取組、変わっていくことに対して、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

【狩野高校教育課長】先ほど、私が本県が目指す目標を、ICTを活用してハイブリッド型の教育を目指すということで答弁させていただきました。教育では、二項対立的な議論がよく起

こります。本県では、AorBではなくて、AandBでいきたいと思っております。ですから、場合によっては教員がサポーター役に回る時もあるし、もしくはインストラクター、指導者役に回る時もあると思います。また、授業も一方向があれば双方向もあります。ですから、デジタルかアナログか、対面授業か遠隔授業か、もしくは一斉授業か個別学習かというAorBではなくて、AandBのベストミックスを考えていきたいと思っております。

【下条委員】わかりました。

何にしても、私は実際に対馬高校を見させていただきまして、いろんな可能性を感じました。当然、従来のすばらしい教育を軸に、また今言われたように、様々なAandBといいますが、多様性のある授業に取り組んでいただきたいと。スピードが速いですから、そこが非常に危惧をされますので、ぜひともそのあたりをしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

【松本委員】それでは、関係議案説明資料の2ページから3ページにわたって記載されております令和3年3月公立高校学校卒業予定者の就職内定状況について、質問させていただきます。

記載にありますとおり、現状の中での10月末での内定率が65.2%ということで、前年同期78.3%と比較しても大変低い数字になっております。また、9月までの求人数が3,795人、これについても前年同期より23.2%減となり、内定率も下がり、求人も減っているという状況、さらに就職の未内定者が県内に今、851人いるということで、年度末に向かって、コロナ禍の影響で厳しい状況であることに大変危惧をしております。

そこで質問ですが、まず、今までは、かなり

高い就職内定率だったのですが、万が一、卒業後にも未内定の方が残った場合に、どのような対応をするのかということと、もう一つは、そのフォロー体制がしっかりできているのか、そこについてお尋ねをいたします。

【狩野高校教育課長】今年度、コロナ禍において求人数も減っているということで、今、内定を得ていない生徒は、かなり不安を持っているのではないかと考えています。まず当面は、今年度内に全員内定を得ることを目指してまいりたいと考えています。

もし、未内定のまま卒業した場合には、6月までは新規の求職者という扱いですので、そこまではしっかりとフォローしてまいりたいと思いますし、7月からは一般求職者になりますけれども、求人情報の中から、卒業した過年度生でも受験できるような企業の情報を収集したり、またハローワークにつないでいくなりしてフォローしていきたいと思っております。また、学校から高校教育課に、未内定のまま卒業した生徒の情報というのも入ってまいりますので、行政としても支援をしてまいりたいと考えています。

【松本委員】それと、もう一つなんですが、最近、コロナの影響でUターンをする若者が増えていると。都心部で今後働いていくことに不安を感じて、3年以内の離職率も多いという話も聞いております。最近、私の身近であった話が、せっかく県外に就職をしたけれども、合わなくて帰ってきたと。その時に、学校の先生が親身になって相談に乗ってくれて、公務員試験を地元で受けて、採用できてよかったですという話を伺いました。

今後、年末年始を控えて帰省をする時に、地元に戻ろうかなという若者が増えてくるので

はないか。でも、そういう時に、どこに相談していいかわからない。まだ会社を辞めていないし、ハローワークもなかなか対応できないところもある時に、やはり3年以内だったら恩師の先生方の影響というのはまだ大きいんじゃないかと思うんです。親に相談しても、なかなか就職のほうは難しい時に、卒業はしておりますけれども、学校側の就職支援の対応、そういったところのフォローというのも大事だと思いますし、そういった呼びかけ等も今後あれば、対応していただくことができるのか、お尋ねをいたします。

【狩野高校教育課長】従前から行っていることといたしましては、各高校において、生徒が卒業する前に、将来もし離職した場合には、学校に連絡して相談するようにという指導をしております。その際は、ハローワークにつなぐなど、支援をしているというのが現状です。

また、今年度、産業労働部が若年者を中心とした既卒者のUIターンの就職支援を行う目的で、人材活躍支援センターというのを設置されておりますので、離職の相談があった卒業生や、これから卒業する生徒には、そういったセンターの存在についても情報提供してまいりたいと考えております。

【松本委員】今年度はコロナの影響で就職試験の開始が1か月遅れたということで、例年よりちょっとずれ込んでいるところはあると思います。ただ、来年度も雇用情勢というのはすぐよくなるわけでもございませんので、来年度も大変厳しい状態からスタートをしたいと思いますので、その辺は、ぜひ踏み込んだ、今年の経験を基に、また未内定が増えないように取り組んでいただくことをお願いいたします。

続きまして、不登校児童生徒における支援事

業について、お尋ねをいたします。

4ページのところに現状が書いてございます。全国で不登校が21万3,116人ということで、前年度より1万4,643人増加、本県でも2,163人で、前年度より250人増加ということで、少子化にもかかわらず不登校児童生徒が増えているという社会的な状況でございます。

その中で、令和2年度事務事業の評価結果という資料を読ませていただいた時に、6ページに、不登校児童生徒に対する支援事業に対して、結果、改善をするという判断に記載がなされております。

その改善の部分のところですが、今後は、連携を密にして情報交換などを行いながら、不登校児童生徒への総合的な教育支援を行うというふうに記載がされております。増加する状況の中で、今後、総合的な教育支援とは、具体的にどういうことを考えているのか、お尋ねをいたします。

【岩橋児童生徒支援課参事】総合的な教育支援ということですが、具体的には、各市町が設置する教育支援センターへスクールカウンセラーを派遣して、指導員への情報共有それから助言等を実施して、資質向上に努めているところです。また、教育支援センターに派遣されたスクールカウンセラーは、不登校児童生徒やその保護者に対して、面談等の支援も行っているところです。さらに、市町の教育センターを訪問しまして状況等を把握した上で、なお一層の連携を強化してまいりたいと思っております。

【松本委員】教育支援センターというのは、適応指導教室とも申しまして、県内に15か所、これは県教委と市町教委が設置をしているところでございます。事前に資料を取り寄せて状況を見させていただきましたが、今、教育支援セン

ターに通学している生徒、児童は283名ということで、2,163名の中の283名ですから1割強であるという状況でございます。また、ほかにもフリースクールとって、これは民間が運営する施設でございます、ここは県内に今13か所あるというふうな状況でございます。

もちろん学校内にスクールカウンセラーかスクールソーシャルワーカーの方が国の事業で増えているのは大変効果があるんですけども、委員会の質疑の中から、予約でいっぱい、足りないという声が上がっていると。そういう中で、不登校児童生徒がどんどん増えていく状況の中で、学校の中だけで対応するのに、やはり限界があるのではないかと。

そうすると、今おっしゃった教育支援センターや民間のフリースクール等と学校との連携協力体制をさらに強化していくことが必要であるというふうに思います。その部分をもう一歩踏み込んだところが今後必要になると思いますが、そちらに対してのお考えはいかがでしょうか。

【岩橋児童生徒支援課参事】ご指摘いただきましたように、不登校児童生徒が増加しているということは、非常に重要な問題だと捉えております。教育支援センターの充実については、国が立ち上げております補助事業、不登校児童生徒に対する支援推進事業というものがございますが、教育支援センターの機能強化など、この事業を活用して、どのような取組ができるのかを検討しているところです。

この事業は、国庫補助3分の1であることから、県の財政当局とも相談が必要になってくると思いますが、既に活用している他県等の状況を参考にしながら、引き続き、関係機関と連携して、活用に向けて検討してまいりたいと思っております。

ます。

【松本委員】私も調べさせていただきましたけれども、令和元年10月に文部科学省から、不登校児童への支援の在り方の通知が来ております。その中で、国も大変深刻に考えておられて、文部科学省としては、不登校児童生徒の支援に対する基本的な考え方として、児童生徒が不登校になった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じては関係機関が情報を共有し、組織的・計画的な、個々の生徒に応じたきめ細かな支援策を策定すると。その中に、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級での受入れなど、様々な関係機関を活用し社会的自立への支援を行うことというふうに書いてあります。また、教育センターに関しましても、教育センターを中核とした体制整備を文部科学省のほうでも進めていきたいと。

先ほど答弁にありましたとおり、国の補助事業で、今回、令和3年度にも不登校児童生徒に対する支援推進事業が計上されております。これがまさに不登校児童生徒に係る関係機関の連携体制の整備に関する国の補助が3分の1出ると。また、教員の研修会や保護者の学習会等もこれは支援をするという事業でございます。

今まで、学校は勉強を教えるところではありますけれども、不登校生徒、児童の対応にカウンセラーも対応していただいておりますけれども、やはり今の状況ではなかなか限界がある部分は、国の補助事業も活用して踏み込んだ取組をして、少しでも、まずは学校に行けなくても教育支援センターとかフリースクールに通っていただいて、そこから学校に戻っていただけるような体制づくりも今後検討していただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

【堀江委員】私は3項目提出しておりますので、時間内で質問したいと思います。

11月の文教厚生委員会の県内視察で、ミライオン図書館の取組状況について、渡邊館長はじめ、現地スタッフからの説明をいただきました。その中で、インターネット協力貸出「とりよせくん」を8月から開始したと説明をいただきました。

県立図書館の書籍や資料を借りたいということで市立図書館の窓口に応じに行き、資料が来ましたということで受け取りに行き、返却しますということで、窓口へ3回行くところが、今回、ネットの申し込みということで、窓口に行くのは2回で済むという利便性が改善されましたということでお話をいただきました。

この「とりよせくん」への参加は、地元の大村市を除きまして、県内20市町、状況はどうか、把握しておりますか。

【山崎生涯学習課企画監】「とりよせくん」の導入状況についてでございますが、大村市を除く未参加の市町は、10市町でございます。

【堀江委員】「とりよせくん」には半分の市町しか参加をしていないと。じゃ、その参加をしていない市町は、どういう事情で参加できないかというのは把握していますか。

【山崎生涯学習課企画監】この10市町の参加をしない理由ということでございますけれども、この参加をしていない市町にそれぞれ確認をいたしましたところ、現在既に導入をしている市町の状況を見守っているというような状況がございます。また、通常の業務に加えまして、この「とりよせくん」を導入することで新たな業務が生じるというようなことで、図書館職員の業務量が増加をし、職員体制への影響でありま

すとか、作業時間の確保ができるかというようなことも懸念をしております。そのようなことから、今のところは、まだ導入を見送っているというような状況でございます。

【堀江委員】私は最初、現地で渡邊館長が、あまりにもインターネット協力貸出「とりよせくん」が県民の利便性の改善で、とても素晴らしいものだというふうな説明の印象をすごく受けたんです。それだったら県内自治体やっているのではないかと思って、館内の説明をする中で担当の方に聞いたら、それは半分の自治体しか参加をしておりませんということで、どうして参加しないんだろうと思って、私は、ある市の館長さんをお訪ねいたしまして、お話を聞かせていただきました。そうしますと、館長さんは、県立の渡邊館長さんが実際に来られて、こういうことをやりたいということで丁寧なお話をいただきましたと。きちんと説明もいただきましたと。しかし、地元で研究したところ、今、答弁にありましたように、新たな業務が発生したり、県内は県内のインターネットのシステムが稼働していることで、そこで県のシステムを稼働させるということは、またいろんな課題が生じるということで、今のところ、参加しないということではなくて、保留ということなんですという状況を初めて私もお話を聞かせていただいて、認識を深めました。なるほど、それぞれの事情があるんだと。

それぞれの事情があるんだったら、あの館長の説明の仕方そのものは、今こういうことをやるようとしているんだけれども、こういう事情があって県内全ての自治体はまだ参加できていないけれどもというふうな、もう少し説明の仕方があってもいいんじゃないかと私は率直に思いました。館長のことをどうこう言うつもりはな

いんですけれども、館長に限らず、インターネット協力貸出「とりよせくん」の県立図書館の売りというのを今後、説明していくのでしょから、そうであれば、県内の市立図書館、町立図書館が参加できないというそれぞれの事情は私も一定認識をするので、今後の説明、いろんな視察の方が来ると思うので、そこは検討されたほうがいいのではないかと。せっかくの機会なので、検討するべきではないかと、検討したほうがいいと私は思うんですけれども、見解を求めます。

【山崎生涯学習課企画監】現地調査におけます概要説明の中で、館長がご説明を申し上げた内容についてでございますけれども、現在、県立長崎図書館と大村市立図書館一体となってミライオン図書館を運営しておりますけれども、その取組状況ということでご説明をさせていただきました。委員がご指摘になられますような、ちょっと言葉足らずな点があったかということでございますけれども、そこにつきましては、丁寧なご説明を心がけていくように、私どものほうからも申し伝えたいと考えております。

【堀江委員】ある市内の館長さんをお訪ねした時に、渡邊館長になってから、例えば、コロナの感染の対策状況というの、九州館内の参考資料を提供していただいたり、あるいは県内の市町の図書館の館長さんの会議の中でも、いろいろと自分たちが共有すべきという点を提案していただいたりということで、非常に県立図書館への感謝と期待の声が寄せられています。

しかし、この「とりよせくん」は、市町からお願いしたことではないというふうに言われました。つまり、市町が、こういうことをやってほしいとお願いしたことではなくて、県立図書館の側から提案をされた内容だということで、

実際にやろうとする時に、様々な合意というか、課題を解決しないと、そこに乗れないということもあるというのは、これは事実なんだなと思いました。

そういうことでは、市町立の図書館が県立図書館に何を求めるか、そして県立図書館任せにせずに、担当課の生涯学習課として、状況把握なり、実態把握なりすることがあってもいいと私は思うんですけれども、見解を求めます。

【山崎生涯学習課企画監】市町立図書館が県立図書館に何を求めるかということでございますけれども、県立図書館の大きな役割ということで、市町立図書館に対する支援ということがございます。この支援、こういったものがあるかということになります。まず資料の提供ということがございます。それと、連絡調整というような役割もございます。さらに、その連絡調整ということの一つとして、様々な情報提供を各市町に行っていくというようなことが県立に求められる大きな役割かと考えております。

【堀江委員】市町立図書館の支援をどう捉えるかということで、今、私が取り上げている「とりよせくん」のいわゆるネットではないけれども、私が最初言いましたように、市立図書館の窓口に行って、県立図書館からこの本を借りたい、あるいは市町立の図書館に、この本と資料をといた時に、うちがないので県立から取り寄せましょうということで行って、実際に資料が来ました、取りにいった、また資料を使いましたのでとって持っていく、これはネットでなくても可能なんですよ。誤解がないように、県民の皆さんは聞いていると思うので、これはできるんですよ。その点、まず教えてください。

【山崎生涯学習課企画監】市町立図書館の利用

者の方が、市町立図書館のカウンター窓口申し出て、協力貸出の申込みを行うということは、現在可能でございます。

【堀江委員】その上で、市町立図書館の支援ということで、これまで長崎県立長崎図書館が100年を超えた歴史があるんですけども、その時に言われたのは、誰もが、どこでも学びを深めることができる環境をつくろうと。そのために、県民の求める図書資料が県内のどこにおいても、いつでも手にすることができる環境づくりをやるということが100年の記念誌の中でもそれぞれの方が述べておられて、そういう歴史の上に今回、ミライオン図書館は、歴史をさらに積まれるというふうに思っているのですが、私としては、県民がどこにいても県立図書館の資料や本を見たいということが実現できるような状況をつくってほしいということを改めてこの機会に要望したいと思ひまして、この質問を取り上げたんです。

いろんな形をされていると思うのですが、大村市に行く、あそこに行くという方も、なかなか厳しいという方もありますので、大村に移ったのは、県内の中心地だと。だからこそ、ここで多くの県民が利用できるということが一つの売りでもありましたし、同時に、これまでのような後方支援、いろんな資料がすぐ手に届くという状況はぜひつくっていただきたいということを改めてお願いしたいと思いますが、再度、見解を教えてください。

【山崎生涯学習課企画監】県立長崎図書館におきましては、毎年、基本方針と重点推進項目を掲げて図書館の運営を行っております。その基本方針の中に、県内公共図書館等と連携、協力をし、県民や地域の豊かな暮らしに役立つ資料や情報を積極的に提供する図書館を目指すとい

うことを掲げております。また、その基本方針をより具現化するための目標といたしまして6つの目標を掲げておりますけれども、その1つに、県内公共図書館等を支援する図書館という項目を掲げております。この目標を基に、市町立図書館の支援ということで、今後とも進めてまいりたいと考えております。

【堀江委員】私が申し上げるまでもなく、今年には図書館法公布、施行70周年ということで、図書館に関わる皆さんにとりましては、一つの節目の年だと思っております。そういう中で、県立図書館の市町図書館への後方支援という在り方も時代とともに変わってくると思うのですが、手段は手段としながらも、どういう形で県民が求める資料を提供するのかという立場に立って、よろしくお願ひをしたいと思います。

もう一つ、最後に3点目ですけども、先日、劇団を主宰されておられる方から、文化庁の文化芸術による子供育成総合事業というものがあるんだと。これを長崎県はもっと活用してほしいという要望をいただいたんです。

そこで、この事業の中身、それから仕組み、まずこれを教えてくださいませんか。

【草野学芸文化課長】文化庁の文化芸術による子供育成総合事業は、巡回公演事業、芸術家派遣事業、コミュニケーション能力向上事業、夢・アート・アカデミー事業という4つの事業で構成されております。対象は、巡回公演は小学校、中学校、特別支援学校で、それ以外の3つの事業は高校も対象に含まれております。特に学校からの希望が多いのが巡回公演事業で、オーケストラやバレエ、ミュージカル、児童劇や演劇のほか、歌舞伎や能楽など伝統芸能も含めまして115の団体が登録をされており、各学校がこれを申請して、学校に訪問し、演劇等を披露し

ていただくという事業になっております。

経費は文化庁が負担しますので、学校は、日程を調整し、体育館などの会場を手配すれば、実質的な負担もほぼなく、一流の文化芸術団体の実演を生で鑑賞する機会を得られる事業となっております。

手続としては、各学校が演目や芸術家を選定して、市町教育委員会経由で県へ申請をいたしまして、文化庁へ進達するという手続になっております。

最終的には文化庁が開催校を決定していくという形になりますけれども、採択率としましては、昨年度の実績で、巡回公演事業は、56校が申請しまして86%の48校が採択されております。また、芸術家派遣事業は、21校が申請しまして、これは100%採択されている状況でございます。

【堀江委員】各学校が申請をするんですね。そこで、県教育委員会の役割は、どういうところにあるんですか。

【草野学芸文化課長】4事業の募集の通知が来たものを市町の教育委員会を経由して各学校へお知らせして、取りまとめて進達という形になります。私どもも、この事業は、経費もあまりかけずに本物の芸術を見る機会が得られるということで、年度当初の校長会や、夏休み前の校長会理事会、そのほか市町の社会教育担当者会等で、この事業を活用いただくよう周知をしているところでございます。

【堀江委員】劇団の方が言われたのは、学校の先生が知らない、各学校がこの制度をよく知らないということを言われました。だから、今のお話では、校長会の最初の時に、そういう説明をするということでしたけれども、劇団の方の要望は、もちろん採択は文化庁がやるだけけれ

ども、ぜひ多くの学校に申請をしてほしいという要望をいただきました。そういう意味では、ある意味、年1回の説明で終わらずに、もちろん判断するのは各学校でしようけれども、こういう経費がかからず子どもたちに一流の演劇や様々なジャンルを味わってもらい、鑑賞してもらおうという制度があるということを知らせたほうがいいかと思っておりますが、これまでの対応だけでなく、さらにもう一步踏み込んだ対応といたしますか、説明を年1回じゃなくて、例えばもう少し回数を増やすとか、1回聞いただけでは実感していない、学校はなかなか把握できない面もあるのではないかと指摘を受けたんです。そういう意味では、私は県教育委員会として広報にさらに力を入れてほしいと思うのですが、その点はどうでしょうか。

【草野学芸文化課長】今年はコロナの影響もあって、会議等でなかなか周知する機会も少なくなっておりますが、市町の社会教育担当者会議などにおいても、パンフレットやチラシを配って、この事業の周知をしております。今後につきましても、様々な機会を通しまして、義務教育課、高校教育課ともお話をしながら、この事業の広報、周知については機会あるごとにしていきたいと思っております。

【堀江委員】私はここで県教育委員会にお金を出しなさいと言っていないでしょう。文化庁の予算でやるわけだから、財源も確保されている内容なので、こういう制度をぜひ多くの学校で活用してほしいと思っておりますので、ぜひ酌んでいただいて、広報に努めていただきたいということを要望して、質問を終わります。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

【中山委員】堀江委員に関連しますが、ミライオン図書館等の取組についてということでお尋



ねします。

この前身である旧県立図書館は、100年以上にわたって県都長崎市の知の拠点として大いに貢献してきたと自負しておりますし、そういう観点から見て、ミライオン図書館は、さらにレベルアップして、長崎県の知の拠点を目指すべきだというふうに私は考えておりました。そういう意味で、この前、現場調査をさせていただきましたが、館長さんの説明は非常に紳士的であったというふうに思っており、好感を持っております。その取組も説明内容も、令和元年度の実績とか、ミライオン図書館の新たな取組、短期的な目標、今後の展開等についてお話しいただきましたので、ある程度、意欲的に取り組んでいることはわかりましたが、基本的なことを幾つか質問したいと思います。

まず、入館者が10月5日から3月31日までに26万4,211人、1日に1,887人ということで、平成29年度と比べて96%増と、こういうふうに評価しているわけですが、教育委員会としては、この入館者についてどのように評価しているのか、お尋ねしたいと思います。

【山崎生涯学習課企画監】中山委員が申されました26万4,211名ですけれども、これは昨年10月5日の開館から令和元年度末までの半年間の入館の状況でございます。1日当たり1,887名ということで、当初の開館効果も部分的にはあるかと思っておりますけれども、入館の状況といたしましては、かなり多い数字ではないかと考えております。

【中山委員】かなり多い数字だったという評価でしたけれども、そうかなと私は思うんです。これには大村市立図書館、年間約20万人、1日に700人程度が含まれているわけです。その上に開館効果もあったという中で、これを差し引

くと1日に1,000人ぐらいですよ。この辺が私は、思った以上に来ていないかと、そっちの感じを持っている、これは私の感じだけでも、そこで質問いたしますが、26万4,211人、これが先ほど堀江委員から、大村の利便性を活かして利用者が増えるだろうという話があったんだけれども、21市町どのような状況、入館者の市町別調査をしていますか。

【山崎生涯学習課企画監】全体の入館者数につきましては、統計として先ほど申し上げましたような数字を把握しているところでございますけれども、入館者の居住地別の分布ということにつきましては、図書館は不特定多数の方が自由にご利用いただく施設でございますので、その入館者一人ひとりの居住地につきましては、現在のところ把握はしておりません。居住地別の分布についても把握していないというような状況でございます。

【中山委員】もう1年たつんです。それで、長崎市に新しく建てたのなら、それでもよしとしようと思うけれども、長崎市にあったものを大村に持っていった。その理由は、より多くの県民に利用してほしいということでしょう。そうすると、併せてミライオン図書館の県民、利用者のニーズとかを含めた調査をきちんとまずやるべきだと思うんですが、どうですか。

【山崎生涯学習課企画監】入館者の状況につきましての調査のご提案でございます。実は、旧県立長崎図書館が長崎市にございました当時でございますけれども、平成23年度に一度、6日間のサンプル調査を行っております。その当時のサンプル調査の状況も見ながら、ミライオン図書館におきましても、そういったサンプル調査を実施できればと考えております。

【中山委員】ぜひ実施してください。

それで、この入館者にほぼ近いんだらうと推定できるものが1つあります。ミライオン図書館の利用カード登録者数と市町別を話してくれますか。

【山崎生涯学習課企画監】現在、こちらのほうで把握をしております利用カードの登録状況でございますけれども、10月末現在で3万2,778名のご登録をいただいております。そのうち、大村市に居住をされている方が2万2,500名、全体の68.6%ということでございます。それに続きまして、諫早市が3,400名、10.4%、その次は長崎市でございまして3,225名、9.8%というような状況で推移をしております。

【中山委員】これを参考にすると、大村市が約70%、長崎市が9%。そうすると、大村市の知の拠点としか言わざるを得ないですよ。逆に言うと、長崎市は40万都市の7割、大村市は10万都市の7割と考えた時には、やはり入館者が増えないのではないかと私は思う。このままでは、入館者も増えないし、県下一円の利用者も増えない。そうなることを心配しているので、そこで、今後調査するとして、今もやっているかもしれないけれども、大村の地を利用した多くの人に入館していただくような仕掛けがもっと必要だと考えておりますが、その辺について、令和3年度を含めて、どう取り組んでいこうとしているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

【山崎生涯学習課企画監】今後の入館者増についての取組でございますけれども、現在も様々なイベントはやっております。そういった中で、まず新たな利用者をどうやって創出していくかが課題かと考えております。その新たな利用者をさらにリピーターとしてつなげていく、そういうことで利用全体の底上げを図っていきたくて考えております。

【中山委員】今の答弁は了とはできません。もう一回よく課内で話し合っ、もう少し骨太の対策をぜひ練ってほしいと思っております。

これをもう一つ活かす方法として考えられるのが、郷土資料センター（仮称）です。これをどういうふうな形で2つを組み合わせさせてやっていくのかということが今後の一つのポイントとなってくるんだらうと。そうすると、併せて、この完成時期と利用者、年間にどの程度入館するように予想されているのか、その辺をお話しできますか。

【山崎生涯学習課企画監】現在工事を進めております郷土資料センター（仮称）でございますけれども、この進捗状況につきましては、現在既に着工しておりまして、建物を建設する場所を定めるためのロープを張る地縄張りというような工程が完了したところでございます。この後、基礎工事等を行いまして、来年10月に竣工する予定でございます。その後、約半年間程度、開館準備を行いまして、令和3年度末頃の開館を目指しているところでございます。

もう一つ、郷土資料センター（仮称）の入館見込みについてでございますけれども、幾つかの試算の方法がございます。まず1つ目が、旧県立長崎図書館の年間の来館者数と蔵書数を基に郷土資料の蔵書割合で試算をした場合でございますけれども、これで試算をすると、年間4万人程度というような状況でございます。それと、もう一つの試算の方法といたしまして、市町立図書館が改築をした場合のその後の状況ということで見てみますと、改築前の数字の大体3倍程度で推移をしているというような傾向が見られます。これでいきますと、旧県立長崎図書館の郷土課時代の入館者は1万5,000人程度でございましたので、その3倍ということで、4

万5,000人というような試算がされております。

【中山委員】ここを長崎市民、また長与、時津付近の人に利用いただくことが肝心だろうと考えております。

そこで、先ほど堀江委員の質問に対しても、21の市町図書館との連携にもっともっと努めていく必要があると思います。そこで、ミライオン図書館と郷土資料センター（仮称）との連携強化について、現時点ではちょっと先の話になるけれども、どのように取り組んでいこうとしているのか、お答えいただけますか。

【山崎生涯学習課企画監】ミライオン図書館と郷土資料センター（仮称）の連携体制でございますけれども、郷土資料センター（仮称）におきましては、ミライオン図書館のサテライト機能を持たせるというようなことで進めております。このサテライト機能と申しますのは、例えば、ミライオン図書館に所蔵する資料の取り寄せ、そして貸出、返却、さらにレファレンスサービスといったサービスを提供していくということ、またミライオン図書館で開催をいたしますイベント、講座とか講演会、そういったものを郷土資料センターの方でもオンラインで結びまして、サテライト会場ということで、大村に行かずに郷土資料センターの方でも、そういった視聴ができるというような取組も行ってまいりたいと考えております。

【中山委員】当面は、現時点では了としたいと思っておりますけれども、サテライト機能を含めて両者の連帯、この辺をどういうふうにイメージしていくのかということになると、一つ、郷土資料センター（仮称）というのは非常に地味な名前になってくるので、ミライオン図書館との関連がなかなかイメージしにくいので、これをミライオン図書館とも連携するようなイメ

ージの名前にすべきだと私は考えているんですが、その点についてどうですか。

【山崎生涯学習課企画監】ミライオン図書館は、大村市立それと長崎県立の一体型図書館ということでの愛称でございます。今回整備をいたしております郷土資料センター（仮称）につきましては、その前に「長崎県立長崎図書館」という名称がございます。その長崎県立長崎図書館というのは残しながら、郷土資料センター（仮称）につきまして、今後どのようにしていくのかと、今のところはまだ仮称でございますけれども、委員からのご意見も十分参考にさせていただきながら検討をしてみたいと考えております。

【中山委員】ぜひ参考にさせていただいて、大村市の市立図書館は入ったかもしれないけれども、ミライオン図書館と郷土資料センター（仮称）が一体のものであったわけだから、やはり一体的に連想するような名前にしてPRしたほうがお互いの利用者が増えるんじゃないかと考えておりますので、ぜひひとつ検討方をよろしくお願いしておきたいと思っております。

最後に、教育長にお尋ねしたいんです。ミライオン図書館は県立長崎図書館と大村市立図書館が一体となった図書館になりましたけれども、これは知の拠点、そして出会いの広場となっているんです。この辺は明確にしなければいけないし、私は、先ほど言ったけれども、長崎県の知の拠点を目指すべきだというふうに考えてまして、今まで聞いた中では、なかなかまだ取組が弱いかなというような感じがしますので、全県民が使いやすいような戦略というか、この取組について、どのように取り組んでいこうとしているのか、ひとつお尋ねしたいと思っております。

【池松教育長】まず委員ご指摘のように、図書

館の役割というのは何かということになりますと、単純に言えば、そこにある蔵書を県民の方々に提供することによって、県民の方々の読書活動を支援するということが基本的にあるんだと思います。知の拠点ということなので、私も、こういう新しい図書館ができるに当たって、いろいろ勉強させてもらった時に、単純に言えば、本を貸し出すだけではない役割を担う必要がある。というのは、先ほどのインターネットでの協力貸出等はあるんですけども、例えば、電子書籍が普及してくると、そこに行く必要はないわけです。そういったいろんなICTの活用も含めて、今後の図書館の役割を考えていかなければいけないと思っているのですが、幸い、トッププロの渡邊館長に来ていただいて、今、図書館の改革を進めています。何度も言うように、本の貸し出しだけではなくて、知の拠点は何かというと、例えば、レファレンスサービス、いろんな課題をお持ちの県民の方々に、その課題を解決するための入り口に誘導するようなこともありますし、それは勉強だけではなくて、いわゆる事業とか、生活の困り感についても図書館としていろいろサポートができる部分があるのではないかと。それと、いわゆる学習、それは生涯学習も含めて、そこも講演会、図書館の本、いろんな場の提供を担う役割があるんだろうと思っています。

そういった意味で、来館者の数もそうですけども、先ほど堀江委員からあったように、県立図書館として、市民の方々に本を貸し出すにしても、市町立図書館の協力を得ないと隔々まで物理的な本の配送ができないというようなこともありますので、市町図書館との連携も深めつつ、県立図書館として、県全体を見渡したところで県民の方々の知の欲求に応えられるよう

なサービスを、これまでの分も含め、これからの新しいサービスも含めて検討していきたいと思っています。そういった意味では、市町の図書館の方々の意見も聞く必要があると思いますし、それぞれ直接県民の方々に、また生涯学習を担当している教育委員会の意見等も含めて対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【中山委員】教育長の意気込みというか、取組については一定理解しますが、ミライオン図書館は生涯学習課が所管しているということだから、それを含めて、ここに書いている出会いの広場をどうつくっていくのか。大村に移って、大村の利便性をもう少し活かす方法を、オンラインであるとか、ICTというのは長崎にあってもやれたんですよ。そこを大村に持っていった、もう少し大村の利便性を活かして、今言う出会いの場をどうつくっていくって、県民に来ていただいて生活の話とかをいろいろするとか、文化のものであるとか、そういうものも含めて、多くの方に利用してもらおうということがよからうと考えております。ぜひ、より一層ひとつそういう方向で取り組んでいただくことを要望しておきたいと思っております。

【深堀委員長】審査の途中ですが、換気のために、ここで休憩を取りたいと思っております。

再開は、11時15分からお願いいたします。

-----  
午前11時 3分 休憩

-----  
午前11時14分 再開  
-----

【深堀委員長】委員会を再開します。

引き続き、所管事務一般に対する質問を行います。

【川崎委員】通告に従いまして質問させていただきます。

不登校生徒に対するICTの利活用について、お尋ねいたします。今、委員の皆様からもICTそして不登校のテーマでありましたが、せっかく環境が整いますので、しっかりと利用した形で不登校生徒の皆様がいい形でこの環境が届けられればという思いで質問させていただきます。

教育長の説明で、全国の不登校の実態は、今年度21万3,116名、対前年1万4,643名、全生徒数の割合からすると1.9%、長崎県は2,163名、対前年250人の増、同じく1.7%という説明をいただきました。総合計画のチェンジ&チャレンジ2025では、不登校児童生徒に対する心に応じたきめ細やかな支援の充実を行っていくと、そのように記載がございました。

私も不登校生徒にどう向き合っていくのかということに関心を持って質疑を聞いている中に、前回の委員会において理事者の皆様から、不登校自体、それが問題ではないんだと、課題を有する児童生徒がいるということで、まさに不登校を、一生懸命頑張って学校に来ていただくのが一番いい形ではあるものの、そうではなく、居場所を見つけてあげて、その生徒に寄り添った形で、いい学力向上、社会性を身につけていく、そのようなところを今から取り組んでいこうんだと。私も認識を改めてみて、こういった取組であって、一人ひとりが生きてこれから成長していく過程の中で、希望を見いだして、また社会にしっかりと出てこれればなというふうに思って質疑を聞かせていただいております。

そういった中に、GIGAスクール構想がありました。このコロナ禍のオンライン授業の推進ということもありまして、パソコンの1人1台配付が小学校から高校生まで実現をすると、一気に教育環境が変わっていく、このような中

で、この活用をしっかりと図るべきだと思います。

調べてみますと、2005年に、オンラインを活用して、一定の要件を満たせば、校長の判断で出席扱いとなる、このような通知が文部科学省から出ているということを確認いたしました。この制度によって、2019年度、出席扱いになった方は増加傾向にあるという報道を目にいたしました。でも全国で608名にとどまっているという状況であります。

まずお尋ねしたいのは、この制度を利用して、長崎県でICTを利用した授業を受けて、不登校の生徒の皆さんをはじめ学校に来れない方を出席扱いとした事例があったのか、お尋ねいたします。

【加藤義務教育課長】ICTを活用して児童生徒へ学習を支援するという形態ですが、例えば、教室の授業とつないだオンライン授業、業者や行政が提供いたします学習支援ソフトの活用、また授業動画の視聴、このような形態の学習が一定の要件を満たせば出席の取扱いができるということになっております。ただし、今、委員がご指摘のとおり、これまで全国的にもこの取扱いが広がらなかったという経緯がございます。そこで、昨年度の10月に、文部科学省が改めてその考え方を整理して、出席の取扱いについての通知がなされたところです。

昨年度の段階では、本県におきましては、この件数はゼロということでしたが、本年度は、少しずつ出席としての取扱いが出てきているところでございます。

【川崎委員】全国的にも、この制度が実績がないという中に、長崎県も、再度通知が出たけれども、昨年までには実績はなかったと。今年度からは、徐々に取り組んでいるということでありました。まさに居場所を見つけてあげていく、

そういった中にICTという最新の技術、環境をかみ合わせることによって、単に学習能力を上げるということではなく、まさに本来あるべき人と人とのつながり、触れ合い、そういったところが醸成されて、不登校の生徒さんが学校に希望を持って出てこれるような流れをぜひつくっていただきたいと思っております。

2～3事例がないかと思って調べていましたら、幾つか見つけたので紹介いたします。福岡市立の中学校では、不登校の傾向にある生徒さんが10名ほど、自分の教室じゃなくて校内の別室で授業を視聴すると。そうしたら、一緒に授業を受けている感覚があると。中には、自信をつけて教室に戻り始めた生徒も出てきたということがありました。

北九州では、中学3年生の受験生、この方に遠隔授業を始めて、本当に勉強が楽しくて、意欲が出てきた、楽しかったと、そのような意見もあります。不登校生徒向けの学習メニューを別途設けているそうです。遠隔授業を迅速かつ効率的に始めることもできたと、北九州の取組がありました。

青森では、各学年一斉に同じ授業を、代表でベテランの先生がなさっているそうですが、昨年度、不登校だった子供75%が授業に参加して、うち何と9割が学校再開後に登校できるようになったということ。コロナの問題で休校になった時のタイミングだと思いますが、そういった目覚ましい成果も出ているということも目にいたしました。

大分県では、先生がアニメのキャラクターに転じて授業を行うそうです。だから、先生のお顔が出ないという形なんでしょうね。これは民間のオンライン教材を導入したという事例でありまして、意欲的に学んでいる生徒が多く、今

後、学習内容も充実させていきたいと、ここも成果を認められているところであります。

このように各地では、いろいろな工夫をしながら不登校の児童生徒の皆さんに向き合っているということがありますので、ぜひ長崎県も頑張ってくださいと思っています。

不登校の子供たちが、学習だけではなく、誰かとつながってコミュニティーに参加するほうが本人の精神面にもよい影響があるのではないかと。まさに学習能力を上げるというだけではなく、コミュニティーに参加をしていく、そんなところにICTの活用もぜひ図っていただきたいと思えます。

東京の町田市の第五小学校は、かなり先進的な取組をされている学校と聞いておりますが、対話の深化においてこそ初めてICTが生きてくる、校長先生のお言葉ですけれども、ICTは、単に便利になる、集中力がつくとか、そんなレベルではないと。子ども同士のコミュニケーションにおいて大きな力を発揮すると。ICTの利用によって、今まで考えられなかったようなものが大きく開いていく、そのようなことも述べられているのも拝見をいたしました。

ぜひ、せっかくいただいたICT、パソコン1人1台配付の環境でありますので、十二分に利用して、不登校の児童生徒の方に希望を見いだしていただきたいと思いますが、ご見解を求めます。

【岩橋児童生徒支援課参事】ご指摘いただいたように、不登校の子どもたちにとって、誰かにつながり、コミュニティーに参加するということは非常に重要だと思っております。不登校児童生徒にとって、外に居場所があって、誰かにつながってコミュニケーションを取っていくということは、心の安定とか、社会的自立に向け

て非常に重要であると考えております。

そのためにも、ICTを利用して、ひきこもりがちな子どもたちにカウンセリングや働きかけを行って、その後、フリースクールであったり、教育支援センターにつないでいくことも可能ではないかと考えております。不登校の子どもたちというのは様々な要因とか状況がありますので、個々の状況に応じて、ICTを活用して支援を行っていく必要があるかと思っております。

【川崎委員】最後におっしゃった、総合計画にもあります不登校児童生徒に対する個々に応じた、きめ細やかな支援に取り組んでいただいて、成果を出していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

次に、デジタル教科書について、お尋ねいたします。

2021年度、デジタル教科書を全国の最大7割の国公立私立小中学校に配備する方針を文部科学省が決めたということを経済産業省が報道で目にいたしました。まさにGIGAスクール構想ということがあって、こういった考えで進んでいるものと認識はいたしますが、現在、国がどのような形でこれを進めていっておられるのか、お尋ねいたします。

【加藤義務教育課長】児童生徒が用いるデジタル教科書につきましては、これまでは令和6年度に小学校に新しい教科書が導入される、その時を目途に議論が進められてきたところでございました。ただし、国のデジタル化、この加速化によって、その議論が少し加速しているようには感じております。

また、先ほど委員がご紹介いただいた内容につきましては、概算要求という形で今、検討がなされているところですので、今後どのような

形になっていくのかということは、我々も国の動きを注視しているところでございます。

【川崎委員】まだこれからだとは思いますが、私は、これは一気にデジタル教科書の普及に向けていくのじゃないかと思っています。先ほど来、多くの委員の皆様からも、ICTの環境の変化によって先生たちが本当にご苦労されているんだろうなというふうに思っております。デジタル教科書、まだはっきりしないまま、こういったことをお尋ねするのめどうかとは思いつつも、これが本格的に導入された時に、多くの課題もあるだろうと、先生たちのご苦労も含めて、どういったことが想定されるのか、お尋ねをいたします。

【加藤義務教育課長】デジタル教科書につきましては、当然、有利な部分もございまして、その課題というのも数多く検討がなされております。

例えば1つは、紙の教科書配付をどうしていくのかということ、またデジタル教科書が無償化給付という形になるのかということ、このような制度的な問題がございまして。

また、システム的な問題といたしましては、デジタル教科書に子どもたちが書き込んだ学習記録、デジタルスタディーログと言われるものをどのように保存して、その後の学習に活かしていくことができるのか、また特に言われておりますのが、児童生徒の健康上の課題、このようなものがないかということで、様々な議論が行われているというふうに把握しております。

【川崎委員】これからの仕組みかと思っておりますので、しっかりと情報収集しながら、しかるべき時にばたばたしないように、ぜひ課題の整理そして対策ということをご検討いただければと思っております。

最後に、県庁舎跡地の文化財調査について、お尋ねをいたします。

発掘調査自体はホームページ等でも掲載をされておりますので承知はいたしております。現在、石垣が一部出てきて、今、西側の発掘調査ということで進んでいるものと承知をしております。

そういった中で、県庁舎跡地の活用は別の部署でありますので、そのことには触れませんが、文化財そのものの価値ということについて、今後、様々な方が議論をされていくんだらうと思います。一般論でも結構なんですけど、今出てきた県庁舎の石垣、例えば、これが県あるいは国の文化財に指定というような価値がある、そのようなところから手続きがどのように進められていくのか、お尋ねをいたします。

【草野学芸文化課長】11月5日から、西側の発掘調査を進めているところです。今日あたりから、作業員さんを入れて手作業での調査に着手し、2月末までの予定で調査を進めております。

調査に当たっては、これまでも県文化財保護審議会の専門家の委員の意見を聞きながら調査を進めてきたところです。文化財としての価値づけは、通常、埋蔵文化財の調査終了後、概ね1年ほどかけて報告書を作成してまいります。これまでの調査で出てきた遺物は、パンを入れるような箱で70箱ぐらいで、破片等が2万8,000点ほど出てきております。そういったものを整理、分析した上で、報告書をまとめていきますが、この報告書をまとめる中で、文献調査や専門家のご意見を聞きながら、学術的な価値についても整理をしていくという形になります。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

【赤木委員】お疲れさまでございます。

こういった形でお話しする機会も私は最後と

なりました。この1年間、真摯に向き合ってくださいまして、ありがとうございました。

では、通告に従って質問をさせていただきます。ちょっと部局がまたがる場所もあるかもしれませんが、お答えいただければと思います。

まずは、教職員のSDGs認識について、お尋ねをいたします。

ご存じのとおり、県の総合計画にもSDGsを盛り込んだ方針が示されており、急速に県民の皆様にも認識は広がっている状況です。誰一人取り残すことがない社会を目指し、持続可能な開発目標として、国連で示された考えではございますが、児童生徒に教える立場である教職員にどのように認知され、知識が担保され、認識が進んでいるのか、お尋ねいたします。

【狩野高校教育課長】まず現状を申し上げますと、今、各高校で課題解決型・探究型学習を進めております。その中で、はっきりとSDGsの推進を目指して、例えば環境とか、平和、国際交流などのテーマを設定して取り組んでいる学校も数校ございます。ただし、それ以外の学校の教員とそのような学校の教員間のSDGsに対する認識というのは、温度差があるのではないかと考えております。

【赤木委員】ちょっと課題がある、温度差があるという認識でありました。私のところにも現場の方から、温度差があるのではないかというお声をいただいております。目標が2030年に向けてであります。それこそ今の児童生徒さんが社会に羽ばたく時には、もう達成すべき課題でございますので、その認識が教職員の中でもしっかりとされることを今後ともお願いしたいと思います。これは要望です。

次の質問に移ります。1人1台PC配付に向けた準備状況ということで、先ほど下条委員から



も、今後の教育課題についてお話がありました。重なる部分は避けたいと思いますが、これまでの答弁では、遅くとも来年の1学期中には高校を含めてパソコンが導入されるというのが前回の委員会でも答弁をいただいたと私は認識しております。現在の進捗に変わりがないのか、お尋ねをいたします。

【日高教育環境整備課長】 高校の1人1台パソコンの調達の進捗状況でございますけれども、入札の手続の公告を11月24日にしております。年が明けまして1月7日に開札予定で、仮契約をその1週間の間にする予定でございます。2月議会でご承認をいただきまして、納入期限は来年の7月30日としておりますので、今までどおりの予定でございます。

【赤木委員】 わかりました。

多くの学校も含めて、タブレット、会社でも導入が進められているということで、調達が遅れるのではないかと危惧をしているところでございます。契約までは変わりないとは思いますが、その後の調達が業者によって遅れる可能性もあると思いますので、引き続き注視をしていただければと思います。

内容については、先ほど下条委員からお話をいただいたので私は割愛をさせていただいて、さらに次に進めたいと思います。

ドローン教育普及、また自己表現の考え方ということで、お尋ねをいたします。

先日、鶴洋高校で、私も複数回にわたってドローン教育の現場を見てきました。生徒たちは、技術を習得して、圧巻の映像を撮影して、また短時間で試行錯誤しながら動画編集をして、プレゼンまで行う様子を見てきました。

長崎県として、様々な分野でドローンを活用して取り組もうとしております。その人材育成

について、今後どのように力を入れていくお考えがあるのかをお伺いいたします。

【狩野高校教育課長】 先日、赤木委員にもご視察をいただきまして、ありがとうございました。今年度から、長崎鶴洋高校と北松農業高校でドローンの活用が始まっております。現状におきましては、大規模な取組というよりも、総合的な探究の時間であるとか、課題研究の中で、13名がドローンの講義を受けたり、動画撮影とか、その編集技術を学んでいるところです。北松農業高校では、放課後に希望者が9名集まって操縦技術を学んでいるという段階でございます。

今後、長崎鶴洋高校では、海岸での漂着物の調査などに活用したり、北松農業高校でも、生徒たちにドローン検定3級を取得させることを検討されているということで、少しずつこれが広がっていくのではないかと考えています。

また、工業高校の中にもドローンの活用を考えている学校もございますので、今後、専門高校の授業であるとか、もしくは専門高校以外でも、課題解決型探究学習を行う中で、ドローンを活用する場面というのも想定されております。

ただ、今は、先ほど申し上げた2校においてドローン教育の種がまかれたばかりでございますので、その種がどう育っていくのかということ、県教委としても、学校から報告を受けながら、また私も機会があれば学校訪問等しながら視察して、注目していきたいと考えています。そして、その教育効果を検証してまいりたいと考えています。

【赤木委員】 現状も含めてご説明をいただきました。私も、素晴らしい機会に接させていただきましたので、これが多くの学校でも取り組むべきことだと思っております。

ドローンを使って、もちろん農業分野ですと

か、そういう専門的な分野でもありながら、自己表現ということで、動画の編集で様々な形で専門的な学校ではなくて導入できるものではないかと考えております。先日、今日もお話を伺った高校教育課長から、1人1台のPCは教育界の黒船であると、また高性能な文房具でもあるというような表現をいただきました。なるほどなと私も思いました。ドローンも含めてなんですけれども、PCが配付されることで、様々な機能が使えるようになります。

ちょっと絞りたいんですけども、美術教育において、創造活動を通して視覚世界の再創造、再構築をすることで、自己表現が目指されております。自己表現することは、自己効力感を高め、自己アイデンティティーを確立する上で重要なことでもあります。美術教育がどのような資質や能力の形成につながるかは学習指導要領にもしっかりと明示をされておりますし、そこには映像メディアの制作ですとか、またデジタルアートやテクノロジーアートにも触れる機会がどんどん増えていくのではないかと、増えていいと私は考えております。総合学習の時間だけではなくて、様々な授業で取り入れて自己表現が磨かれ、先ほど高校教育課長が言ったような主体的な学習者を育成することにつながるのではないかと考えますが、見解を求めます。

【狩野高校教育課長】赤木委員がおっしゃった自己表現というのは、自分の内にあるものを別の形にして外部化、外在化することだろうと思っています。内なるものを言葉で外部化、外在化することもありますし、もしくは自分の思いとか感情などを絵とか写真、映像、造形物などの作品を通して外部化、外在化する場合もございます。その両方がこれから必要なのかなと思っています。1人1台の端末が配備されます。ま

た、各校とも、先ほど申し上げた課題解決型学習というのは一層これから推進されるものと思います。これまでできなかったこと、動画の撮影などもできるようになりますので、今後、生徒が発表する場面というのが格段に増えてくるだろうと思っています。その中で、生徒たちが自分のパソコン上で文章とか、画像、動画などを利用して発表資料を作成していく、それを何回も繰り返す中で、いわゆるスキルも高まっていきますし、センスも磨かれていくのではないかと期待をしているところでございます。

【赤木委員】今、期待をしていると。私も期待をしております。

これが来年導入されて、試行錯誤の中でどんどん形づくっていかれるものだと思いますが、そういった様々な分野で導入されて、広く教職員の方も、これから研修されるということですから、様々な分野で主体的な学習者を育成することにつながっていくようお願いを申し上げます。

最後の質問に移ります。今までの議論を踏まえて、学校でのスマホ持ち込みについて、お尋ねをいたします。

私としては、無制限に許可するものではなく、慎重に、且つしっかりとルールづくりが必要だという前提で、最後の質問をさせていただきます。長崎県教育委員会では、携帯電話の学校への持ち込みは原則として禁止するというお話をされております。わかるんですけれども、PCが1人1台配付されることで、つじつまを合わせることは私としては難しくなってきました。高校生からも、何でだめなんですかと聞かれることも多々ありまして、教育委員会の見解としては、原則はだめなんですけれども、学校での判断に任せますという部分もあると思います。

学校側としては、教育委員会がだめだと言っているのでだめなんだというようなお話も聞くものでして、そういう生徒と向き合っていると、私としても答えに窮する場面がございますので、見解を求めたいと思いますが、今後も方針を変更することがないのか、お伺いをいたします。

【岩橋児童生徒支援課参事】委員ご指摘のとおり、パソコン、スマートフォン共に、同様の機能を持っているというふうに認識をしております。その中で、1人1台配付されるパソコンは、授業のために整備をされたということで、あくまでも授業で使う文房具であるという認識を持っております。これに対して、スマートフォンは個人所有で、この2つは、しっかり利用方法等について分けて考えていく必要があると思っております。

携帯電話につきましては、先ほど委員からありましたように、原則持ち込み禁止で、学校の状況等によって、各学校での判断というところはそのままというところで現在のところ考えております。

【赤木委員】見解はもちろんわかりますけれども、今の話ですと、県が用意した公式な文房具、パソコンと、スマホは個人の所有物なので、それは線引きをしますというふうに私は受け取りました。ごめんなさい、これは屁理屈に聞こえるかもしれないですけども、個人の所有物を学校に持ってくることは、それこそボールペンや鉛筆等も、個人の所有物を学校に持ってきており、必要なものです。私は今までの議論を踏まえて言ったので、ドローンですとか、美術活動、映像メディアを使うことも、スマホは、ドローンでしたらスマホがコントローラーにもなりますし、美術教育でも、それを補助するものになり得ると思っております。なので、一概に

必要がないものというふうになかなか言えないのかなと思うんですが、そこら辺は考えていらっしゃると思いますでしょうか。

【岩橋児童生徒支援課参事】学校でのスマホ利用については、現在、原則持ち込み禁止という状況で進んできています。今後、いろんな形で活用等が考えられるようになれば、またそれを見直していく必要は出てこようかとは思いますが、現在の状況では、現状を維持していくということで判断をしております。

【赤木委員】おっしゃった答弁、理解いたしました。

スマホはもう社会インフラとして必要なものでございますし、単なる通信機器にとどまらず、様々な場面で必要となっております。長崎県内でも、現金非対応のレジが出てきております。そして、もちろんスマホ自体が財布の代わりでもございます。

県は、これまでの私が拝見した回答では、利便性はもちろん認識していただいている一方で、学習時間や睡眠時間の減少など、児童生徒の基本的な生活習慣の乱れとそれに伴う健康被害の一因となることが懸念されております。SNS等の利用に関しても、様々なトラブルや犯罪に巻き込まれる事件が増加して、危険性を認識している部分がございます。この回答の前段部分で、PCを持つことになれば、誰でも、それこそSNSにもつながることができますし、先ほどに戻りますが、私は、その回答の整合性を保つことが難しくなってきたなと思っておりますので、規制することで成長を阻害することにつながってしまわないかと考えるようになりました。

私としては、危険性や、メディアリテラシーであったり、そういった教育は十分に行って、

対策をしながら可能性を広げていくことが、もうパソコンが導入されることが現実的な社会になってきていると考えておりますが、最後になりますので、教育長に一言見解をいただければと思います。

【池松教育長】スマホ等の学校への持ち込みについては、国においても議論をされておりました、結論が出ておりません。特に、災害時の対応の必要性というのがクローズアップされているのですが、一つの議論としては、今おっしゃったように、災害時の対応の利便性の話と、例えば、歩きスマホをやって交通事故に遭ったらどうするんだみたいな日常持たせることによるリスク、どっちが大きいのかというような議論になっているわけです。それと、なぜ学校に持ってきてきたいのかがよくわからないんです。生徒たちが持ってきてきたい理由というのが何なのか。おっしゃったように授業で使うのであれば、学校生活の中の学校教育の中で必要であれば、それは持ってきて活用するんでしょうけれども、今現在、スマホを学校教育の中で絶対必要な場面というのはないんです。あえて言えば、先ほど言った保護者との連絡手段としてというのはあるかもしれません。ですから、我々は、原則持ち込み禁止だけでも、学校によって、公共交通機関の状況とかがあるので、それは学校単位で判断をしてくれというスタンスであります。

それで、1人1台パソコンとの関係で言うと、現在、公費でパソコンを入れましたけれども、将来的に、おっしゃるように個人のスマホを授業で使うというようなことも考えられると思います。それは現に、東京都等では一部そういう実証をしています。そういった意味で、我々も時代の流れといいますか、ICT機器の普及状況を見ながら判断をしたいと思っておりますが、

現在のところでのスマホの学校持ち込みについては、県教委としては必要性を感じていないので、学校単位で判断をしてもらいたいというふうに考えているということでありまして。何度も申し上げますが、将来的に、学習機器として使う必要があれば、それはその時点で見直しをしたいと考えております。

【赤木委員】教育長、ありがとうございました。

必要性についての議論というのは、これから社会情勢も大きく変わっていく中で、教育委員会としても、しっかりと注視していただいて、必要に応じて柔軟に対応していただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかに質問がないようですので、以上で質問を終了いたします。

次に、改革21会派より、「安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書（案）」提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

（意見書案配付）

【深堀委員長】それでは、赤木委員から、意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【赤木委員】今回、改革21が提出をさせていただいた意見書（案）「安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書」でございます。

コロナ禍において、「新しい生活様式」にのっとった対応が様々な場面で求められております。教育現場でも同様でございます。現場の状況を知れば知るほど、対応が難しいことは明白でもあります。

また、多様な課題を抱えた児童生徒が認識され、きめ細やかな対応を求められることが以前よりも高まってきております。教職員の負担も増え、コロナ禍においては、さらに顕著になってきたものと認識をしております。

ぜひとも、国において義務標準法を改正し、早急に義務教育における30人以下学級編制が可能となるよう教職員定数の充実と教室確保を国の責任で行うよう強く要望することを、委員各位のご賛同のほど、お願いを申し上げます。

【深堀委員長】ただいま、赤木委員から説明がありました「安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

【堀江委員】教育委員会に尋ねたいと思います。

この意見書で言われているコロナウイルス感染症対策ということでの感染拡大防止のための身体的距離が2メートル、最低でも1メートルというのが政府の方針で、これはスーパーのレジのところでも実施をされています。社会全体がそういう生活に入っているのに、子どもたちが発言する教室が40人のままというすし詰めというのは、私は矛盾だと思っています。

国の資料でも、2メートルの確保には20人学級、1メートルの確保で30人学級となっておりますが、教育委員会として、新型コロナウイルス感染症対策ということでの身体的距離ということで考えたら、今の状態と矛盾するというふうに思っているのか、いや、そうではないと思っ  
ているのか、その点、見解を求めます。

【深堀委員長】休憩します。

-----  
午前11時52分 休憩

-----  
午前11時54分 再開  
-----

【深堀委員長】委員会を再開いたします。

【松崎体育保健課長】学校における感染予防対策ということでお話しさせていただければ、今、委員のほうから座席の話がございました。座席は物理的に、40人学級ということですので、一定の距離を取るといのはなかなか難しゅうございます。ただ、その中で、換気とか、今回補正予算でも計上いたしておりましたが、例えば、教卓にガードを置くとか、そのような対策を取りながら、コロナウイルス対策を講じているところでございます。

【堀江委員】私が質問したのは、この意見書でも書いてあるでしょう、「児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難」。だから、40人というのは、いわゆる国で言うところの2メートル、最低でも1メートルという距離を確保するとなれば、これは矛盾しているよねということでは認識は一緒ですかというのを聞いているんですけども。

【深堀委員長】 暫時休憩します。

-----  
午前11時55分 休憩

-----  
午前11時56分 再開  
-----

【深堀委員長】 再開します。

【松崎体育保健課長】国におけるマニュアルにおいては、教室の配置について図示をしております。例えば、横で210センチとか、そういう図示はしておりますが、なかなか教室においては、その距離を取るのは難しいかと思えます。ただ、工夫をしながら、例えば、空き教室とか、あと校外での活動とか、一定の距離を保ちながら教育活動を行っているという状況でございます。

【堀江委員】 そうしますと、この意見書に対する県教育委員会の見解というのはお持ちですか。

【大場義務教育課人事管理監】少人数学級の問題につきましては、国において、その標準の引

下げ等につきまして、きめ細かな指導体制の計画的整備について概算要求がなされているところと、9月の文教厚生委員会でも申し上げたとおり、そのことについて、私ども、注視をしてみたいと考えております。

【深堀委員長】 ほかにご質問はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時57分 休憩

-----  
午前11時57分 再開

-----  
【深堀委員長】 委員会を再開いたします。  
意見書(案)の提出について採決を行います。  
本提案のとおり、意見書(案)を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議なしと認めます。  
よって、「安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書(案)」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

次に、教育委員会関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時58分 休憩

-----  
午前11時58分 再開

-----  
【深堀委員長】 再開いたします。  
これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

明日は、午前10時より、こども政策局を含む

福祉保健部の審査を行うことといたしますので、よろしくお願いたします。

本日は、これをもって散会いたします。  
お疲れさまでした。

-----  
午前11時59分 散会

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年12月10日

自 午前11時 0分  
至 午後 3時42分  
於 委員会室 2

国保・健康増進課長 永峯 裕一 君  
国保・健康増進課企画監  
（健康づくり担当） 川内野寿美子 君  
長寿社会課長 尾崎 正英 君  
長寿社会課企画監  
（地域包括ケア担当） 山口 美紀 君  
障害福祉課長 中村 浩二 君  
原爆被爆者援護課長 山崎 敏朗 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 深堀ひろし 君  
副委員長(副会長) 石本 政弘 君  
委 員 中山 功 君  
" 外間 雅広 君  
" 堀江ひとみ 君  
" 川崎 祥司 君  
" 松本 洋介 君  
" 大場 博文 君  
" 下条 博文 君  
" 赤木 幸仁 君

こども政策局長 園田 俊輔 君  
こども未来課長 徳永 憲達 君  
こども家庭課長 今富 洋祐 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 中田 勝己 君  
福祉保健部次長 安永 留隆 君  
福祉保健課長 中尾美恵子 君  
福祉保健課企画監  
（地域福祉・計画担当） 猿渡 圭子 君  
監査指導課長 吉野 康弘 君  
医療政策課長 伊藤 幸繁 君  
医療人材対策室長 加藤 一征 君  
薬務行政室長 本多 雅幸 君

6、審査の経過次のとおり

午前11時 0分 開議

【深堀委員長】ただいまから、委員会及び分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

審議を行う予算議案と、第141号議案の「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連がありますことから、予算議案及び第141号議案について、説明を受け、一括して質疑を行った後、予算議案についての討論・採決を行い、委員会再開後、第141号議案についての討論・採決を行うことといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】それでは、そのように進めさせていただきます。

【深堀分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案等を議題といたします。



福祉保健部長より、予算議案等の説明をお願いいたします。

【中田福祉保健部長】福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の福祉保健部、及び同資料の追加1を併せてお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分の2件であります。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 福祉保健部の1ページをご覧ください。

はじめに、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で118億2,027万8,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で119億524万2,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、1ページに記載のとおりであります。

補正予算の内容について、ご説明いたします。

2ページをお開きください。

（職員給与費について）

福祉保健部職員の給与費について、関係既定予算の過不足調整により、5,062万2,000円の増を計上しております。

（医療提供体制の充実について）

今冬の季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備えまして、検査及び医療体制の強化を図るため、地域における相談・診療・検査を提供する体制の確保に向けた、地域外来・検査センターの充実に要する経費として、4,882万3,000円の増、検査体制の強化・

効率化を図るために必要な検査機器の導入に要する経費といたしまして、1,489万9,000円の増などを計上いたしております。

（医療従事者等に対する慰労金の支給について）

新型コロナウイルス感染症の医療提供に関し、患者と接する医療機関に勤務する医療従事者等に対する慰労金の支給に要する経費として、7億7,425万円の増を計上いたしております。

このほか、3ページから4ページにかけまして、一つ、被災施設復旧費補助金について、一つ、災害時の歯科保健医療提供体制の整備について、一つ、生活福祉資金貸付金について、一つ、債務負担行為についてで、記載のとおりであります。

続きまして、公の施設の指定管理者の指定に伴う予算議案に関する議案をご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部の1ページをお開きください。

第141号議案「公の施設の指定管理者の指定について」につきましては、長崎県視聴覚障害者情報提供施設条例に基づき、「長崎県視覚障害者情報センター」の管理運営を行う指定管理者を公募したところ、1者から申請があり、選定委員会における審査結果を踏まえ、「一般社団法人長崎県視覚障害者協会」を指定管理者として指定しようとするものであります。

続きまして、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 福祉保健部追加1の1ページをお開きください。

第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算は、福祉保健部合計で1,374万5,000円の減となっております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】ありがとうございました。

次に、こども政策局長より、予算議案の説明をお願いいたします。

【園田こども政策局長】こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 こども政策局及び同資料の追加1を併せてお開きください。

それぞれ冒頭部分となりますが、今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

議案説明資料、当初分の1ページをご覧ください。

はじめに、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、こども政策局合計で686万3,000円の増、歳出予算は、こども政策局合計で43万8,000円の増となっております。

なお、各項目につきましては、記載のとおりであります。

これは、こども政策局職員の給与費にかかる関係既定予算の過不足調整に要する経費であります。

続きまして、追加1の1ページをお開きください。

第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算は、こども政策局合計で127万円の減となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】ありがとうございました。

次に、医療政策課長より補足説明を求めます。

【伊藤医療政策課長】第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち、医療政策課分につきまして、お配りしております補足説明資料に基づきまして、ご説明をいたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症にかかる検査体制や医療提供体制のさらなる拡充・充実を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を積極的に活用し、早期に必要な予算などを計上させていただいております。

まず、検査体制の拡充についてでございます。

1、地域外来・検査センターの拡充ですが、これは、この冬のインフルエンザ流行期に備え、発熱等の症状のある患者に対し、それぞれの地域において相談・診療・検査を実施する体制を整備するため、各医療圏に設置しております地域外来・検査センターの拡充等を行うものでございます。

具体的には、長崎医療圏、佐世保・県北医療圏に設置している地域外来・検査センターのコンテナ等の増設、コンテナリース料や警備費等の年度末までにかかる経費の確保、その他の医療圏の地域外来・検査センターの体制を強化するため、県が地元医師会等に運営委託を行うための経費等でございます。

次に、2、検査機器の整備についてですが、これは、県環境保健研究センターや地域外来・検査センターにおける検査体制の強化・効率化を図るために必要となる機器を整備しようとするものでございます。

具体的には、検体をPCR検査装置にかける前に行う試薬の混合作業や、検体と試薬を混合する作業を自動で行う機器等を整備し、検査効率や安全性の向上を図るものでございます。

次に、医療提供体制の充実についてでございます。

1の緊急時に対応した地域医療体制整備事業費ですが、これは新型コロナウイルス感染症患者のための病床を確保した医療機関に対して、確保した病床の空床確保料について、補助単価を増額するとともに、年度末まで病床を確保するために必要となる予算を確保し、支援を行おうとするものでございます。

最後に、災害関連・復旧等への対応についてであります。

1、広域災害・救急医療情報システム費でございますが、これは県歯科医師会に対しまして、災害時の避難所における歯科医療や口腔ケア等の歯科保健医療活動の実施に必要なポータブルユニットなど器具・機材の整備を支援するとともに、今年7月豪雨災害により被害を受けた医療機関の施設・設備の復旧費用を支援しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】次に、障害福祉課長より補足説明を求めます。

【中村障害福祉課長】第122号議案の一般会計補正予算のうち、障害福祉課分について、お配りしております補足説明資料に基づいて、ご説明いたします。

お手元の補足説明資料、「障害福祉施設等設備災害復旧事業費補助金について」をご覧ください。

この事業は、国の社会福祉施設等設備災害復旧事業補助金を活用し、7月の豪雨災害により被災した障害福祉サービス事業所の事業再開に要する設備費等に関する補助を行い、事業の復旧支援を図るものであります。

補助率、補助対象施設及び補助対象経費等は、資料記載のとおりで、具体的には、一番下の5、補助予定に記載しておりますが、大村市にあります就労継続支援事業所の送迎用車両が水没により使用できなくなりましたので、替わりの車両を購入する費用80万円を補助するものであります。

続きまして、公の施設の指定管理者の指定につきまして、ご説明いたします。

お手元の補足説明資料、「公の施設の指定管理者の指定について（長崎県視覚障害者情報センター）」をご覧ください。

視覚障害者情報センターの指定管理者の指定につきましては、第122号議案の一般会計補正予算において債務負担行為を、第141号議案で公の施設の指定管理者の指定を上げております。関連がございますので、この補足説明資料で併

せてご説明いたします。

長崎県視覚障害者情報センターは、視覚障害者の福祉の向上と社会福祉の発展に寄与することを目的として設置しております。

1の施設の概要に記載しておりますが、長崎市に長崎本館を、佐世保市に佐世保分館を設置しており、業務内容は、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、その他必要な資料を製作し、または収集し、視覚障害者等の利用に供する業務をはじめ、資料記載の業務を行っております。

8月17日から9月17日までの間、指定管理者を募集したところ、一般社団法人長崎県視覚障害者協会から申請があり、審査の結果、同法人を指定管理者の候補者として選定いたしました。

次のページをご覧ください。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間、この間の運営費の県負担金1億2,099万5,000円を債務負担行為として予算計上しております。

候補者の選定に当たりましては、資料記載の指定管理者選定委員会を設置して審査を行っております。

以上をもちまして、障害福祉課の補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第141号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】第122号議案の医療政策課の緊急時に対応した地域医療体制整備事業費の91億円の予算の中身をお尋ねしたいと思います。

今の説明がありましたように、新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保ということですが、

病床の数としては、これまで最大時、35病院において395床を確保するというここを指すのか、宿泊療養施設の10施設において352床の確保というのが最大時あるんですけど、それも含めてということなのか、もう少し詳しく教えてください。

【伊藤医療政策課長】この緊急時に対応した地域医療体制整備事業費でございますが、これはあくまでも医療機関の病床の空床確保ということでございますので、宿泊療養施設の経費については含めておりません。

これは、実際に患者を受け入れる病床だけではなくほかの病床を一旦休床しまして、対応する人材の確保のために空床となった分も含めた経費ということでございます。

【深堀分科会長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第122号議案のうち関係部分、及び第156号議案のうち関係部分については、それぞれ原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案については、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【深堀委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたしますが、所管事項等の説明も併せて説明を求めます。

それでは、福祉保健部長より総括説明をお願いいたします。

【中田福祉保健部長】予算決算委員会分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案につきまして、ご説明いたします。

福祉保健部の文教厚生委員会関係議案説明資料をお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、1ページに記載の第127号議案「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例」、第141号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」のうち関係部分の3件であります。

先ほどご説明いたしました第141号議案の「公の施設の指定管理者の指定について」を除く議案の内容につきまして、ご説明いたします。

第127号議案「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例」につきましては、平成21年の制定から10年が経過し、この間に施行された歯科口腔保健の推進に関する法律等を踏まえ、社会情勢の変化に応じたものとなるよう所要の改正を行うものであります。

第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」とし、「人・

産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念に10の基本戦略を柱とする、令和3年度からの5カ年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち福祉保健部関係部分では、基本戦略1-1「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」において、医師の地域偏在の解消及び専門医の確保などの医療人材の育成・定着支援や、県民運動の展開による健康づくりに取り組みやすい環境の整備、基本戦略3-1「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」において、将来の医療需要の予測に基づいた効率的で質の高い医療提供体制の確保や高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるための地域包括ケアシステムの構築・充実に取り組むこととしております。こうした施策を積極的に推進し、県民の皆様と一体となって力強い長崎県づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、令和2年6月23日、長崎大学病院内において、相手方に一時保護の委託をした児童が、扉のロック解除機器に損害を与えた事案であり、損害賠償金合計10万3,950円を支払うため、去る11月19日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（新型コロナウイルス感染症対策について）

秋から冬にかけての新型コロナウイルス感染症対策につきましては、多数の発熱患者が発生することを想定し、それぞれの地域において適切に相談・診療・検査を提供できる体制を整備

するとともに、高齢者や基礎疾患を有する者など重症化する恐れがある感染患者に対し、限られた医療資源を重点的に投入する体制を構築する必要がありますものと考えております。

そのため、これまで感染の疑いに関する相談窓口は、各保健所が設置する「帰国者・接触者相談センター」が担っておりましたが、11月から相談者に対して最寄りの医療機関をご案内する「受診・相談センター」へ体制を移行しており、休日や祝日を含む24時間体制で、保健所設置市が管轄する区域も含め県内全域を対象に運用を開始しております。

また、各地域において発熱患者等からの相談に応じ、新型コロナウイルス感染症の診療・検査を行う医療機関として、地域のかかりつけ医療機関を「診療・検査医療機関」として整備を進め、11月17日時点において259医療機関を指定しており、現在もさらなる拡充に向け関係機関と調整を進めているところであります。

県民の皆様方には、直接かかりつけの「診療・検査医療機関」へ電話相談、もしくは「受診・相談センター」から紹介を受けた最寄りの「診療・検査医療機関」へ電話相談していただき、必要な診療と検査を受けていただきたいと思いますと考えております。

一方、医療提供体制につきましては、県内全医療圏で感染ピーク時における患者を受け入れる病床として395床を確保するとともに、軽症等の患者を受け入れる宿泊療養施設については、県内全医療圏に施設を整備し、合計で352室を確保しているところであります。

県におきましては、今後の季節性インフルエンザ流行期も見据え、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者で入院が必要な状態ではないと判断される方については、

原則として宿泊療養施設において療養に努めていただき、感染症法に基づく入院の勧告・措置の対象を65歳以上の方や呼吸器疾患を有する方などに限定することで、本県の医療資源を重症者や重症化リスクのある方に重点化してまいりたいと考えております。

今後、過去の経験を超える感染患者の発生に直面する可能性もありますが、引き続き県医師会や長崎大学をはじめとする関係機関と積極的な連携を図りつつ、必要な検査を迅速に実施し、適切な医療を提供できる体制の確保に全力で取り組んでまいります。

続きまして、5ページ目中段です。

（第5期長崎県福祉保健総合計画について）

新たな長崎県福祉保健総合計画につきましては、令和3年度を初年度とする5カ年計画とし、長崎県総合計画や保健・医療・介護・福祉分野の領域毎の計画との整合を図りながら、関係団体や市町等からの意見も踏まえて、専門委員からなる長崎県福祉保健審議会福祉保健総合計画専門分科会において検討を行い、今般、素案を策定いたしました。

今後、県議会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメントを実施し、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中に策定することとしております。

続きまして、9ページをご覧ください。

（会計検査院の「令和元年度決算検査報告」について）

去る11月10日、会計検査院から内閣に「令和元年度決算検査報告」が提出され、その中で、本県の後期高齢者医療制度と国民健康保険の結核性疾患及び精神病に係る特別調整交付金について指摘がなされております。

この交付金は、結核性疾患や精神病が主要疾

病である場合に対象となるものでありますが、それ以外の疾病が主要疾病である場合についても、レセプトに結核性疾患等の記載があれば対象として算定し、交付金の交付を受けていたものです。この結果、長崎県後期高齢者医療広域連合においては、平成27年度から平成30年度分の1億449万円、国民健康保険については、平成26年度、平成27年度分について、五島市2,372万円、南島原市9,490万円、新上五島町7,966万円がそれぞれ過大に交付されておりました。

このような事態が生じたのは、広域連合及び各市町において制度の理解や確認が十分でなかったこと、県において広域連合や市町に対する指導が十分でなかったことが原因と考えております。

今後は、広域連合及び市町に対して交付額の算定に関する資料作成にあたり確認等を十分に行うよう指導するなど再発防止に努めてまいります。

そのほかの所管事項につきましては、令和2年度長崎県健康づくり優良事例表彰「ながさきヘルシーアワード」について、地域包括ケアシステムの構築状況について、外国人介護人材の受入れについて、長崎県再犯防止推進計画について、長崎県国民健康保険運営方針について、長崎県老人福祉計画及び長崎県介護保険事業支援計画について、第6期長崎県障害福祉計画・第2期長崎県障害児福祉計画の策定について、新たな行財政改革に関する計画素案の策定について、事務事業評価の実施について、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況について、令和3年度の重点施策で、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

次に、こども政策局長より総括説明をお願いいたします。

【園田こども政策局長】 予算決算委員会文教厚生分科会でご説明いたしました予算議案を除くこども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料 こども政策局の1ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」のうち関係部分の1件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」とし、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念に10の基本戦略を柱とする、令和3年度からの5カ年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうちこども政策局部分では、基本戦略1-3「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」において、社会全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成、結婚を希望する独身者や親への支援、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発や不妊治療費助成、保

育の量の確保・質の向上及び保育士確保対策などを推進することとしております。また、基本戦略1-4「みんなで支えあう地域を創る」においては、生まれた状況や育った環境に関わらず、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向け、子どもの貧困、児童虐待、DV、若者のニート・ひきこもりなどの課題解決に向け、子ども自身や各家庭の状況に応じた支援等に取り組むこととしております。

こうした施策を積極的に推進し、県民の皆様と一体となって力強い長崎県づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（長崎県子育て条例行動計画の変更について）

長崎県子育て条例に関する取組を総合的かつ計画的に進めるために令和2年3月に策定した「長崎県子育て条例行動計画（令和2年度～6年度）」については、今年度、次期長崎県総合計画との整合性を図るなど、所要の改正を行うこととしております。

今後、長崎県子育て条例推進協議会や県議会等のご意見を伺いながら、今年度末の改正に向けて取り組んでまいります。

（長崎県DV対策基本計画の策定について）

長崎県DV対策基本計画については、第4次計画が今年度末で終期を迎えるため、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする新たな計画を策定することとしておりますが、本年3月23日に改正された国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の内容を踏まえ、長崎県DV対策等推進会議からご意見を伺うなど、検討を進め、今回、素案を取りまとめました。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメント

による県民の皆様のご意見等を踏まえながら、今年度中の策定に向けて取り組んでまいります。

続いて、3ページになります。

（「児童相談所と市町間における役割分担ガイドライン」の策定について）

児童虐待相談対応に係る県と市町の役割分担については、平成28年の児童福祉法改正により、明確化されておりますが、役割分担に応じて、ケースごとに主担当を判断する際の基準や手続き等が明確になっていないため、必ずしもその役割分担が有効に機能していないことが課題となっております。

特に、面前DV通告や泣き声通告については、児童相談所の権限を伴う対応を必要とせず、市町による継続的な支援を必要とするケースが多いにも関わらず、これまでの慣例により、児童相談所が受理した場合は、児童相談所で一律に対応を行っている状況があります。

このようなことから、役割分担の具体的な判断基準と手続きを定めたガイドラインの策定に向けて、これまで市町と協議を重ねてまいりましたが、この度、市町との協議が整い、11月1日から運用を開始したところであります。

運用にあたっては、今年度末までを試行期間とし、令和3年4月1日からの本格運用を予定しておりますので、より実態に即したガイドラインとなるよう市町と協議を行うとともに、市町職員の対応経験が少ない面前DVケースについて、児相職員が面接に同席するなど、市町への支援に努めてまいります。

その他の所管事項につきましては、一つ、児童虐待の防止等について、一つ、新たな行財政改革に関する計画素案の策定について、一つ、事務事業評価の実施について、一つ、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況につ



いて、追加1になりますが、一つ、令和3年度の重点施策で、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

次に、福祉保健課長より補足説明を求めます。

【中尾福祉保健課長】長崎県福祉保健総合計画（素案）について、補足してご説明いたします。

お手元の両面1枚物の補足説明資料、「第5期長崎県福祉保健総合計画（素案）の概要について」をご覧ください。

計画の策定趣旨につきましては、県総合計画の個別計画としまして、次期県総合計画との整合性を図りながら、保健・医療・介護・福祉分野における今後5年間の各施策の基本的な考え方、方向性を示すとともに、各施策を総合的及び体系的に進めるための指針として策定するものでございます。また、社会福祉法に基づく「地域福祉支援計画」を兼ねて策定するものでございます。

計画の期間は、令和3年度から令和7年度の5か年計画としております。

計画の策定体制としまして、福祉保健審議会の「福祉保健総合計画専門分科会」で審議し、策定を進めているところでございます。

次に、計画の体系につきましてご説明いたします。本計画は、保健・医療・介護・福祉施策の方向性を明らかにする「基本理念」、基本理念を実現するための3つの「基本目標」を定め、取組を進めることとしております。

また、平成30年の社会福祉法の改正によりまして、地域福祉支援計画の策定が努力義務となり、計画に盛り込むべき事項が追加されたこと

を踏まえまして、基本目標の3を中心に地域福祉支援計画としての位置づけを明確にいたしました。

基本理念につきましては、長崎県総合計画に掲げる基本理念に基づきまして、「県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる持続可能な地域共生社会の実現」を目指すとしております。

この基本理念に掲げる地域のあるべき姿を実現するために、基本目標1では、安心して子どもを産み育てることができる地域を目指すこととしております。施策の展開方向、主な施策については、（1）、（2）に記載のとおりでございます。

基本目標2では、一人ひとりが安全で安心して暮らせる地域を目指すこととしており、施策の展開方向としましては、（1）から（7）に記載のとおりでございます。

基本目標3では、人と人とのつながりを大切にして、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指すこととしております。施策の展開方向、主な施策としましては、（1）から（3）に記載のとおりでございます。

最後に、計画の策定スケジュールについては、5に記載のとおりでございますが、現在パブリックコメントを実施し、広く県民の皆様からの声をお聞きしているところでございます。当委員会でのご意見やパブリックコメントなどを踏まえまして、2月定例県議会で議案として上程する予定でございます。

補足説明は、以上でございます。

【深堀委員長】 次に、福祉保健課企画監より補足説明を求めます。

【猿渡福祉保健課企画監】長崎県再犯防止推進

計画（素案）について、補足してご説明いたします。

お手元の両面1枚物の補足説明資料「長崎県再犯防止推進計画（素案）の概要について」をご覧ください。

1、計画の策定趣旨でございますが、平成28年12月に成立、施行されました再犯の防止等の推進に関する法律「再犯防止推進法」の第4条第2項及び第8条第1項に基づき、長崎県における再犯防止等の施策の推進に関する計画として、新たに策定するものでございます。

参考として記載しておりますが、再犯防止推進法成立後、翌年に、国の再犯防止推進計画が閣議決定され、本県におきましては、平成30年度から令和2年度までの3か年計画で、法務省の委託を受け、地方再犯防止推進モデル事業に取り組んでおり、その成果も踏まえまして、本計画を策定することとしております。

2、計画の期間でございますが、令和3年度から令和7年度までの5か年の計画としております。

3、計画の策定体制でございますが、本計画策定のため、地方関係者をはじめ有識者等で構成する「長崎県再犯防止推進計画策定検討委員会」を設置し、ご審議いただくとともに、国の司法関係機関等の担当者レベルでの勉強会を開催し、検討を進めているところでございます。

4、計画の体系でございますが、基本理念、基本方針につきましては、記載のとおりでございます。

資料裏面をご覧ください。

重点課題でございますが、 から までのとおりといたしまして、各種施策に取り組んでまいります。

5、計画策定のスケジュールでございますが、

記載のとおりとなっております。現在、パブリックコメントを実施し、広く県民の皆様からのご意見をお聞きしているところでございます。また、各市町とも意見交換を行う予定としております。

当委員会でのご意見やパブリックコメントを踏まえ、2月定例県議会に最終案をご報告する予定であります。

説明は、以上でございます。

【深堀委員長】次に、医療政策課長より補足説明を求めます。

【伊藤医療政策課長】新型コロナウイルス感染症対策について、補足説明資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、一つ目の相談・診療・検査体制の1) 季節性インフルエンザの流行期に備えた体制整備についてであります。

季節性インフルエンザの流行期には、多数の発熱患者が発生する可能性があることから、国はそれぞれの地域において適切に相談・診療・検査を提供する体制を求めており、本県におきましては10月を目途に整備を図ったところでございます。

具体的には、 の相談体制につきましては、これまで各保健所に設置しておりました「帰国者・接触者相談センター」を県内1箇所に集約した上で、新たに「受診・相談センター」として開設しており、11月2日から運用を開始しております。

この「受診・相談センター」では、発熱などの症状がある方で、受診先に迷う方からの相談を受け付け、最寄りの「診療・検査医療機関」を案内しており、長崎市保健所や佐世保市保健所が管轄する地域も含め県内全域を対象に、土日・祝日も含む24時間体制で相談を受け付けて

おります。

次に、の診療・検査体制についてであります。診療・検査体制に関しましては、地域のかかりつけ医の中で専用の診察室を設置するなど、感染防止対策を講じた上で、発熱患者等の診療・検査を行う医療機関を「診療・検査医療機関」として指定しているところでございます。

具体的な診療の流れといたしましては、発熱などの症状がある方は、まず、地域のかかりつけ医に電話相談し、その医療機関が「診療・検査医療機関」であれば、そのまま受診し、その医療機関が「診療・検査医療機関」でなければ、その医療機関から紹介された最寄りの「診療・検査医療機関」や「地域外来・検査センター」を受診するという流れになっております。

また、そもそもかかりつけ医がない場合や、受診先に迷う場合には、先ほどご説明いたしました「受診・相談センター」へ電話相談し、最寄りの「診療・検査医療機関」の案内を受けることとなっております。

また、11月27日までに、離島を含む県内全ての医療圏におきまして、283の医療機関を「診療・検査医療機関」として指定しております。今日、現在、12月9日まででは、これが311医療機関になっております。現在もさらなる拡充に向け、医師会をはじめとする関係機関と調整を進めているところでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

2)の一日あたりの検査可能件数についてでございます。

の現在の検査体制については、11月までに離島を含む県内の37か所で1日1,888件の検査を実施できる体制を整備してまいりました。

の拡充予定の検査体制であります。長崎大学病院における検査検体の前処理の自動処理

システムの実用化や、さらなる検査機器の設置・増設など検査体制の拡充・強化を進め、年度内には、県内の40か所で1日2,832件の検査を実施できる体制を構築する予定でございます。

11月29日現在におけます検査件数につきましては、資料の下に記載しておりますとおり、2万6,979件、昨日まで、12月9日までには、これが2万9,063件となっており、このうち陽性者は271件、昨日まででは278件確認されておりますことから、陽性率は約1%となっております。

3ページをご覧ください。

3)の地域外来・検査センターにつきましては、感染拡大時における帰国者・接触者外来を設置している医療機関の負担軽減、あるいは感染の疑いがある方が、感染防止策が十分でない医療機関を受診して院内感染が発生するようなリスクを減らすために、検体採取及び検査を集中して実施する「地域外来・検査センター」を設置しているところでございます。

に記載のとおり、現時点においては、長崎、佐世保、県央の3地区でドライブスルー方式で検査を行うセンターを設置しているところでございますが、今後の季節性インフルエンザ流行期を見据え、その他の地域につきましても、地元の医師会と連携した運用開始について調整中でございます。

次に、2番目の医療提供体制について、ご説明いたします。

医療提供体制につきましては、6月に国が示しました流行シナリオに基づき算出した感染ピーク時の入院患者数は286人と試算されますことから、本県の病床確保の目標数は290床とするとともに、感染拡大状況に応じて、0から4のフェーズごとに病床を段階的に確保することとしております。感染ピーク時に患者を受け入

れる病床としては、最大395床を確保しております。

なお、各医療圏のフェーズごとに確保している病床数につきましては、資料4ページに掲載している表のとおりでございます。

5ページをご覧ください。

3つ目の軽症者等向け宿泊療養施設についてでございます。

に記載のとおり、感染者が増加した場合には、感染症指定医療機関等の病床は、重症者や中等症の患者への入院治療に優先して対応する必要がありますため、医師が入院治療の必要がないと判断した軽症者や無症状の方につきましては、宿泊施設等で療養していただく体制としております。

に記載のとおり、現在全ての医療圏に10施設、合計で352室を確保しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、新型コロナウイルス感染症対策についての補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【深堀委員長】次に、国保・健康増進課長より補足説明を求めます。

【永峯国保・健康増進課長】第2期長崎県国民健康保険運営方針（素案）について、ご説明を申し上げます。

お手元の補足説明資料をご覧ください。

まず、運営方針の性格、目的についてでございますが、この運営方針につきましては、国民健康保険法に基づき都道府県が策定するものでございまして、財政運営や資格管理、保険給付といった保険者の事務について、県と市町が共通認識のもとに実施するための統一的な運営方針ということになっております。

期間につきましては、来年度、令和3年度から令和5年度まで3年間の運営方針となっております。

策定体制につきましては、県内各市町と作業部会、連携会議、こういったものを通じて協議をしてきておりまして、最終的には、国民健康保険運営協議会にお諮りをするといった流れになっております。

体系につきましては、4番のところに書いております。記載事項につきましては、法令に定めがございまして、必須事項、任意事項としてそれぞれ記載のとおり、（8）番までございますが、本県につきましては、全ての項目を記載しているという状況でございます。

続いて、資料の裏面でございますが、今回の第2期の運営方針のポイントといたしましては、現在、国保事業費納付金の算定におきましては、各市町の医療費水準を反映した算定を行っており、それに基づきまして、保険料につきましては、各市町それぞれで算定しているといった状況でございますが、将来的に県内での保険料水準の統一に向けまして、今後、医療費水準の格差を反映させない仕組み、こういったものを検討することといたしております。その際、各市町間の医療費水準がある程度平準化されるまでの間につきましては、医療費水準の低い市町に対する措置等について検討することといたしております。そしてまた、医療費適正化に向けた保健事業などの取組につきましても、引き続き進めていくことといたしております。

今後、パブリックコメント等を経まして、年度内の策定に向けて作業を進めてまいりたいと考えております。

簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【深堀委員長】次に、国保・健康増進課企画監より補足説明を求めます。

【川内野国保・健康増進課企画監】第127号議案「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。

お手元にお配りしております、補足説明資料をご覧ください。

まず、1の条例の概要ですが、この条例は、県内における歯・口腔の健康に関する地域間等の格差の是正を図り、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成21年に議員発議により制定されたものです。

条例制定から10年以上が経過しておりますが、この間、条例制定後の国・県の主な動向に記載しているとおり、平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行され、また、本年3月の県議会においては、歯・口腔の健康が県民の健康寿命に重要であること、歯科健診の重要性とその定着を推進する施策を追加規定することなどの条例改定を求める、長崎県歯科医師会からの請願が採択されたところであります。

3の条例改正の趣旨ですが、こうした国や県の動きなどを踏まえまして、高齢者の心身の機能の低下に併せたオーラルフレイル対策等を盛り込むなど、社会情勢の変化に応じたものとなるよう、所要の改正を行うものでございます。

4の主な改正内容ですが、まず（1）第1条の目的に、健康寿命の延伸に寄与することを追加いたしました。次に、（2）第10条の基本的施策の実施に、社会情勢の変化に応じた新たな施策を追加しております。

具体的な内容は資料に記載のとおりですが、歯科医師会からの請願にありました内容につきましては、全て網羅した内容となっております。資料の裏面をご覧ください。

（3）のところですが、その他関係法令等を踏まえた文言の修正を行っております。

最後に、5の改正の経過ですが、本年4月から5月にかけて、県歯科医師会、県関係機関による協議を数回行いまして、素案をまとめました。7月には、この素案を市町や県歯科医師会を含む歯科保健医療関係団体にお示しし、意見聴取した内容を反映いたしまして、最終案を決定し、本議会に提案しております。本議会で議決・ご承認いただきましたら、今月中に公布・施行の予定としておりまして、関係機関に周知の上、市町などと連携しながら、一層の歯・口腔の健康づくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【深堀委員長】次に、長寿社会課長より補足説明を求めます。

【尾崎長寿社会課長】第8期長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画（素案）について、補足して説明いたします。

お手元にお配りしております、計画素案の概要についてをご覧ください。

まず、計画の策定趣旨でございます。

計画の性格については、老人福祉法及び介護保険法に基づき、3年ごとに策定する計画で、長崎県福祉保健総合計画等との調和が保たれた計画となっております。

計画の目的については、老人福祉計画は、介護保険事業支援計画を包含する計画で、高齢者

に関する施策全般にわたる実務計画として策定するものであり、介護保険事業支援計画は、保険者である各市町が推進する要介護・要支援者のための介護サービス基盤の整備に対して広域的な調整を行い、介護保険事業の円滑な実施を支援するために策定する計画であり、両計画は一体として策定することとなっております。

計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間となっております。

計画の策定体制は、医療福祉、介護の関係団体や、保険者である各市町の代表等で構成する長崎県福祉保健審議会高齢者専門分科会において計画案の内容について検討していただいております。

次に、計画の体系といたしまして、基本理念につきましては、「地域 みんなが支えあい、高齢者がいきいきと輝く元気な長崎県づくり」、政策目標といたしましては、「地域包括ケアシステム」の深化を掲げております。

計画の核となる取組といたしまして、喫緊の課題に対応するため、5つのプロジェクトにより、計画を強力に推進していくこととしております。

裏面をご覧くださいと思います。

展開する施策につきましては、高齢者の状況に応じた3つのステージに整理し、地域包括ケアシステムの5つの要素に応じた政策体系のもと、施策を展開してまいります。

計画の策定スケジュールにつきましては、12月から実施いたしますパブリックコメントを経まして、令和3年3月末に計画策定、公表を予定いたしております。

その他といたしまして、施設整備につきましては、地域の実情や各市町の意向を十分に尊重した計画定員とする予定でございます。また、介

護保険料につきましては、各保険者である各市町において、令和3年度から令和5年度までの介護サービスの総費用見込み量と、現在、国が検討を行っております各介護サービスの報酬単価により決定される予定でございます。

説明は、以上でございます。

【深堀委員長】次に、障害福祉課長より補足説明を求めます。

【中村障害福祉課長】第6期長崎県障害福祉計画・第2期長崎県障害児福祉計画（素案）の概要につきまして、お手元の補足説明資料に基づいてご説明いたします。

計画の策定趣旨でございますが、本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国が示した「基本指針」に基づいて、「障害福祉サービス等の提供体制の整備、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保する」ことを目的として、県及び各市町が3年ごとにそれぞれ策定するものであります。なお、障害福祉計画と障害児福祉計画は一体的に策定できるものとされております。

計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間となっております。

計画の策定体制としては、計画全体の検討を障害者基本法に基づき設置している、長崎県障害者施策推進協議会及び長崎県自立支援協議会において行い、地域における個別課題については、各市町との意見交換等を重ねながら検討してまいりました。

計画の体系としては、資料記載のとおりとなっており、特に裏面2ページ先頭の(3)重点的に取り組む施策に記載しております7項目につきましては、成果目標を設定の上、重点的に取組を進めていくこととしております。

最後に、計画の策定スケジュールでございま

すが、今後、実施を予定しておりますパブリックコメントや長崎県障害者施策推進協議会での検討を経て、令和3年3月までに計画を策定し、公表を行うこととしております。

以上をもちまして、障害福祉課分の補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【深堀委員長】次に、こども家庭課長より補足説明を求めます。

【今富こども家庭課長】それでは、長崎県DV対策基本計画の策定につきまして、お手元の資料に沿って補足してご説明いたします。

まず初めに、1、計画策定の趣旨でございます。

この計画は、今年3月に改正されました国の基本方針に即して、今年度末で終期を迎えます現行計画を改定し、第5次のDV対策基本計画を策定するものでございます。

次に、2、計画の位置づけでございますが、この計画は、DV防止法第2条の3に規定する「都道府県基本計画」であり、県総合計画の個別計画でございます。

続きまして、3、計画の期間でございます。計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間としております。

4、主な改正内容でございます。

まず、国の基本方針の改正を踏まえ、DVの被害者に同伴家族が含まれることや、一時保護後に児童相談所と連携して支援することを明記するなど、児童相談所との連携について、より明確にしており、これは他県における痛ましいDV家庭での児童虐待指導事案を受け、DV防止法が改正されたことに対応するものでございます。

また、配偶者暴力相談支援センター未設置市町におきまして、設置市町と同様に対応できるよう、支援・助言を行うことや、DV防止の啓発や相談窓口の周知方法にSNSを活用していくことなどに新たに取り組んでいくこととしております。

その他、一時保護解除後の子どもの心のケアに、スクールカウンセラーによるカウンセリングなど教育機関との連携について検討していくことや、県営住宅の優先入居に関して、県北地区での目的外使用の住戸の確保などに取り組んでいくこととしております。

最後に、5、策定までのスケジュールにつきましては、資料に記載しているとおりでございます。3月末までに計画を策定し、公表してまいりたいと考えております。

補足説明は、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【深堀委員長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。

それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、午後1時30分より委員会を再開し、まず、請願番号5番「介護・障害福祉サービス報酬単価の引き上げと人材確保に資する処遇改善施策の拡充と弾力化に関する請願書」の審査を行い、次に、こども政策局を含む福祉保健部の審査を引き続き行います。

また、3時から、請願番号6「『薬局の従事者に対する慰労金』に関する請願書」の審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 11時58分 休憩

-----  
午後 1時29分 再開  
-----

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

これより請願審査を行います。

第5号請願「介護・障害福祉サービス報酬単価の引き上げと人材確保に資する処遇改善施策の拡充と弾力化に関する請願書」を議題といたします。

山下議員から説明をお願いいたします。

【山下議員】 ありがとうございます。紹介議員の山下博史でございます。

そして、請願人でいらっしゃる長崎県社会福祉法人経営者協会会長の佐藤様、副会長の北島様でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長のご許可をいただきましたので、ご説明申し上げます。

本請願の趣旨は、離島半島を抱えた地域性に富んだ本県の介護・障害福祉サービスを行う事業所が、永続的に安定して、持続可能な運営ができるということで、県民の多様な福祉ニーズにお応えをしていくことに主眼を置いております。

特に、政府の審議会では、介護報酬改定の議論の中で、プラス改定について厳しい見解が出されている現状であります。

さらに、比較的経営が安定していると言われております特別養護老人ホームでも、赤字事業所が出てきている状況でございます。

委員長はじめ委員の皆様におかれましては、請願の趣旨をお酌み取りいただき、国に対して強く働きかけを行っていただけるよう、慎重なる審査をお願いいたしまして、ご賛同いただけますように、重ねてお願い申し上げます。

以上でございます。

【深堀委員長】 この際、お諮りいたします。

請願人から、趣旨説明を行いたい旨の申し出

があつておりますが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で簡明をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時31分 休憩

-----  
午後 1時35分 再開  
-----

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

これより請願についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

【外間委員】 紹介議員の山下博史先生、お疲れでございます。

ただいま請願人から請願の趣旨についてご説明をいただいた中で、理事者側に2点質問させていただきたいと存じます。

まず、請願の1項目めの令和3年度の介護・障害福祉サービスの報酬改定における報酬単価が伸び悩んでおられるという訴えがございましたが、この引き上げを長崎県並びに国に対して強く働きかけていただきたいというお願いでございます。

全国社会福祉法人経営者協議会が実施した調査では、2年前の平成30年度の特別養護老人ホームの経営状況は、サービス活動ベースで、先ほど3割強とおっしゃいましたけれども、35%が赤字で、そのうち、3年前の前年度も赤字が7割となっております。これらの状況から、経営は極めて厳しいということがうかがえるわけがあります。また、民間調査の会社の調査結果では、介護事業所の倒産・廃止件数は年々増加傾向にありまして、今年10月末時点の状況から、



過去最高を記録するのではないかという記事も載っておりました。

そこで、県内の介護事業所の廃止件数はどのような状況となっているのか、また、県内介護事業所の経営状況をどのように認識しておられるのか、お尋ねをいたします。

【尾崎長寿社会課長】本年度も入れました過去5年間の主な介護サービスの廃止状況につきましては、平成28年度が121、平成29年度が147、平成30年度が109、令和元年度が110、令和2年度の上半期が36、合計で523事業所が廃止となっております。

一方、新規の開設もこの4年半ございまして、484事業所が新規に開設しており、トータル、増減を加味しますと、この4年半で39事業所の減というふうになっております。

令和2年度上半期に限って申し上げますと、先ほど申し上げましたように、36事業所が廃止となっておりますが、40の事業所が新規に開設しているという状況でございます。

先ほど委員からご説明がありました、全国社会福祉法人経営者協議会が実施したアンケート調査でございますけれども、県内の特別養護老人ホームにおきましても、約2割に当たります32事業所が回答しております。

そのうち、サービス活動における令和元年度決算が赤字と回答した事業所は、約38%の12事業所、2期連続赤字事業所は、そのうち10事業所となっております、こちらは全国とおおむね同様の結果ということで、厳しい経営状況だと言えると思っております。

それから、毎年国が実施しております介護事業経営概況調査及び経営実態調査によりますと、介護サービス全体の収支差率は、令和元年度決算期ベースにおきまして、前年度0.7ポイント減

少のプラス2.4%となっております。

令和元年度におきましては、介護報酬がプラス改定になっているにもかかわらず減少になっているという状況を踏まえすと、介護サービス全般といたしまして、人材確保のための人件費の上昇等で経営状況は厳しい状況にあるというふうに認識しているところでございます。

【外間委員】ただいま課長の方からご説明があったとおり、本県は全国と似たような状況が確認できましたので、本当に状況は極めて厳しいということが、これで確認できました。

それからもう一つ、請願の2項目介護・福祉人材の確保のために処遇改善施策の充実と弾力化を長崎県並びに国に対して強く働きかけていただきたいということで、本県の地域福祉を守っていくということは、福祉を必要としている方に必要な介護サービスなどを提供できる体制があつて初めて守られていると考えております。

そのためには、先ほど質問させていただきました経営の安定が、一つの必須要素と考えておりますが、もう一つは、人材の確保と考えております。働く職員がいないとサービスの提供を行うことができない。特に、請願人から冒頭強くお話がございました、紹介議員からもございました離島部や過疎部においては、本土以上に介護人材の確保が困難であると聞いております。介護人材の確保は地域福祉を守っていく上で喫緊の課題と考えております。

先ほども、介護職員の賃金水準は、全産業平均と比べ差があるということでもございました。そのため、介護人材を確保するためには、まずは賃金水準の向上が必要であると考えますが、どのような取組を行っているのか、お尋ねをいたします。

【尾崎長寿社会課長】県といたしましても、必

要な介護サービスの提供体制には、介護人材の確保が必要と考えているところでございます。

そのため、様々な確保の取組を行ってきているところでございますけれども、特に賃金水準の向上につきましては、大変重要なことであろうというふうに考えております。

そのため、賃金向上に寄与いたします報酬の加算制度、介護職員処遇改善加算や、新たに令和元年10月に創設されました特定処遇改善加算、これらの取得を促進するため、県社会保険労務士会に委託いたしまして、事業所への助言・指導を行い、県内介護事業所の加算取得の支援を行っているところでございます。

また、政府施策要望におきまして、介護職員処遇改善加算制度のさらなる拡充というところを要望しておりまして、こうした賃金向上のための加算制度の拡充については、引き続き要望してまいりたいと考えているところでございます。

【深堀委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時43分 休憩

-----  
午後 1時43分 再開  
-----

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

第5号請願に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第5号請願「介護・障害福祉サービス報酬単価の引き上げと人材確保に資する処遇改善施策の拡充と弾力化に関する請願書」を採択することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第5号請願は、採択すべきものと決定されました。

ただいまの請願の採択に伴い、その趣旨に沿って本委員会から意見書提出方の動議を提出することにいたします。

意見書（案）を配付いたします。

〔意見書案配付〕

【深堀委員長】 これについて、何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご意見がないようですので、お諮りいたします。

本提案のとおり、意見書を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの趣旨に沿って、本委員会より、意見書を提出することにいたします。

なお、意見書文案の作成等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

以上で、請願の審査を終了いたします。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。

本委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

請願人は、ご退室いただきたいと存じます。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時45分 休憩

-----  
午後 1時46分 再開  
-----

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、福祉保健部・こども政策局の審議を続行いたします。

先ほど第141号議案の質疑は終了しておりますので、第127号議案及び第153号議案のうち関係部分に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】 第153号議案について質問させていただきます。

議案書の47ページにある介護福祉施設等における参入促進、勤務環境の改善に向けた介護ロボット・ICT等の導入促進というところでございます。

まさに今の請願でありましたが、現場においては人材確保に大変苦労されている中において、いかに介護の現場の魅力を高め、また、作業の負担軽減のために、ロボット・ICT導入は全力を挙げて取り組むべき課題だと思っております。

今回、総合計画でも案として掲載をされておりますので、どう取り組んでいかれるのかということをお尋ねしたいと思います。

今、ICT導入の施設は、前回の決算委員会の時に確認をいたしましたが、18年度の調査で847施設のうち137、16.2%しか導入がなされていない、そういった実情でありました。導入推進のための専門家の派遣、こういったところも取り組んでおられるということは承知をしております。

そういった中、まず、9月補正で導入補助の制度を構築されました。現在どのような利用状

況なのかということを確認させてください。

【尾崎長寿社会課長】 9月補正予算で成立いたしました、感染症対策に資する介護ロボット・ICT導入促進事業につきましては、10月から介護事業者に対し募集を行ったところ、予算額2億円を大きく上回る5億円ほどの事業計画が、今、上がってきているところでございます。

現在、事業計画を精査しておりまして、早急に内示等を行っていきたいと考えているところでございます。

【川崎委員】 2億数千万円の予算に対して5億円以上の申し込みがあったと。予算を超えての執行はないということですので、そこは今から精査をされると思うんですが、要は、なかなか進んでないという結果にもかかわらず、9月補正で促したところ、想定以上の申請があったと。やはり現場のニーズはかなり高いものであると、そのように認識をいたします。そう考えると、やはり専門家の派遣、そして、皆さんがこうすれば現場の作業軽減につながっていくなということ認識された動きが、この結果だと思えます。

そうすると、今後どう促進をしていくのかということはおのずと答えは出てくると思うんですが、今後どのように支援施策を構築されるのか、お尋ねいたします。

【尾崎長寿社会課長】 今回の事業計画の募集状況を見まして、介護事業所における介護ロボット導入の事業ニーズが非常に高いということを考えているところでございます。

今回の予算では、全てを支援することはできませんけれども、今後、補正予算なども含めて、予算の確保については努めていきたいと考えているところでございます。

今後は、こうした介護事業所のニーズを踏ま

えまして、介護ロボット等の導入支援につきまして、引き続き積極的に進めていきたいと考えているところでございます。

【川崎委員】身近で言えば、次の補正でも少し検討していただければなというふうに思うんです。2億円の予算に対して倍以上の申請、そう考えると、目の前であったり、何とかそこを導入したいという事業所さんの思いには応えていただきたいなと思いますので、要望とさせていただきます。

次に、52ページのところで、人材確保について触れておられます。介護福祉職が職業として選択される魅力ある職種となるよう、労働環境や雇用環境の改善を図るとともにイメージアップにも努めますということで、今後の総合計画、取り組むとされておりますが、人材確保のために処遇改善ということがあるかと思いません。

そういった中に、お給料についてはもちろんのことですが、宿舎を整備して、そこに応えていこうという事業所のニーズに対して、県も補助の制度をつくって進めておられるということは承知しております。

少し細かい話であるんですが、社会福祉法人の施設を整備すると、基本非課税なんです、人材確保や処遇改善のために宿舎を整備したにもかかわらず、その整備には不動産取得税やその後の固定資産税が課されるんです。これは地方税法の中で排除されてないというところから、容赦なく課せられるというところはわかりました。

せっかく人材確保、処遇改善のための投資にもかかわらず、やはり税が課せられるとなると、なかなか、また重い負担になってくると。このところから、税を免除ということについては、

それは大変難しいところはあるかもしれませんが、ぜひ福祉の行政の面から、そのあたりはしっかりときめ細かく見ていただきたいと考えておりますが、見解を伺いたいと思います。

【尾崎長寿社会課長】介護人材を確保するため、経営状況が厳しい中、事業所の皆様が就労環境の整備にご自身で取り組んでおられるということはお伺いしているところでございます。

例として説明がございました職員宿舎につきましては、やはり新卒職員の確保、あるいは外国人材の確保のために非常に有用であるということで、整備する事業所もあるとお聞きしているところでございます。

県では、国の基金事業を活用いたしまして、介護職員用の宿舎整備に対する補助金を9月補正予算でも計上したところでございます。今後、本補助制度の活用促進については努めてまいりたいと考えております。

また、職員の確保につきましては、介護事業所の皆様にどのような課題があるのかということや団体の皆様とか、あるいは事業所の皆様と意見交換を引き続き行っていき、ニーズの把握に努めてまいりたいと考えておりました、現場の実情を踏まえた施策に取り組んでいきたいと考えております。

【川崎委員】大局は、最後おっしゃったとおりとしても、ぜひ税の部分とかということについてもきめ細かく、ぜひ見ていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、179ページに、これは健康長寿日本一プロジェクト、政策横断プロジェクトとして、右手の方に図をつくって整理をされて、一番下の方にオーラルフレイル対策の推進と、先ほど条例改正の説明もいただいたところでありますが、こういった中で口腔ケアの大切さという

ころをしっかりとまた施策に据え、推進をしていこうとされることについては評価をしたいと思います。

そういった中で口腔ケア、歯周病というのはよく聞きますのでわかるんですが、口腔がんということについて、耳にはするものの、なかなか実態がよくわかりません。長崎県の今の実態についてご説明いただきたいと思います。

【伊藤医療政策課長】口腔がんにつきましては、その罹患数や死亡数が極めて少ない希少がんの一つでありまして、口腔がんのみを示す分類がございません。統計データから口腔がんのみの実態の正確な把握はできませんが、長崎県が平成27年まで独自に実施しておりました「長崎県がん登録」の中で、平成27年の口腔領域に発症したがんの罹患者数のデータがございます。27年の罹患者数は48名、うち女性の罹患者数が17名ということでございます。口腔がんの死亡者数等については、県のがん登録でも把握はされておられません。

ただ、口腔ケアというのは口腔がんだけではなく、特に手術前後の適切な口腔ケアで肺炎等の合併症が減少するということが明らかになっておりますので、県のがん対策推進計画の中には、このがん診療連携推進拠点病院等に、医科・歯科連携による口腔ケアの推進を掲げまして、これら拠点病院等では、歯科医師や歯科衛生士による専門チームを設置いたしまして、適切な口腔ケアの提供に努めているところでございます。

【川崎委員】実態を捉えるに当たっては、最終的に死亡者の数は捉えきれないということでしたから、今後、少し注目をして見ていただいて、また、適宜ご報告をいただければと思います。

次に、こども政策局にお尋ねいたします。66

ページのところですが、保育人材の件でございます。

こちらに幼児教育・保育の充実という点に、保育人材の安定的確保に向けた離職防止策の推進、その下には、保育士・保育所支援センターのマッチングシステムを活用した潜在保育士の再就職支援というところがあります。これも前回の決算委員会でもお尋ねをいたしました。このマッチングシステムを利用した取組というのが、あまり実績が上がってないように見受けられました。

そういったところから、担当課長からは、アンケートを今実施しているというご報告もいただきました。そのアンケートからどのようなものが課題として見えたのか、お尋ねいたします。

【徳永こども未来課長】委員ご指摘がございましたアンケートでございますが、先般、潜在保育士と思われる県内の約7,900名の方々に多様なアンケートをさせていただいております。15.5%の方、約1,200名の方にご回答いただいております。

アンケートの結果の中で、少しかいつまんで論点として見えてきたところをご説明させていただきますと、その中で勤務経験があるといった方、678名いらっしゃいましたが、その方々に関して、例えば「なぜ退職されたのか」というご質問に対してましては、やはり妊娠・出産、結婚といったようなライフイベントがきっかけになっている方が最も多く、その中でも、仕事と家事や育児との両立といった面がなかなか難しいというご意見が多かったということが一つございます。

そのほかにも、当然、給料の問題ですとか、仕事量の多さ、あるいは対人関係などが理由の

方もいらっしゃいましたが、ライフイベントをきっかけにやめた方と比較すると、3分の1程度というような状況でございました。

また、「今後働きたい」と回答した方が243名いらっしゃったんですが、その方々のアンケートの中でちょっと特徴的だなと思ったのが、働いてみたい雇用形態のところ、正規職員ではなくて、非正規で働きたいという方が7割いらっしゃいまして、希望する1週間の勤務時間も短くて、給与水準もそれほど高いものを望んでおられないということはよくわかりました。

あともう一つ、再就職するに当たって、やはり研修を事前に希望するという方が7割ぐらいいらっしゃいまして、こういったところが、アンケートの結果から、今後の課題として取り組まないといけない点かなと考えております。

【川崎委員】ありがとうございます。これはぜひ公表をして、いろんなご意見をまた皆様からいただければいいかなと思います。私も結果は全員いただいております、目を通させていただきました。

ちょっと興味深かったのは、保育士資格を取得した理由が、割合が高い順に、「子どもが好きだから」、「自分の性格に合っている」、「憧れの職業だから」が上位3つでした。まさに自分の天職として、希望を持って保育士資格を取って、そしてこの世界に飛び込んでこられた。しかしながら、今アンケートで説明があった、仕事量が多く、時間外勤務も多いといった実態。あるいは、結婚、妊娠・出産等でおやめになられて、復職については、ちょっとまた違う角度で改善してほしいという部分があったということがありました。

要は、憧れを持って飛び込んだ世界でしたが、様々な実態と自分の考えていたところとはちょ

っと違うところがあって、なかなか長続きしない、あるいは復職ができない、そのようなところから、ぜひ課題をしっかりと整理して、事業所の皆様とともに課題を共有して、解決をしていただいて、そして、潜在保育士と言われる方がまた現場に戻って、いわゆる保育士不足というテーマについて解消していただければというふうに思っております。

最後に、67ページの子育て世代包括支援センターの設置について、お尋ねいたします。

まず、実態として、平成30年度に4市町が設置をし、来年度までに全市町に設置目標ということでありました。まず、平成30年度時点で4市町というのはかなり遅れているのではないかと、そのように感じておりますが、まず遅れている理由、そして、来年度全市町設置、これは本当に実現できるのか、お尋ねいたします。

【今富こども家庭課長】まず、今、設置が遅れている理由等につきましては、市町の方にお尋ねしましたところ、必要な専門職の確保でありますとか、母子保健担当部署と子育て支援担当部署が連携して対応することになるんですけれども、その連携方法でありますとか、そういったあたりに課題があるとお伺いしております。

現在の設置状況でございますが、現時点で15市町が設置済みでございまして、今年度末までに、21市町のうち19市町が設置する予定となっております。

残る2市町につきましては、来年度中に設置予定とお伺いしております、その遅れている状況としましては、島原市につきましては、母子保健担当部署と子育て支援担当部署が連携し、どのような実施体制をとってやっていくのかというところが固まらなかったというのがありまして、その部分につきましても、おおむね方

向性が決まったということで、来年度中には何とか準備ができそうということです。もう一つ、五島市につきましては、こちらの方は準備の開始が少し遅れたということで、設置時期がずれ込んでいるとお伺いしております。

【川崎委員】大体見通しが立ったように、今伺いました。

子育て世代包括支援センター、日本版ネウボラといった名称でスタートしたものと思います。「ネウボラ」というのは、フィンランド語で「相談の場」と言われています。子育てに対して不安を持っておられる方が相談をして、その不安を解消しながら子育てに取り組んでいくというところで重要な施設だというふうに思います。12月初旬には、生後15日の子どもさんの口を塞いで母親が殺害をしたと、そういった悲しいニュースを見ました。産後間もない状況のホルモンバランスの崩れ、うつの状態、そういったこともちょっと言われているところでありまして、まさにこういう時期にしっかりしたサポートがあると、こんな悲劇は生まなかったんだろうと思っております。ぜひ、この子育て世代包括支援センターをしっかりと整備して、このように子育てに悩んでおられる方に適切にサポートが行き届くように、整備を推進していただきたいと思っております。

【深堀委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、第141号議案も含め、第127号議案及び第153号議案のうち関係部分に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第127号議案、第141号議案及び第153号議案のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案については、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は85、87、89、91、92、93、99、108、109であります。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【川崎委員】91番の長崎県保育協会から出された陳情書について、お尋ねをいたします。

ここも人材確保のことが課題ということでの陳情でございます。まず、認識を聞かせていただきたいんですが、「保育士等への更なる処遇改善及び、人件費加算制度の創設について」というところの項目です。

そこで、年度初めと年度末の入所児童数の差と保育士の継続雇用との非整合に経営上の負担があると、そのように捉えましたが、県の認識をお尋ねいたします。

【徳永こども未来課長】今、委員ご指摘ございました保育協会の要望、要は、年度初めの入所児童数等による施設の負担というお話でございますが、施設にくる運営費の補助につきましては、月初めの児童数が算定の基礎となっております。保育園等の場合は、5歳児クラス全員が

小学校に入るといふ部分がある一方で、ゼロ歳児の方については、入ってくるタイミングというのがまちまちになりまして、年度の途中でゼロ歳児の方が入ってくるという現状がございます。

そういったことで、4月の児童数が一番少なくなるということで、そういった部分について年度当初について、要は、職員の方を継続して雇用する場合に人件費等の負担があると、そういうことであるというふうに認識をしているところでございます。

【川崎委員】 私は、1年間の中で年初に確保しておかないと、年度末の一番入所児童のピークに対応できないかと思っておりましたが、今、月初めでそこは見ていくということでありますが、でも、現実問題として、都合よく人材確保というのができれば、恐らくいろんなところで人材確保の問題があっている中で、こんなことはないと思っておりますね。

そう考えていきますと、この辺もしっかりと現場の課題をよくよく分析して対応すべきであるというふうに思っていて、先ほどアンケート調査で説明をいただいた、比較的非常勤、あるいは短時間で勤務をしたいという潜在保育士の思いもあられたと、まさにここをうまくマッチングしていくということでカバーができるような気もいたしました。気もするで、まだ確信がないものですから、そういったところについてもぜひ分析といいますか、現場の方と意見交換をしていただきながら、いい制度の構築を考えていただきたいと思いますというんですが、ご所見を伺います。

【徳永こども未来課長】 ただいまのご指摘につきましては、保育の需要というのが年間で変動する中で、例えば、先ほど私どもがお話ししま

した、非常勤で働きたいという方あたりが、要はうまくマッチングできるんじゃないかというふうなお話かと思っております。

もちろん、保育士確保全体で新卒者対策でありますとか、離職者対策、それから、こういった潜在保育士の方をどう組み合わせて現場のニーズに合わせていくかという課題は十分にあるかと思っております。

あと、根底には、やはり実際に配置されている職員の数と現場の実態というのが少し加配があって合っていないとか、そういった部分も根底にはあるかと思っております。ですから、今言われた委員のご指摘も踏まえた中で、潜在保育士にこういった部分を担っていただくというふうなことを考えていくのかでありますとか、国に対して、やはり配置実態に合った補助制度にさせていただくという部分については、引き続き国にしっかり要望していきたいと思っておりますので、そういったところを組み合わせながら、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【川崎委員】 もう一点、最後です。

92番の長崎県私立幼稚園連合会からの陳情で、私立幼稚園等の教職員の人材確保のための処遇改善の推進等という箇所ではありますが、ここで住居の補助に対する要望が、今まで要望された中で、恐らく今年度初めて新たな項目として要望されているというふうに思います。

要は、お勤めの方の処遇改善の一環とともに、人材確保のために、本県を、地元から離れることなく、地域でお仕事ができるようにということから、ぜひその制度構築をしていただいて、住居確保に努めたいということの思いと受け止めました。

一方、政策等決定過程の透明性等の確保に関



する資料で、このことについて、「保育施設等へ就職する新卒者の県内就職は、毎年約8割強の高い割合で推移しており、現状では、本県において県外流出の増加傾向は見られません」という県の認識なんですね。ご要望と県の認識、ちょっと乖離といたしますか、ずれといたしますか、あるんですね。そういったところから、やはり流出して危機感を持っているからご要望なさっていると思うんですが、ここのあたりについて、いま一度確認をさせてください。

【徳永こども未来課長】こちらの幼稚園連合会からのご要望につきましては、委員ご指摘のとおり、県外流出という部分が、結構顕著になってきているというようなお話かと思えます。

確かに、大学でありますとか、短大でありますとか、養成学校の方にお話を聞きますと、県外の方からそういった住宅手当等を少し拡充したような求人があるというのはお伺いしております。

ただ、県内の養成学校を卒業後、県内にどう残られているかという分析につきましては、今のところは、こちらに記載しておりますが、保育士になられた方の中では8割ほどの方は残っていただいております、県内の出身の方に限れば、9割近い定着率があります。

例えば数字で申しますと、430人ほど大学や養成学校の定員があるんですが、おおむね実数で、大体約30人ほどの方が県内から県外の保育施設に行くというような実態はございます。

もちろん、こういった取組について、引き続き手を緩めることなく、しっかり取り組んでいく必要があると思っておりますが、現状の認識としては、こういった状況ではないかなというふうに認識をしているところでございます。

【川崎委員】先ほどアンケートで、「なぜこの

施設を選んだか」というところに、「自宅に近いから」というところがあったんですね。だから、まさに県外流出なんていうことではなくて、地元で就職をとということが希望としてはあるんだろうというふうに思いました。

でも、一方、そういうふうに県外、例えば首都圏というところから学校側に対して、ぜひ人材をとということの動きがあっているということが事実。そして、また、潜在保育士さんに対するアンケートなので、新卒さんとは違うかもしれませんが、「保育士・保育所支援センターの人材登録は希望しない」という項目があって、逆に、就職をするに当たっては、友人などからのいろんな情報からその施設に行くというケースもある。そう考えると、一度流出をして勤めて、いいよと、住宅もそろっていますよ、楽しい施設も周りにはいっぱいありますよ、そういう魅力がどんどん伝わっていくことで、この流れが加速しかねないということも懸念をしております。

そういったところから、このご要望に真摯に向き合っていて、今は8割かもしれませんが、ひょっとしたら、来年はもっとということも十分想定をされますので、ぜひここはまた、現場の皆さんと意見交換をしていただいて、しっかりとした施策を講じていただきたいと思います。最後に、見解をお聞かせ願います。

【徳永こども未来課長】委員ご指摘のとおり、保育人材の確保ということに関しまして、喫緊の課題であることというのは、もう言うまでもございません。重要な施策として認識をしております。

そういった中で、人材確保についても幾つかのカテゴリーに分けて考えないといけないという部分がございますが、今言われたのは新卒者

の対策がメインでございますが、十分にそういった状況等もよく見ながら、必要な施策が何なのかというのを真摯に見ながら、対策に取り組んでいきたいと思っております。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

【石本副委員長】陳情の番号で言いますと、108及び109になりますけれども、「民生委員児童委員協議会等運営費補助金の確保について」ということで、先月30日に、松浦市及び平戸市の市長及び協議会連合会会長から一緒に要望がありましたけれども、この内容について、再度確認をしたいと思っております。

結論から言いますと、要するに民生委員・児童委員の数に対する運営費補助金が、委嘱された人数分交付されていないということで、これについては、ぜひとも委嘱されている委員分の運営費補助金については支給をお願いしたいというのが1点。

もう一つ、県下全体を見ました時に、委嘱された委員分、それから交付された補助金に差がありまして、ここについても、今後は定数の見直しをされるということでもありますけれども、この定数の見直しについても、各地域、いわゆる標準的な世帯数で算定した人数でなくて、各地域の実情を勘案した見直しをぜひともしていただきたいという要望でございましたけれども、これについての県の見解をお伺いします。

【猿渡福祉保健課長企画監】ご要望を受けまして、委嘱した方に対しては、活動に支障が出ないように、人数に応じた活動費を補助したいということで、現在考えております。

今年度につきましては、2月補正で計上できないかということで、予算計上させていただく準備をしております。

来年度につきましても、委嘱数に応じて補助

する予算額を当初予算で要求しており、不足がないように、予算確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

もう一点、定数の見直しについてでございますが、今回ご要望いただきました松浦市、平戸市、両市長におかれましても、定数見直しの必要数性については、一定ご理解をいただけていると認識しております。副委員長ご指摘のとおり、配置基準の受け持ち世帯数ありきではなくて、地理的な事情ですとか、地域の高齢化の状況ですとか、その地域の事情を勘案して、市長町や民生委員児童委員協議会の方々とも丁寧に協議を進めて、令和4年度の一斉改選に向けて、定数見直しについてもやっけていき取り組んでまいりたいと思っております。

【石本副委員長】ありがとうございました。

ぜひ、ここについては、各市町とも大変苦労している中に、人材を確保するというのにも大変苦労されておりますし、また、委嘱された方についても、ボランティアという気持ちで頑張っておられるということでもありますので、ぜひとも委嘱をいただいた人数分の補助金については確保していただきたいということでございます。

今後の見直しについても、先ほど回答がありましたように、しっかりと各地域の実情を各市町とも協議しながら進めていただきますように、よろしくお願ひします。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

暫時休憩します。

-----  
午後 2時22分 休憩  
-----

-----  
午後 2時22分 再開  
-----

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。  
換気のための休憩に入ります。  
再開は、15時からいたします。

-----  
午後 2時23分 休憩  
-----

-----  
午後 2時59分 再開  
-----

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。  
これより請願審査を行います。  
第6号請願「『薬局の従事者に対する慰労金』  
に関する請願書」を議題といたします。

前田議員から説明をお願いいたします。

【前田議員】 皆さん、こんにちは。

今日は、貴重な審査の時間の中で、今般、「『薬局の従事者に対する慰労金』に関する請願書」をお受けいただき、これから審査いただきますことを、本当に感謝申し上げます。

内容につきましては、請願書の文書を読んでいたいただいたらわかると思うんですが、国の方で医師や看護師、そして歯科医師、歯科衛生士、介護職等に慰労金が出されているというのはご承知のとおりですが、その大きな医療機関の一翼を担う薬剤師の関係者に対する慰労金が出ないことに関しまして、やはり現場の方も含めて、自分たちの医療提供に対しての業務が、国に正当に評価されていないという声が多く上がっております。

そして、この後また請願人の方から、現場の声等をお聞きいただきたいと思うんですが、やっぱりまだまだコロナが終息しない中で、医療機関における薬剤師、そして薬局の機能というものは大変重要だという認識をする中で、そしてまた、最近では長崎県においては、特に、ファーストコンタクトという形で、患者の疑いが

ある方が、最初に病院に行かずに、直接薬局に来ているような現況もある中で、非常に身の危険のリスクを感じながら懸命に働いているところでございます。

どうか今日の審査におきまして、この制度の趣旨内容について、ご賛同いただきますよう心からお願いしたいと思います。

今日は、どうぞよろしく願いいたします。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

この際、お諮りいたします。

請願人から、趣旨説明を行いたい旨の申し出があっておりますが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で簡明をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時 2分 休憩  
-----

-----  
午後 3時 7分 再開  
-----

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

これより請願についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

【松本委員】 先ほど請願人からも趣旨説明がございました。今回のこの請願によると、薬局が医療従事者に対する慰労金の支給対象外になっているということでございます。

そこで、まず、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の概要の資料を入手いたしまして、ちょっと確認をしたいのですが、そもそもの事業目的というのが、医療機関の医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症拡大防止・終息に向けてウイルスに立ち向かい、

感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であることから、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対し慰労金を給付するという事業目的になっております。

ここで確認したいのは、薬局自体が、感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴う、そして、継続して提供することが必要な業務である、これに当てはまるか当てはまらないか、お尋ねをいたします。

【本多薬務行政室長】薬局に関しましては、今、お話があったとおり、感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴う施設、また、継続して提供が必要な医療提供施設ということは認識しております。

【松本委員】この交付事業の事業目的の一番と一番に当てはまる状況であられると。先ほど請願人からも説明がありましたとおり、リスクを抱えながら患者との接触もありますし、もし薬局の中でクラスターが発生したり感染があると、薬局の業務自体が継続できなくなり、このことも、やはり地域医療に大変な影響を与えるという側面もございます。

そういった中で、先ほど請願人からも、実際にマスクを外して指導することも説明がありましたし、今、請願人の話を聞いて一番思ったのは、やはり市販の薬を買う時に、熱があった状態で、そのまま薬局に駆け込む方もいらっしゃると思います。熱があるから、とりあえず解熱剤をと思って、処方箋がなくても薬局に行く。そのときには、熱がある場合ですから、やはり患者になっているわけでございまして、そういった状況の中で、本当に対象から外れていいのかという疑問が残るわけでございます。

そういった中で、では、これは県の見解であると思いますが、もう一つお尋ねしたいのは、それでは、他県で薬局・薬剤師等の慰労金事業に取り組む都道府県が現実としてあるのか、現状についてお尋ねをいたします。

【本多薬務行政室長】今お話がありました、他県でこのような事業はやっているかということですが、調べましたところ、秋田県、熊本県、佐賀県、神奈川県で実施をされると。また、宮崎県におかれましては、現在の議会の方に上程されているということをお聞きしております。

【松本委員】今、答弁の中で、秋田県、熊本県、佐賀県、神奈川県、宮崎県ということで、実際にこれは県の判断で予算を組んで、薬局に対しても慰労金を支給しているという事実がございます。

こういったことを聞くと、やはり、逆に対応しない方がいかなものかなというふうに認識を持つんですが、このことに対してご見解をお尋ねいたします。

【本多薬務行政室長】この問題につきましては、全国的な問題というふうに考えております。

それで、11月10日には、全国知事会の方で、国の方に包括支援交付金、それから地方創生臨時交付金の見直しを要請しております。その動向等も踏まえまして、県で何ができるか、考えていきたいと思っております。

特に、今お話がありました、ファーストコンタクトのアクセスポイントになっているという話を聞きましたけれども、それに関しましては、今まで県の薬剤師会の皆様方が積極的に進められたかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化に努められた結果、住民の方々が相談に来られるということだったと思っております。実になり始めたということを感じておりますので、支援金がどうか

というのはなかなか難しいお話になるかもしれませんが、このかかりつけ薬剤師・薬局機能強化に向けた取組が何かできないか、ご検討させていただきたいと思っております。

【松本委員】先ほどもありましたとおり、薬局に対しては感染防止対策のための支援を国が薬局に対して支給をしていると、これは、もちろん医療機関もそうです。しかし、そこに取り組む従事者に対する慰労金は、県としてはまだ支給してないという状況でございます。

今も感染拡大が進む中、そして、やはり冬になりますと風邪とか増えてきます。様々なファーストコンタクトの対応を薬局の従事者の方がやっていたら。そういったものに対してしっかりとした慰労金を、なぜ薬局だけ外れるのかという意見もしっかり踏まえながら、財政面も含めて協議していただくことを要望して、質問を終わります。

【深堀委員長】ほかに質疑はありませんか。

【堀江委員】請願人に置かれましては、日頃から新型コロナウイルス感染症防止のためにご尽力いただいていることに、まず、心からお礼を申し上げたいと思います。

そこで質問ですけれども、薬務行政室長にお尋ねいたしますが、今の質疑の中では、今後の国の動向を踏まえたいと、財源の確保の問題について国の動向を踏まえたいということなんです。例えば、一方で、国の第2次補正予算の中で、医療機関や介護施設の職員に国の慰労金が限られたということに対しまして、例えば児童福祉施設とか、学童保育でありますとか、そういうリスクの高い、子どもたちに関わる分野で慰労金が出せないかというのを独自に研究されて、例えば学童保育の職員に慰労金を出したという自治体もございます。

そういう意味では、財源の問題を、もちろん県で確保する、あるいは国の今後の動向で確保すると同時に、今の国の予算の中で確保できないかと、そういう研究というのはこれからですか。また、そういう考えはありませんか。

【本多薬務行政室長】今、いろいろ勉強させていただいているところですが、実際、包括支援金、臨時交付金のあり方について、他県の動向等踏まえまして、さらに研究を進めてまいりたいと思います。

【堀江委員】私としては、この請願は至極当然な内容だと思っておりますので、ぜひその財源を確保するという立場で、県単の財源、あるいは今後の動向だけでなく、今の国の2次補正を含めまして予算の中で確保できないのかという研究もぜひ進めて、慰労金を出すという方向での研究をお願いしたいと思っております。

【深堀委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時16分 休憩

-----  
午後 3時16分 再開  
-----

【深堀委員長】委員会を再開いたします。

第6号請願に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第6号請願「『薬局の従事者に対する慰労金』に関する請願書」を採択することに、ご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第6号請願は、採択すべきものと決定されました。

以上で、請願の審査を終了いたします。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。

本委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

請願人には、ご退室いただきたくと存じます。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時17分 休憩

-----  
午後 3時19分 再開  
-----

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

次に、公明党より、「不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）」の提出の提案を受けておりますので、事務局より、文案の配付をお願いします。

〔意見書案配付〕

【深堀委員長】 それでは、川崎委員から、意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【川崎委員】 今般、公明党会派より、「不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）」を提出させていただいております。お時間をいただきまして、ポイントのみ説明をさせていただきます。

日本産科婦人科学会のまとめによりますと、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもが5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新しました。16人に1人が体外受精で生まれたこととなります。また、治療件数も45万4,893件と、こちらも過去最高でござ

います。

国においては、「特定不妊治療費助成事業」が創設され、助成額や所得制限などを段階的に拡充してきております。また、不妊治療への保険適用もなされておりますが、その範囲が、不妊の原因調査などの一部に限られていること、また、保険適用外の体外受精や顕微受精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多いということ。

以上を踏まえまして、以下4点、国に求めたいと考えております。

1点目に、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように、十分配慮をしてほしいということ。2点目に、不妊治療の保険適用の拡大が一足飛びになかなか進まない、こういった間においても、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など、既存の助成制度の拡充を行って、幅広い世代を対象とした経済的負担の軽減を図っていただきたいということ。3点目に、不妊治療に関する相談体制の拡充を行っていただきたい。最後に4点目は、流産・死産を繰り返す不育症への保険適用についても、あるいは助成についても検討いただきたい、以上を求めていきたいと考えております。

どうぞ委員の皆様にはご賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

【深堀委員長】 ただいま、川崎委員から説明がありました「不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 しばらく休憩します。

-----  
午後 3時23分 休憩

-----  
午後 3時23分 再開  
-----

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。  
意見書(案)の提出について採決を行います。  
本提案のとおり、意見書(案)を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議なしと認めます。  
よって、「不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書(案)」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等につきましては、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

それでは、次に、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時24分 休憩

-----  
午後 3時24分 再開  
-----

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。  
こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

この後、委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時25分 休憩

-----  
午後 3時35分 再開  
-----

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。  
閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

委員改選前の定例会における委員会は、本日が最後となりますので、閉会に当たり理事者の出席を求めています。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

令和2年長崎県議会の定例会における最後の委員会でありますので、閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本年2月定例会で委員長として選任され、各月定例会、決算審査、現地調査と努めさせていただきました。

この間、石本副委員長をはじめ各委員の皆様方には、ご助言・ご協力を賜り、また理事者の皆様方には誠意あるご対応をいただき、おかげをもちまして、委員長としての職責を果たすことができましたことを、心から御礼を申し上げます。

さて、この一年間を振り返ってみますと、何といいましても新型コロナウイルス感染症の猛威にさらされた1年であり、「教育」「福祉・保健・医療」「子育て」分野を所管している文教厚生委員会にとりましても大変な1年だったことは間違いございません。

「福祉・保健・医療」分野といたしましては、通常業務に加え、感染症にかかる医療体制の構築、物資や入院病床の確保、感染症への対応、医療従事者等への支援など、各種施策・事業に、昼夜を問わず、多大なるご尽力をいただいております。

「教育」分野におきましても、県立大学では、コロナ禍に対応しオンラインでの面接指導や合同企業説明会を実施するほか、県派遣のキャリ

アコーディネーターを活用するなど、県内就職の促進をはじめとする各種施策・事業に取り組んでいただいております。

また、県立中学校や特別支援学校については、国における「GIGAスクール構想」の加速化を受け、1人1台パソコン整備を前倒しして進め、児童・生徒の学習環境の充実を促進すると同時に、コロナ禍における子どもたちの心のケアにも力を注いでいただいております。

「子育て」分野では、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て負担の増加や収入の減少しているひとり親世帯への給付金支援、不安を抱える妊産婦への応援事業、保育士の確保など、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境整備に努めていただいているところでございます。

各部局におかれましては、通常業務も多忙な中、新型コロナウイルス感染症対策においてもご尽力いただいておりますが、残念なことに、新型コロナウイルス感染症は、いまだ終息に至っておりません。

今後も県民の安全・安心のため、引き続き感染症の予防・拡大防止対策をしっかりと講じつつ、社会活動の回復・拡大に向けた対策を切れ目なく実施していただき、県内市町及び関係団体等とも連携しながら、支援が必要な分野への対応や課題解決に力を注いでいただくようお願いいたします。

最後になりますが、県政の今後ますますのご発展、並びに委員の皆様及び理事者の皆様方の一層のご健勝とご活躍を祈念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

次に、理事者を代表して、福祉保健部長からごあいさつを受けることといたします。

【中田福祉保健部長】理事者を代表いたしまして、閉会のごあいさつを申し上げます。

深堀委員長、石本副委員長をはじめまして、文教厚生委員の皆様方におかれましては、委員ご就任以来、文教厚生全般にわたりまして終始熱心にご審議をいただきまして、貴重なご意見、ご提言を賜りましたことに対しまして、心から御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対応のために、委員会運営におきましてもご配慮いただきましたことに対して、重ねて御礼申し上げます。

総務部関係につきましては、県立大学や私立高校の卒業生にかかる県内就職促進、新型コロナウイルスに関する支援策などにつきまして、熱心にご議論いただきました。

現在検討中の情報セキュリティ産学共同研究センターの整備をはじめといたします県立大学の教育研究の充実や私立学校の振興に向けて、教育環境の改善を図ってまいります。

次に、教育委員会関係では、臨時休業に伴う学びの保障や国のGIGAスクール構想を受けての1人1台端末の整備、新たな高校入試制度など、教育行政にかかる施策につきまして、終始熱心にご議論いただきました。

今後も、第3期長崎県教育振興基本計画に掲げる「長崎の明日を拓く人」、「学校地域づくり」を目指し、教育県長崎の確立に向けて、引き続き努めてまいります。

また、こども政策局関係では、長崎県子育て条例行動計画策定をはじめ、児童福祉施設等におけます新型コロナウイルス感染症拡大防止支援、新生児やひとり親を対象とした給付金事業など各種施策につきまして、熱心にご議論をいただきました。

今後も、安心して子どもを産み育てることが



でき、子どもが生まれてきてよかったと感じる社会となるよう、引き続き結婚、妊娠・出産から子育てまでの一貫した切れ目ない支援に努めてまいります。

最後に、福祉保健部関係では、医療提供体制の充実や医療従事者に対する慰労金の支給などの新型コロナウイルス感染症対策をはじめまして、福祉保健行政の諸課題につきまして、熱心にご議論いただきました。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組むとともに、県民一人ひとりの尊厳が保たれ、共に支え合い、誰もが安心して健康で生きがいのある生活を送ることができる地域をつくるために、県民一人ひとりを支える医療・介護・福祉施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、委員の皆様方より賜りました貴重なご意見、ご提言を踏まえながら、今後とも本県教育、子育て、福祉・保健の発展のために全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様がご健勝にて本県発展のために、今後なお一層ご活躍されますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

【深堀委員長】 ありがとうございました。

これをもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会 文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午後 3時42分 閉会  
-----

委 員 長 深 堀 ひろし

副 委 員 長 石 本 政 弘

署 名 委 員 中 山 功

署 名 委 員 赤 木 幸 仁

---

書 記 満 川 寿美代

書 記 河 内 隆 志

速 記 (有)長崎速記センター